

令和6年第3回小山町議会6月定例会会議録

令和6年6月7日（第1日）

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君  
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君  
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君  
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君  
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君  
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君  
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	山本 智春君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	おやまで暮らそう課長	岩田 幸生君
フロンティア推進課長	山本 尚毅君	企画政策課長	勝又 徳之君
総務課長	渡邊 徹君	税務課長	渡辺 史武君
防災専門監	永井 利弘君	社会福祉課長	長田 孝代君
長寿介護課長	杉山 則行君	住民課長	野木 雅代君
健康増進課長	伊藤 和彦君	こども未来課長	坂本 竹人君
商工観光課長	湯山 浩二君	建設課長	込山 次保君
上下水道課長	山口 幸治君	学校教育課長	勝俣 暢哉君
代表監査委員	池谷 浩君	総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	3番 平野 正紀君	4番 牧野 恵一君	

散 会 午後1時40分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び小山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(小山町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和6年度小山町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第8 報告第1号 令和5年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
- 日程第9 報告第2号 令和5年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第10 報告第3号 令和5年度小山町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第11 報告第4号 令和5年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第12 報告第5号 令和5年度小山町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第13 議案第34号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について
- 日程第14 議案第35号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第15 議案第36号 財産の取得について  
(令和6年度 東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線デジタル化整備 戸別受信機購入事業)
- 日程第16 議案第37号 財産の取得について  
(令和6年度 小・中学校デジタル学習環境構築業務委託におけるデジタル機器等の購入)
- 日程第17 議案第38号 工事請負契約の締結について  
(令和6年度 多世代交流拠点「谷戸山のいえ」整備事業)
- 日程第18 議案第39号 工事請負契約の締結について  
(令和6年度 防災安全交付金事業 町道2415号線他1路線道路改良舗装工事)

- 日程第19 議案第40号 工事請負契約の締結について  
(令和6年度 町道2144号線道路改良舗装工事)
- 日程第20 議案第41号 工事請負契約の締結について  
(令和6年度 道路メンテナンス事業 町道2181号線(向田橋)橋梁補修工事)
- 日程第21 議案第42号 小山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第43号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第44号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第45号 小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第46号 小山町町民いこいの家(あしがら温泉)の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第47号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第48号 令和6年度小山町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第28 認定第1号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。5月から10月末までクールビズ励行期間としておりますので、議会及び当局とも、会議における服装はノーネクタイ、ノー上着で行いますので御了承ください。

なお、ジャケット等は気候に合わせて各自調整可としておりますので、御協力を願います。

本日の会議に先立ち、本年4月1日付で教育長に就任されました勝俣純教育長が出席しておりますので、就任に当たっての御挨拶をお願いいたします。

○教育長（勝俣 純君） 改めまして、おはようございます。今、御紹介ありました勝俣純と申します。よろしく申し上げます。

日本の学校教育が始まって150年たち、ちょうど大きな節目に当たっています。実際、全国の学校では、これまでのようにチョークを持ち黒板の前に立って授業をするという姿が、いよいよ終えんを迎えているという状況に入っています。

また、全国の問題だけでなく、本町におきましても、少子化問題等を含めて教育に関する課題は山積しているものと考えております。

いずれにいたしましても、小山町に生まれ育つ子ども達が、安心安全な学校に通えること、また、将来につながるよりよい学びができる学校環境をつくっていくことが、教育委員会として、教育長として、私の果たすべき職務であると考えております。

これにつきましては、今ここにいらっしゃる皆様方の応援と御指導と御理解を受けながら、オール小山で子ども達の教育を推進、よりよいまちづくりに寄与していきたいと考えているところです。

今後、小山町の学校においていろんな出来事があるということは想定しておりますが、皆様方とともに、よりよいまちづくりに参画させていただけることを私としては祈念しております。微力ではございますが、教育長としての職を全うさせていただきたいと考えております。今後ともよろしく願いいたします。（拍手）

議

事

午前10時00分 開会

○議長（遠藤 豪君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和6年第3回小山町議会6月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に先立ちまして、議長における諸般の報告をいたします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりでございます。

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定によって、3番 平野正紀君、4番 牧野恵一君を指名します。

---

日程第2 会期の決定

○議長（遠藤 豪君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの18日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月24日までの18日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

---

日程第3 町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました承認第1号から認定第1号までの25議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 改めて、おはようございます。令和6年第3回小山町議会6月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席いただきましてありがとうございます。

私の不徳の致すところによりまして、強制入院をさせられまして、今日はまだ病院から一旦出てきたと、こんなことでまた議会が終わったら帰ることになります。

ここ1週間ばかり37度前後の高熱が続きまして、市販の薬で治そうということでやってきましたが、これに合わせて5月、なかなか夜が忙しくて、そんなこともございまして、また6月1日朝起きたら目まいがして立てないような状況だったんですが、その前の晩に酒を飲んだ後サウナに入って、熱中症かどうか分かりませんが、そんなような症状もあってですね。今申したとおり、6月1日の朝起きたら、ふらふら目まいがしたということで、早速、御殿場の前田脳神経外科に診察に伺ったら、即入院ということで。2日ばかり検査をしていただきましたが、脳には全く障がいなかったわけですが、原因は気管支肺炎と、こういうことでした。

そんなことで、病院を富士病院に転院をいたしまして、いまだ現在入院しているわけですが、抗生物質の点滴を打ちまして、もうすっかり治っておりますが、まだもう少し余裕を見るということで、退院のまだ決断はいただいておりませんが、遅くとも、あした、あさって退院で

きるのかなど、こんなふうには思っております。

本当に自分の不適切な、不摂生な生活がこのような形になったということで、随分反省をしておりますので、これから気をつけながら、皆さんに御迷惑をかけないようにやっていこうと、こんな思いでございますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案説明に入ります。

今回提案いたしましたのは、専決処分の承認4件、令和5年度繰越計算書の報告5件、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更1件、損害賠償の額の決定1件、財産の取得2件、工事請負契約の締結4件、条例の一部改正5件、指定管理者の指定1件、補正予算1件、決算の認定1件の合計25件であります。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和6年1月25日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び小山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正するものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月29日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、小山町税条例の一部を改正するものであり、地方自治法の規定に基づき、本年3月30日に専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律及び政令等が、令和6年3月30日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、小山町国民健康保険税条例の一部を改正するものであり、地方自治法の規定により、本年3月30日に専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、静岡県知事の辞職に伴い、先月26日に執行された静岡県知事選挙の執行費用について、令和6年度一般会計補正予算（第1号）を地方自治法の規定により、本年4月11日に専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第1号 令和5年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、町道3975号線外1道路整備事業（用沢工区）ほか3件の継続事業につきまして、令和5年度事業費の未執行額を逡次繰越しし、令和6年度の事業と合わせて執行するもので、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第2号 令和5年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、令和5年小山町議会12月定例会及び本年3月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました本庁舎外壁等改修事業ほか18事業につきまして、令和6年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第3号 令和5年度小山町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

本件は、年度内の完成ができなかった合板・製材生産性強化対策事業ほか1事業につきまして、地方自治法の規定に基づき、令和6年度へ繰越しをしましたので、同法施行令の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第4号 令和5年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

本件は、年度内に事業を完了することができなかった第二東海自動車道建設工事に伴う町道阿多野大御神線外1路線配水管布設工事1件につきまして、令和6年度へ繰越しをしましたので、地方公営企業法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第5号 令和5年度小山町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

本件は、年度内に事業を完了することができなかった小山町須走浄化センター汚泥貯留ホッパー電動シリンダ交換修繕1件につきまして、令和6年度へ繰越しをしましたので、地方公営企業法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、議案第34号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が本年12月2日に施行され、現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、被保険者証及び資格証明書を資格確認書等へ改めるものであります。この広域連合規約の変更の協議について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第35号 損害賠償の額を定めることについてであります。

本案は、所領地先の県道竹之下小山線で発生しました、水道管の漏水に起因した路面凍結による車両横転事故における損害賠償の額につきまして、地方自治法及び小山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第36号 財産の取得についてであります。

本案は、令和6年度 東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線デジタル化整備 戸別受信機購入事業のデジタル戸別受信機を購入するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第37号 財産の取得についてであります。

本案は、令和6年度 小・中学校デジタル学習環境構築業務の委託契約において、デジタル機器等を取得するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第38号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和6年度 多世代交流拠点「谷戸山のいえ」整備事業の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第39号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和6年度 防災安全交付金事業 町道2415号線他1路線道路改良舗装工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第40号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和6年度 町道2144号線道路改良舗装工事の請負契約を締結することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第41号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和6年度 道路メンテナンス事業 町道2181号線（向田橋）橋梁補修工事の請負契約を締結することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第42号 小山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第43号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第44号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、保育士・保育従事者の配置基準が見直されたため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第45号 小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用条文のずれが生じたことから、小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正するものであります。



次に、議案第46号 小山町町民いこいの家（あしがら温泉）の指定管理者の指定についてであります。

小山町町民いこいの家（あしがら温泉）の指定管理者をABCプランニング株式会社に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第47号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、印鑑登録者がオンライン申請により印鑑登録証明書を取得できるよう、小山町印鑑条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第48号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億9,486万3,000円を追加し、予算の総額を149億6,426万3,000円とするものであります。

次に、認定第1号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は23億4,486万3,000円、歳出総額は23億4,266万3,000円で、歳入歳出差引額は220万円であります。

なお、各議案の審議に際し、議案第34号を除き、担当部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

---

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び小山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）

○議長（遠藤 豪君） 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び小山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 山本智春君。

○住民福祉部長（山本智春君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び小山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）についてであります。

今回の条例の一部改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和6年1月25日に公布され、令和6年4月1日に施行されたことによ

るものであります。

条例改正は省令と同日施行が望ましいことから、地方自治法179条第1項の規定により、改正条例を令和6年3月29日に専決処分し、4月1日に施行させていただきましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

条例の一部改正では、4ページ、第1条の見出しに示す、小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例と、5ページ、第2条の見出しに示す、小山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を改正いたしました。

第1条の条例では、改正された省令のうち基本方針等について条例を改正し、詳細な運営基準等につきましては、新たに規則を制定して委任することとしました。

また、第2条につきましても、改正された省令のうち基本方針等について条例を改正し、詳細な運営基準等につきましては、該当する規則を改正しております。

参考までに、省令改正による詳細な運営基準等の規則の制定・改正内容につきましては、二つの規則とも、ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の見直しや、事業所運営規程の書面掲示に関してインターネット上で情報閲覧ができるようウェブサイトへの掲載を義務づけ、身体的拘束等の適正化の推進等の見直しをしております。

説明は以上です。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第1号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、承認第1号はこれを承認することに決定しました。

---

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例）

○議長（遠藤 豪君） 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例）についてであります。

議案書は6ページからになります。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されました。これに伴い、地方税法に基づく条例である小山町税条例の一部改正につきましても、施行日を地方税法と同じ令和6年4月1日とするために、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月30日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の一部改正は、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和することを目的に、個人住民税の定額減税に関するものが主なものであります。

次の7ページを御覧ください。

改正文の下から6行目、附則第7条の4の次に、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除について、第7条の5、そこから13ページの第7条の8までを追加いたします。

内容は、令和6年度分の個人住民税に限り、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者の所得割の額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき個人住民税1万円を控除するものであります。また、控除の調整方法等を定めております。

その他の改正につきましては、今回の地方税法等の改正に合わせて文言整理のほか、所要の規定の整備及び削除等を行ったものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。4番。

○4番（牧野恵一君） 今、話題になっている減税の話ですよね。そうすると、今みんなが分からないのがたくさんあるんですけど、まだ、国そのものから何かはっきりしたものが示されていないというような声も聞きますけれども、例えば、一般のサラリーマンは、あれでしょう、確定申告の段階で税控除がされるという仕組みになっているのでしょうか。分かったら教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡辺史武君） 牧野議員の質問にお答えいたします。

サラリーマンの所得につきましては、年末調整で額が確定いたします。このたびの定額減税につきましては、サラリーマン並びに個人事業主の方合わせまして、定額で住民税に1万円が減額されるということでございます。

減税の方法につきましては、6月分の住民税は徴収せずに、令和6年7月から令和7年5月にかけて11か月分を均等にいたしまして徴収させていただきます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第2号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、承認第2号はこれを承認することに決定しました。

---

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長(遠藤 豪君) 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長(山本智春君) 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)についてであります。

議案書は19ページからになります。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、本年3月30日に公布され、4月1日から施行されました。

これに伴い、地方税法に基づく条例である小山町国民健康保険税条例の一部改正につきましても、施行日を地方税法と同じ本年4月1日とするため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年3月30日に専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるとあります。

それでは、主な改正内容について説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険税の賦課限度額を見直すことにより、納税義務者間の税負担の公平性の確保等を図ろうとするものであります。

条例改正資料、新旧対照表の76ページを御覧ください。

第2条及び第23条におきまして、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を2万円引き下げ、24万円とするものであります。

次に、77ページを御覧ください。

第23条第2号及び次のページの第3号におきまして、低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充として、被保険者均等割額及び世帯平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき加算する額を変更するものであります。

5割軽減では5,000円増額し29万5,000円に、2割軽減では1万円増額し54万5,000円とするものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（山本智春君） ただいま、第2条及び23条の説明の後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を2万円引下げと言ってしまいましたが、引上げの修正で、引き上げて24万円とするものでありますということに訂正させていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第3号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、承認第3号はこれを承認することに決定しました。

---

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度小山町一般会計補正予算（第1号））

○議長（遠藤 豪君） 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度小山町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。

この専決処分につきましては、静岡県知事の辞職に伴い、先月26日に施行されました県知事選挙の執行経費について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度一般会計補正予算（第1号）を本年4月11日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ940万円を追加し、歳入歳出の総額を147億6,940万円としたものであります。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

補正予算書の5ページをお開きください。

17款3項1目総務費委託金を940万円増額しますのは、県からの選挙事務のための委託金を受けるものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

次のページ、6ページ、2款4項3目県知事選挙費のうち説明欄（2）県知事選挙費を940万円増額しますのは、選挙事務従事者の時間外勤務手当や選挙用事務備品の購入費などの経費を計上

するものであります。

説明は以上です。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第4号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、承認第4号はこれを承認することに決定しました。

---

日程第8 報告第1号 令和5年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

日程第9 報告第2号 令和5年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第10 報告第3号 令和5年度小山町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第11 報告第4号 令和5年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第12 報告第5号 令和5年度小山町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（遠藤 豪君） 次に、日程第8 報告第1号から日程第12 報告第5号までの予算の繰越しに係る報告案件5件については、一括議題といたします。

それでは、初めに、報告第1号 令和5年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について、報告第2号 令和5年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号 令和5年度小山町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についての3件について報告を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 報告第1号 令和5年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について説明いたします。

議案書は24ページを御覧ください。

令和5年度に継続費を設定している事業は4件であります。

まず、平成28年度から令和9年度までの12か年で設定している町道3975号線外1道路整備事業（用沢工区）は、執行残の1,173万4,698円を令和6年度に逓次繰越しいたします。

次に、平成29年度から令和6年度までの8か年で設定している足柄SA周辺地区開発道路整備事業は、執行残の1億887万8,392円を令和6年度に逓次繰越しいたします。

次に、令和5年度から令和8年度までの4か年で設定しています消防庁舎整備事業と令和5年度から令和6年度までの2か年で設定している北郷小学校長寿命化改良事業の継続事業につきま

しては、逡次繰越しする額はございません。

以上、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号 令和5年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について説明いたします。

議案書は26ページを御覧ください。

本件は、令和5年小山町議会12月定例会及び本年3月定例会において、小山町一般会計補正予算により繰越明許費の設定を御承認いただきました19件の繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

計算書の左から4列目の金額が補正により繰越明許費の設定した金額で、その横、翌年度繰越額が令和6年度に繰り越す確定額となります。

計算書の2ページ目、27ページの上から4行目の道の駅「すばしり」LED化改修事業は、指定管理者により本年度事業を実施することになり、繰越しはありません。

その他計算書の1行目、本庁舎外壁等改修事業1,740万円をはじめ、ほか17件、合計5億872万8,240円を令和6年度へ繰越しするものであります。

次に、報告第3号 令和5年度小山町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

議案書は29ページを御覧ください。

初めに、合板・製材生産性強化対策事業は、国際紛争の影響による物流停滞に伴い、補助対象設備に使用する海外製部品の調達に遅れが生じたことから、年度内の完成ができなかったため、5億2,122万8,000円を繰り越すものであります。

次に、総合文化会館長寿命化改修事業は、納入されることとなっていた交換部品が全国的な供給不足に陥り、全ての交換部品の納入が年度内には見込めなくなったため、792万円を繰り越すものであります。

以上、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、報告第4号 令和5年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告第5号 令和5年度小山町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての2件について報告を求めます。都市基盤部長 清水良久君。

○都市基盤部長（清水良久君） 報告第4号 令和5年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

議案書は30ページを御覧ください。

本件は、中日本高速道路株式会社が施工しています新東名建設工事に伴う町道付替え工事の工程に遅れが生じ、上下水道課が同時進行で施工する第二東海自動車道建設工事に伴う町道阿多野大御神線外1路線配水管布設工事につきまして、年度内に完了できなかったことから、2,709万円

を地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定により繰越しをいたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

次に、報告第5号 令和5年度小山町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

議案書は32ページを御覧ください。

本件は、能登半島地震の影響により部品の調達に不測の日時を要し、電動シリンダの製造に遅れが生じたことにより、須走浄化センター汚泥貯留ホッパー電動シリンダ交換修繕につきまして、年度内に完了できなかったことから、581万円を地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定により繰越しをいたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

報告は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 部長等の報告は終わりました。報告第1号の継続費繰越計算書の報告は、地方自治法施行令第145条第1項、報告第2号の繰越明許費繰越計算書の報告は、地方自治法施行令第146条第2項、報告第3号の事故繰越し繰越計算書の報告は、地方自治法施行令第150条第3項、報告第4号、報告第5号の繰越計算書の報告は、地方公営企業法第26条第3項のそれぞれの規定による報告ですので、御了承願います。

---

日程第13 議案第34号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

○議長（遠藤 豪君） 日程第13 議案第34号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第34号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時58分 休憩

---

午前11時08分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

---



日程第14 議案第35号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（遠藤 豪君） 日程第14 議案第35号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第35号 損害賠償の額を定めることについてであります。

議案書は35ページを御覧ください。

本案は、水道管の漏水に起因した車両横転事故について、損害賠償の額が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第13号及び小山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第7条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事故の概要についてであります。

令和3年2月18日午前7時10分頃、所領区内の県道竹之下小山線で水道管の漏水に起因した路面凍結による車両横転事故が発生しました。

水道管の漏水については、地元住民から電話連絡を受け、現地を確認後、直ちに緊急修繕の準備を進め、現場にも工事予告看板を立て2月19日に実施する計画でございましたところ、事故発生日である2月18日の早朝は気温が氷点下まで冷え込み、路面が凍結し車両横転事故を発生させてしまいました。

その後、損害賠償について相手方と協議を進めてまいりましたが、昨年の令和5年8月10日には、町を被告とする訴訟が起こされ、これまで審理を進めてまいりましたところ、本年4月26日に静岡地方裁判所から和解条項案が提示されました。

和解案の骨子は、原告の過失割合は20%とすることが相当であるとし、「被告小山町は、過失相殺後の原告の損害額である1,000万円を本件解決金として支払う義務があることを認める」というものであります。

損害賠償金につきましては、本町が加入する日本水道協会の水道賠償責任保険により全額が補填されることとなりますが、今後は同様の事故を繰り返さないように、水道施設の維持管理及び事故防止につきまして、これまで以上に細心の注意を払い、安全・安心の確保に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。9番。

○9番（菌田豊造君） 月並みの質問ですけれども、この1,000万円でもって、これで終了とされたのか。脳にも損傷を受けたという方であられますので、今後この後遺症など出たときにはどのような措置がされるのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（山口幸治君） 菌田議員の御質問にお答えいたします。

まず、今、和解条項案が示され、この和解条項案に沿って和解の解決ということで裁判所からの判決がされる予定となっております。

和解条項案には記載をされておりますが、原告と被告との間には本件に介し本和解条項に定めるもののほか何らの債権、債務がないことを相互に確認するというところでうたわれておりますので、これで全てが解決するということとなります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第35号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第36号 財産の取得について（令和6年度 東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線デジタル化整備 戸別受信機購入事業）

○議長（遠藤 豪君） 日程第15 議案第36号 財産の取得について（令和6年度 東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線デジタル化整備 戸別受信機購入事業）を議題とします。

補足説明を求めます。危機管理局长 高村良文君。

○危機管理局长（高村良文君） 議案第36号 財産の取得についてであります。

議案書36ページをお開きください。

本案は、令和6年度東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業によるデジタル戸別受信機の購入であり、地方自治法第96条第1項第8号及び小山町条例、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

事業の概要であります。令和2年度に整備をいたしました小山町防災行政無線固定系設備のデジタル化整備工事に伴いまして、デジタル戸別受信機を購入するものでございます。その台数は1,150台であります。

購入に伴います入札は、先月29日に7業者による指名競争入札を執行したところ、平野電気有限会社が4,692万円で落札決定し、消費税相当額469万2,000円を加え、5,161万2,000円で売買契約を締結するものであります。

なお、完成予定期日は、来年3月24日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第36号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第37号 財産の取得について（令和6年度 小・中学校デジタル学習環境構築業務委託におけるデジタル機器等の購入）

○議長（遠藤 豪君） 日程第16 議案第37号 財産の取得について（令和6年度 小・中学校デジタル学習環境構築業務委託におけるデジタル機器等の購入）を議題とします。

補足説明を求めます。教育次長 野木雄次君。

○教育次長（野木雄次君） 議案第37号 財産の取得についてであります。

議案書は37ページとなります。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、令和6年度小・中学校デジタル学習環境構築業務委託における財産の取得について、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、校務用パソコン150台及び図書室用パソコン8台、小学校プログラミング教育教材66セットとネットワーク機器であります。

この事業は、学校におけるICT環境についてクラウドを基礎とする環境へ移行し、教職員の働き方改革を推進するとともに、子ども達の個別最適な学びを可能とするデジタル学習環境を構築するものであります。

業務委託先の事業者につきましては、4月26日、公募型プロポーザルを実施し、株式会社JMCを優先交渉権者に選定しました。

財産の取得価格は、消費税相当額523万2,840円を含む5,756万1,240円であります。

なお、業務の完了予定期日は、令和7年3月31日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第37号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第38号 工事請負契約の締結について(令和6年度 多世代交流拠点「谷戸山のいえ」整備事業)

○議長(遠藤 豪君) 日程第17 議案第38号 工事請負契約の締結について(令和6年度 多世代交流拠点「谷戸山のいえ」整備事業)を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第38号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は38ページからとなります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、令和6年度多世代交流拠点「谷戸山のいえ」整備事業につきまして、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

事業内容は、菅沼地先の古民家及び離れのリノベーション、外構、里山整備及びWi-Fi環境を整備するものであります。

本契約の締結に当たりましては、古民家及び離れのリノベーションなどに必要な調査・測量・設計・施工及び法手続についての設計・施工一括発注による公募型プロポーザル方式を採用し、去る5月29日に、外部有識者を含む優先交渉権者選定審査会を開催し、技術提案書に基づくプレゼンテーション、ヒアリング及び審査を行い、大幸建設株式会社小山営業所を優先交渉権者として選定をいたしました。

契約金額は、見積金額8,633万円に、消費税等相当額863万3,000円を加えた、9,496万3,000円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、令和7年3月19日としております。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番。

○6番(小林千江子君) 何点か質問させていただきたいんですけども、まず、1点目、約9,500万円の随意契約を結ばれるわけですから、事業内容もここに報告されている概要であると理解しております。

8点ほど特筆する事業内容が記載されており、見取図なども御報告いただいておりますが、これらは地元の方や事業を担うNPO団体の方々との意見交換や調整は既に取られているという理

解でよろしいでしょうか。まず、お伺いさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 小林議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、プロポーザル設計・施工一括方式により、事業者の提案によるものでありますが、いろりや土間の設置場所、室内の風通しなどを考慮していただくよう、地元の地権者協議会等の意見も反映し、こちらの方は現場説明会でも説明し、実施に至っております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。6番。

○6番（小林千江子君） 地元の方達との調整が既に済んでいる、了解を得ているということでしたら、事業内容の変更も今後は入ることはないという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 小林議員の再質問にお答えさせていただきます。

こちらの方なんですけれども、まず、審査会の方でも、里山の在り方につきまして、やはり残す木と竹林等で伐採すべきかというところで様々な意見もありまして、やはり地元でも立ち会った中でこちらの方を実施していただきたいという意見も上がっております。

したがいまして、また軽微な変更につきましては町の方で実施をさせていただきますけれども、また大きな変更等につきましても地元と調整し、進めさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。9番。

○9番（藺田豊造君） 基本的な質問をさせていただきます。

今回の契約目的は、「谷戸山のいえ」整備事業となっておりますが、そこで私は事業が行われる土地建物について、2、3の質問をさせていただきます。

まず、第一は、当該地または畑については、私達への説明では、こども園のために無償提供されるというような地主からの提案があったと聞いています。

今回、これらの謄本を取ってみますと、売買と。小山町があのような建物を、これから補修もいっぱいしなきゃならないような建物を含めて、なぜ売買したのかをお伺いすると同時に、こども園の用地として購入した土地であると私は理解していますので、今回の事業はそれらの目的とは異なるものと。要するに、目的外使用になってくるのではないかといい、それについては条例を含めて何かの措置をしなきゃならないかと考えておりますけれども、どのようなものでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 藺田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、売買につきましては、平成31年3月28日に売買の方をしております。

こちらの方なんですけれども、やはり地域活性化に資するというので、まず目的なんですけれど

も、目的外使用ではないかという点ですけれども、町の方で検討を行った結果、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金の地方創生拠点整備タイプとして事業を位置づけておりまして、目的が地方創生に資する取組などを支援する拠点施設の整備ということで、こども園、いわゆる小さなお子さんも含め高齢者も活用できるような施設として整備の方を位置づけて実施していくものでございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は、議案第38号 工事請負契約について（令和6年度 小山町多世代交流拠点「谷戸山のいえ」整備事業）に反対の立場で討論を行います。

この議案第38号は、工事請負契約の締結というものでありますので、反対のタイミングとしてこの舞台が適当なのかどうかというふうな自らへの問いもありましたけれども、やっぱり9,500万円もの巨費を投じようとするのでありますから、事業の基礎の部分の検討が全く行われておらず、このまま進めると税金の無駄遣いになる、それは必然でありますので、反対討論に及んだものであります。

最大の問題ですけれども、町が9,500万円を投じて整備するにもかかわらず、この多世代交流拠点は普通財産だと言っているのであります。普通財産というのは、御存じだと思いますけれども、行政上の目的がない財産のことを言います。道路や公園とか小山町にも図書館とかいろいろありますけれども、これらは全部行政財産になっておりまして、こうした施設が不要になったときに初めて普通財産という位置づけになるわけです。そうなりますと、土地の売買、賃借と私権の設定が可能になるわけです。ですから、行政財産の場合にはそういうことは一切禁止されているわけです。

今の多世代の交流拠点ということは、多世代の交流を目的とする施設だという言葉とすれば、れっきとした行政目的にあるわけですから、これは行政財産なのであります。

そして、行政目的のある施設だという性格を法的に位置づけなければなりませんけれども、それはすなわち、その施設の設置条例を作らなければなりません。この条例の中では、名称、目的、施設の管理運営方法、利用上の制約、利用料金の有無など、これを定めなければなりません。小山町の都市公園、子育て支援センターもろもろ、これらのものは全くそのように設置条例を作って、こうした内容を条例でもって位置づけているわけでありまして。これは地方自治法で、行政つまり役場の義務として求められております。これは地方自治法を読めば明確に分かります。

工事に着手する前に公共施設としての設置条例が定められていないのでは、地方自治法に触れ

る行為にもなります。先ほど言いましたが、小山町においてもたくさんの公共施設があり、この設置条例も備わっています。つまり、このルールを知っていて、実際に条例制定に携わった職員の方も複数人いるはずであります。ですから、この基本を知らないということはありませんと思うのであります。

それから、また、建築基準法上の問題であります。

谷戸山のいえの敷地は、幅4メートル以上の公道に接していなければ建築確認は認められないのでありますけれども、現地は2、3メートルの幅しかありません。県道、つまり旧246号までの道路は最低4メートル、場合によっては、不特定多数の人が集まる施設だというふうな位置づけになれば、5メートルもしくは6メートルという条件がついても不思議ではありません。現状では、建築基準法に抵触していると考えるところです。

なお、提出された資料に基づいて私はこれは建築確認が必要だと思いますが、たとえ建築確認が必要ないとしても、不特定多数が集まる施設だというのに、救急車両も不自由な状態でいいのでしょうか。道幅が極端に狭い、このようなところのままに公共施設をつくるという姿勢が、その良識というものも問題であるというふうに私は言います。

以上、地方自治法が求められている手続を欠いていること、それから、建築基準法の定めをクリアしているとはいえ、現状として危険な状態なのでありますから、その状態を解決しないままに建物の整備を進めようという、そういう姿勢については納得できません。したがって、この議案については反対いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。6番。

○6番（小林千江子君） 私は、本案件に対して賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど牧野議員からもお話があったとおり、確かにこの多世代交流拠点「谷戸山のいえ」には約9,500万円余の金額が投じられ、改修工事を行う事業となっております。

ただ、町からも説明があったとおり、デジタル田園都市国家構想交付金、こちらの方がきちんと国により採択されている事業であります。国に採択されるということは、そちらの構想がしっかりと練られているからこそ採択されるものであり、これから大きく期待をしていきたいところでもあります。

こちらの古民家は、地元菅沼でもやはり皆様から愛されてきた古民家であります。大きく経年劣化しておりますので大きな金額はかかりますが、それでもやはり町の中心になっていただき、多くのにぎわい、まちのにぎわい創出につながることを信じております。

ぜひ、町の方も地元の方と引き続き大きく協議を重ねていただき、鋭意努力していただき、これが成功事例となっただけのように頑張っただけきたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第38号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(遠藤 豪君) 起立多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。それでは、ここで職員の入退室を行いますので、議員の皆様はしばらくお待ちください。

---

日程第18 議案第39号 工事請負契約の締結について(令和6年度 防災安全交付金事業 町道2415号線他1路線道路改良舗装工事)

- 議長(遠藤 豪君) 日程第18 議案第39号 工事請負契約の締結について(令和6年度 防災安全交付金事業 町道2415号線他1路線道路改良舗装工事)を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

- 未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第39号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は42ページからとなります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、令和6年度 防災安全交付金事業 町道2415号線他1路線道路改良舗装工事につきまして、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、平成29年度から着手しております足柄SA周辺地区の町道整備継続事業であり、主な工事の内容は、工事延長1,100メートル、側溝工延長191メートル、アスファルト舗装工1万1,440平方メートルを施工するものであります。

工事入札は、去る5月29日、町内事業者8者による指名競争入札を執行したところ、白幸産業株式会社が1億4,400万円で落札決定し、消費税相当額1,440万円を加え、計1億5,840万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成期日は、令和7年1月17日を予定しております。

説明は以上であります。

- 議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。9番。

- 9番(藪田豊造君) 工事の進捗状況についてお伺いします。

ここにある写真は去年撮られたものですが、本来ならば皆さんにお示ししたいところですが、議会運営委員会でこういうものは説明でもって足りるからこれにしろということで、私はこの写真を見ながら説明させていただきます。

ここには「新しい橋を作っています。令和5年10月31日まで」、それからこの隣には「新しい道路をつくっています。令和5年8月31日まで」、いずれも同じ会社でもって造っていますが、いまだに橋はないし、いまだに道路らしい道路は見当たりません。この進捗状況、工程はどう



なっているのでしょうか、質問します。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（山本尚毅君） 菫田議員の御質問にお答えいたします。

菫田議員から御提示のありました二つの工事につきましては、こちら一つが令和2年度町道2416号線他1路線橋梁整備工事、こちらの方が新しい橋を作っていますという工事看板に示された工事となります。

こちらの方の工事につきましては、工事工種が主に下部工及び橋台の工事となっております。こちらの工事自体はもう既に完成しております、こちら令和6年1月15日に竣工となっております。

もう一つの御提示のありました、新しい道路をつくっていますという看板に記載されていますのは、令和4年度社会資本整備総合交付金事業町道2416号線他1路線道路改良工事でございます。

こちらにつきましては、主に道路土工及び地盤改良工や集水ます工と、あと道路側溝といったものの構造物、道路の基盤となるものの工事が主なものとなっております。こちらにつきましても、令和5年9月29日に竣工しております、現場の方も完了しております。

以上となります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。9番。

○9番（菫田豊造君） 再質問します。

小山町では、橋脚のことを橋と呼ぶんですか。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁願います。

○フロンティア推進課長（山本尚毅君） 菫田議員の質問にお答えいたします。

こちらの看板に「新しい橋を作っています」ということで、橋全体のような表現がありますが、今回の工事につきましては橋脚を整備いたしました。

ただ、こちらの看板につきましては、一般の方にも分かりやすいようなことで表現をしておりますので、大きくまとめた形で「橋」という表現になってございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第40号 工事請負契約の締結について（令和6年度 町道2144号線道路改良舗装工事）

○議長（遠藤 豪君） 日程第19 議案第40号 工事請負契約の締結について（令和6年度 町道2144号線道路改良舗装工事）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第40号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は44ページからであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、令和6年度 町道2144号線道路改良舗装工事について、工事請負契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、小山町竹之下地内の町道2144号線の道路改良舗装工事を施工するものであり、施工延長は94.36メートルであります。

工事の主な内容は、車道部舗装工429.7平方メートル、歩道部舗装工66.6平方メートル、プレキャスト垂直擁壁工49.4メートル、コンクリートブロック積工300平方メートルであります。

工事入札は、去る5月29日に町内業者8者による指名競争入札を執行したところ、東静建設株式会社が7,650万円で落札決定し、消費税相当額765万円を加え、8,415万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、令和7年3月14日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第41号 工事請負契約の締結について（令和6年度 道路メンテナンス事業 町道2181号線（向田橋）橋梁補修工事）

○議長（遠藤 豪君） 日程第20 議案第41号 工事請負契約の締結について（令和6年度 道路メンテナンス事業 町道2181号線（向田橋）橋梁補修工事）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第41号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は46ページからであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、令和6年度 道路メンテナンス事業 町道2181号線（向田橋）橋梁補修工事について、工事請負契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、小山町竹之下地内の町道2181号線で2級河川鮎沢川に架かる向田橋の橋梁補修工事を施工するものであります。

橋長は51メートル、幅員は6メートルであります。

工事の主な内容は、支承装置取替工1基、橋脚部RC鉄筋コンクリート巻き立て工一式、河川河床部の根固め工一式であります。

工事入札は、去る5月29日に町内業者8者による指名競争入札を執行したところ、東静建設株式会社が5,860万円で落札決定し、消費税相当額586万円を加え、6,446万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、令和7年3月14日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。3番。

○3番（平野正紀君） 細かいことで恐縮ですが、この工事によりまして、歩行者及び自動車の通行規制の内容、また、その規制の時期と期間について、予定で構いませんのでお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○建設課長（込山次保君） 平野議員の御質問にお答えします。

歩行者、車両等通行規制、また時期、期間につきましてですけれども、通行規制につきましては、今現在行っております片側通行、これで工事を実施する予定でございます。

時期につきましては、今年度いっぱいということで工期を取っておりますけれども、その時期には通行止めを余儀なくされるということで考えております。

また、細かいことにつきましては、地元説明会を開催する予定でございますので、そちらにつきましては、また業者と打合せをいたしまして、細かい工程等ができましたら地元の方に説明をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第42号 小山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(遠藤 豪君) 日程第21 議案第42号 小山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長(長田忠典君) 議案第42号 小山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は48ページからとなります。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、地方自治法及び地方自治法施行令の条項を引用している条例の一部について、一部改正を行うものであります。

本条例は第1条及び第2条で構成されており、第1条では、小山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正を、第2条では、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正をそれぞれ行うものであります。

改正内容でありますがお手元の条例改正資料、新旧対照表の81ページをお開きください。

小山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例については、地方自治法施行令に条ずれが生じていることから、引用条項を改正するものであります。

次に、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例については、根拠とすべき法令自体が変更となることから、引用する法令及び条項を改正するものであります。

なお、施行日は、公布の日からとしております。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。  
それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午後0時00分 休憩

---

午後1時00分 再開

- 議長(遠藤 豪君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。
- 

日程第22 議案第43号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議長(遠藤 豪君) 日程第22 議案第43号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

- 住民福祉部長(山本智春君) 議案第43号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は50ページからになります。

本案は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正され、条例の一部を改正するものであります。

改正内容であります。条例改正資料の新旧対照表の83ページをお開きください。

本条例第23条で、施設内に掲示をしなければならない重要事項を、書面掲示に加え電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないと改めるものであります。

また、次に、第53条第2項第2号では、書面等の交付や提出について、磁気ディスクやシー・ディー・ロムといった記録媒体の特定の例示を削除し、電磁的記録媒体とするという抽象的な規定に定める改正をするものであります。

なお、施行日は、公布の日からとするものであります。

説明は以上であります。

- 議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議案第44号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長(遠藤 豪君) 日程第23 議案第44号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長(山本智春君) 議案第44号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は52ページからになります。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

改正内容であります。条例改正資料の新旧対照表85ページをお開きください。

いずれも保育士、保育従事者の配置基準について、条例第29条第2項で小規模保育事業A型を、第31条第2項で小規模事業B型を、第44条第2項で保育所型事業所内保育事業を、第47条第2項で事業所内保育事業の配置基準を、満3歳以上満4歳未満は「おおむね20人につき1人」を「おおむね15人につき1人」に改め、満4歳以上の児童は「おおむね30人につき1人」を「おおむね25人につき1人」に改めるものであります。

なお、施行日は、公布の日とするものであります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第45号 小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第24 議案第45号 小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（山本智春君） 議案第45号 小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は54ページになります。

本案は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用する箇所の表記を変更する必要が生じたことから、小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正するものであります。

改正の内容であります。条例改正資料の新旧対照表87ページをお開きください。

条例第2条の精神障害者の定義を規定する条文中、第5条を第5条第1項に改めるものであります。

なお、施行日は、公布の日とするものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様は、しばらくお待ちください。

---

日程第25 議案第46号 小山町町民いこいの家（あしがら温泉）の指定管理者の指定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第25 議案第46号 小山町町民いこいの家（あしがら温泉）の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長 大庭和広君。

○経済産業部長（大庭和広君） 議案第46号 小山町町民いこいの家（あしがら温泉）の指定管理者の指定についてであります。

議案書は55ページとなります。

本案は、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により、当該施設の指定管理者を、指定管理者の候補者でありますABCプランニング株式会社に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

提案の指定管理者となる団体につきましては、本年5月14日に開催されました小山町公の施設の指定管理者選定委員会において、指定管理者の候補者として選定されたものであります。

選定に当たりましては、施設の管理、自主事業に係る事業計画及び収支予算などについて、施設の設置目的を最大限達成し、利用者の利便性の向上や地域等の活力を積極的に活用した管理運営を行う内容となっているかを中心に、書面審査及びヒアリングを実施いたしました。

この結果、町民の健康増進に寄与する取組や清潔・安全を第一に利用者が安心して利用できる場の提供、利用者のニーズを的確に捉えた質の高いサービスにより満足度を高める取組など、施設の適正管理及び地域振興の拡大に十分期待できるものとして、ABCプランニング株式会社を指定管理者の候補者として選定したものであります。

指定管理期間は、令和6年10月1日から令和12年3月31日までの5年6か月間となります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第26 議案第47号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第26 議案第47号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（山本智春君） 議案第47号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は56ページになります。

本案は、印鑑登録証明書の交付申請について、従来の申請方法に加え、オンライン申請を可能とすることで、町民の利便性向上を図るものであります。

条例改正資料の新旧対照表88ページを御覧ください。



第7条において、印鑑登録証明書の交付に際し、オンライン申請の場合は、印鑑登録証の提示を要しない旨を定めます。

また、第9条の3を加え、マイナンバーカードを利用した印鑑登録証明書のオンライン申請に係る規定を定めます。

なお、施行日は、公布の日とするものであります。

説明は以上です。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第27 議案第48号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第2号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第27 議案第48号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第48号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億9,486万3,000円を追加し、予算の総額を149億6,426万3,000円とするものです。

初めに、債務負担行為の補正について御説明いたします。

補正予算書の4ページをお開きください。

本年度、小中学校のICT環境の改善と教職員の働き方改革を推進するなどの目的で実施します、小・中学校デジタル学習環境構築事業を行います。

本件は、システム構築後の運用保守業務について、令和7年度から5か年にわたり事業を実施していくため、債務負担行為を追加するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

8ページをお開きください。

16款1項2目衛生費国庫負担金を4,450万5,000円増額しますのは、コロナワクチン予防接種の健康被害に対する給付費に対して全額国から交付されるものであります。

同じく2項2目民生費国庫補助金を110万円増額しますのは、秋に予定されております児童手

当の改正に伴うシステム改修に対して全額国から補助されるものであります。

同じく 2 項 9 目デジタル田園都市国家構想交付金を 1 億 697 万 6,000 円増額しますのは、本年 3 月に内閣府から採択された三つのデジタル田園都市国家構想交付金事業に対し、2 分の 1 を交付金として見込むものであります。

次に、9 ページ、17 款 2 項 7 目消防費県補助金を 100 万円増額しますのは、感震ブレーカー設置事業に充当する財源として、県から事業費の 3 分の 1 の補助金を見込むものであります。

次に、19 款 1 項 3 目民生費寄附金を 22 万 5,000 円、同じく 4 目教育費寄附金を 134 万 3,000 円増額しますのは、歳出予算に計上している、きたごうこども園、北郷小学校、北郷中学校の備品購入のために綱山五徳会様から御寄附をいただくものであります。

次に、20 款 2 項 3 目須走地域振興事業基金繰入金を 80 万円増額しますのは、パリオリンピックの陸上競技、競歩の日本代表に選出されました須走地区出身の川野将虎選手の応援イベント事業の財源に充てるため繰入れするものであります。

次に、20 款 2 項 4 目総合計画推進基金繰入金を 7,722 万円増額します主なものは、デジタル田園都市国家構想交付金事業の財源に充てるため繰入れするものであります。

次に、同じく 5 目教育振興基金繰入金を 3,975 万 6,000 円減額しますのは、小・中学校デジタル学習環境構築事業のうち、デジタル田園都市国家構想交付金が採択された分を、当初財源としていた教育振興基金から減額するものであります。

次に、11 ページ、21 款 1 項 1 目繰越金を 220 万円増額しますのは、上野工業団地造成事業特別会計が本年 3 月末をもって廃止されたことに伴い、その余剰金を地方自治法に基づき一般会計の繰越金として受入れするものであります。

次に、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

12 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 7 目 ICT 推進費、説明欄 (3) DX 推進費を 5,502 万円増額しますのは、デジタル田園都市国家構想交付金事業のうち、デジタルフロントヤード事業を実施するための委託料であります。

同じく 7 項 1 目企画渉外総務費、説明欄 (2) 企画調査費を 1,000 万円増額しますのは、温水プール基本計画作成に必要な事業用地の測量設計業務委託料であります。

次に、13 ページ、3 款 3 項 2 目児童手当費、説明欄 (2) 児童手当費を 110 万円増額しますのは、児童手当の改正に伴うシステム改修に係る委託料であります。

次に、4 款 1 項 2 目予防費、説明欄 (2) 感染症予防費を 4,450 万 5,000 円増額しますのは、コロナワクチン予防接種の健康被害に対する給付金であります。

次に、14 ページ、同じく 3 目健康づくり推進費、説明欄 (4) 健康マイレージ事業費を 7,942 万円増額しますのは、デジタル田園都市国家構想交付金事業のうち、健康インセンティブ事業を実施するための委託料であります。

次に、8款1項4目危機管理費、説明欄(2)危機対策費を300万円増額しますのは、感震ブレーカー設置事業費補助金64件分を見込むものであります。

最後に、16ページ、12款1項1目予備費を42万5,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○企画総務部長(長田忠典君) 議長、すみません。

○議長(遠藤 豪君) はい、企画総務部長。

○企画総務部長(長田忠典君) 先ほどの補足説明の中で、9ページ、教育費寄附金につきまして、134万3,000円の増と申し上げましたが、59万3,000円の増の誤りでございました。すみません、訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長(遠藤 豪君) 改めて伺います。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第28 認定第1号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

○議長(遠藤 豪君) 日程第28 認定第1号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 認定第1号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

決算書は別冊となります。5ページを御覧ください。

初めに、歳入につきまして御説明をいたします。

1款1項1目1節財産収入23億228万8,000円の内訳は、事業協力者であります大和ハウス工業株式会社からの土地売払金23億円と、農林課からの土地売払金228万8,000円であります。

その下、2款1項1目1節前年度繰越金4,257万4,721円は、令和4年度からの繰越金であります。

次に、歳出につきまして御説明をいたします。

6ページを御覧ください。

1款1項1目27節繰出金1億6,341万9,000円は、平成29年度から実施をしております当該事業につきまして、用地取得業務、造成工事が完了し、事業協力者との清算も完了したことから、残余金を一般会計へ繰り出したものであります。

次に、その下、2款1項1目12節委託料3,954万5,000円は、造成工事の施工監理、変更許認可協議申請、確定測量・図面作成等の諸業務を委託したものであります。

次に、7ページを御覧ください。

3款1項1目22節償還金利子及び割引料21億1,119万円は、償還金の元金であります。

その下、3款1項2目22節償還金利子及び割引料1,982万円は、償還金の利子であります。

最後に、実質収支について御説明をいたします。

8ページを御覧ください。

本事業特別会計の実質収支は、歳入総額23億4,486万3,000円、歳出総額23億4,266万3,000円で、差引額は220万円となります。本事業特別会計は、令和6年3月31日をもって廃止となりましたので、差引額は一般会計の繰越金となります。

以上で、令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

なお、本造成事業は完了いたしました。今後、事業協力者と連携し、より一層企業誘致を進めることにより、企業の投資による施設整備や地元の雇用創出につながるよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しました。

次に、監査委員から、決算審査意見を求めます。監査委員 池谷 浩君。

○代表監査委員（池谷 浩君） ただいまより、令和6年4月25日付、小監第3号にて小山町長に提出いたしました令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算意見書の要点について御報告申し上げます。

なお、審査の結果は、菌田監査委員も同意見でございますので、私から御報告いたします。

今回の決算審査は、小山町上野工業団地造成事業特別会計が令和6年3月31日に廃止されたことによるものであります。

審査は、4月24日及び25日に、公正不偏の姿勢で実施いたしました。

審査に当たっては、小山町監査基準に準拠して実施し、決算計数は正確であるか、予算の執行は適正かつ効率的に行われたか、会計経理事務は関係法規に適合して処理されているか等に重点を置き、慎重に審査を実施いたしました。

それでは、審査の結果を御報告いたします。

審査の結果、財務に関する事務の執行、経営に関わる事業の管理、その他の事務の執行については、審査した範囲内において、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるといふ地方自治法の趣旨の実現のため、適正かつ効率的に執行されておりました。

お手元の審査意見書を御覧ください。

審査に付された小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算等の書類は、関係法令の規定に沿って作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

次に、予算の執行状況については、先の造成事業によるごみ問題により試掘をしておりますが、特に問題となるものは埋まっておらず、議決の趣旨に沿って適正に執行され、所期の目的を達成しているものと認められました。

会計経理事務については、毎月行っております例月出納検査を参考に審査を実施し、適正に処理されていると認められました。

令和5年度の決算収支の内容ですが、2ページの中段、決算収支の状況を御覧ください。

収入済額は、繰越金4,257万5,000円、財産売払収入23億228万8,000円でありました。

支出済額は、事業費4,823万5,000円、公課費21億3,100万9,000円、一般会計繰出金1億6,341万9,000円でありました。

歳入総額は23億4,486万3,000円、歳出総額は23億4,266万3,000円、歳入歳出差引額は220万円であり、この最終差額については、繰越明許の委託費増減によるもので、特別会計廃止により一般会計の繰越金として受け入れています。

決算審査は、令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について、計数の確認、予算執行、財政運営の決算計数について行いました。

小山町上野工業団地造成事業は、令和2年度に行った先の事業に倣って、さらなる働く場の提供と町の活性化に寄与するものとして行ったものであります。今後進出する企業にあっては、これに応えるものと思います。

なお、これからの事業において、契約時は契約不適合責任の条項を明確にしていきたい。

また、造成した土地を事業者に処分する際は、造成費だけではなく、周辺の土地取引価額、当該土地の立地条件等、種々の要素も考慮されることを望みます。

以上、令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算意見書の要点であります。

報告を終わります。

○議長（遠藤 豪君） これで監査報告を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。4番。

○4番（牧野恵一君） 今回の決算について、ちょっと納得できない部分がありますので、お尋ねします。

それは、これまで何回もお尋ねしてきましたけれども、独立採算を原則とする特別会計に対し

て、一般会計から数次にわたって何億円もお金を持ち出していたわけですね。基本的には人格が違いますから、「どうするんだ」って言ったら、職員の皆さんは一応に「返還します」と言っただけですよ、議会の場で返しますと。ところが、これでいくと、返還する形跡が何もなくて、自分のものにしちゃっているんですよ。だから、この決算そのものは、実際は赤字決算とすべきが正しいのに、何かいつの間にか一般会計から繰り出したお金を自分のものにしちゃってんじゃないですか。それはちょっと会計として不正じゃないかと思うんですが、どうなんでしょう。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（山本尚毅君） 牧野議員からの質問にお答えいたします。

こちらの事業につきましては、一般会計からにつきまして、繰入金という形で特別事業の方には繰り入れてございますが、令和5年度に一般会計の繰出金という形で1億6,341万9,000円という形で返還の方をさせてもらっております。

以上となります。

○4番（牧野恵一君） ただいま読み上げてくれたこと自体に間違いはないんですよね。平成29年から令和4年までに一般会計から繰り出しをして、令和5年に1億6,300万円を返したということについては間違いはないんですが、実際に平成29年から令和4年までに一般会計から持っていったお金は2億3,400万円ですよ。それに対して1億6,000万円を返ただけですから、約7,000万円のこの会計は焦げつきを起しているということになるんじゃないですか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（山本尚毅君） 牧野議員の御質問にお答えいたします。

確かに今回差引きの方で7,000万円ほどの差引きがございます。あと令和5年度におきまして、220万円の戻りがあったということになりますが、差引きでも6,900万円の残が出てございます。

当初の事業計画では、事業全体で歳入が歳出を上回るという計画で見込んでおりましたが、当初計画になかった埋設物調査、あるいは緊急業務負担などによって今回支出が増大してしまいました。そのため、一般会計からの繰入額に対しても、歳出額が下回る結果となってしまいました。

しかし、本事業においては、造成工事により不動産価値が増加し、固定資産税等の増収も見込まれることから、新たな企業が進出することにより雇用の増進や増加など、繰入額が繰出額を上回ることで町に財政に貢献する事業であると考えております。

以上となります。

○議長（遠藤 豪君） 牧野議員に申し上げます。

会議規則の第56条で、本件に関する質疑は3回目ができませんので、56条の規定によって発言はできませんので、御了解いただきます。

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総

務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月11日火曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時40分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 平 野 正 紀

署 名 議 員 牧 野 恵 一

令和6年第3回小山町議会6月定例会会議録

令和6年6月11日（第2日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君  
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君  
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君  
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君  
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君  
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君  
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	山本 智春君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	おやまで暮らしそう課長	岩田 幸生君
企画政策課長	勝又 徳之君	地域振興課長	小野 正彦君
総務課長	渡邊 徹君	社会福祉課長	長田 孝代君
長寿介護課長	杉山 則行君	商工観光課長	湯山 浩二君
都市整備課長	遠山 洋行君	生涯学習課長	石田 洋丈君
総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	3番 平野 正紀君	4番 牧野 恵一君	

散 会 午後1時24分



(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

8番 鈴木 豊君

1. 今後における新たな小山町の観光施策について
2. 消滅可能自治体からの脱却後における施策について

1番 石原和美君

1. 町民の声を聴き、「参加」と「協働」のまちづくりを！
2. 軟骨伝導イヤホンの導入について

2番 池谷 元君

1. スケートパーク設置について

12番 岩田治和君

1. 緊急避難場所等の見直しについて

5番 臼井光昭君

1. 2040年労働供給制約時代への備えについて

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。6月7日の本会議において、認定第1号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算に対する牧野恵一議員からの質疑の際、小山町議会会議規則第56条の規定により、同一議題に対する質疑は2回までということで質疑を遮りましたが、精査したところ3回までは可能でしたので、おわびして訂正いたします。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは、議員側の壇で質問を行います。当局の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は登壇にて答弁し、再質問については、自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いします。

---

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

最初に、8番 鈴木 豊君。

○8番（鈴木 豊君） おはようございます。私は、一括質問一括答弁にて2件質問いたします。

今回通告しました2件のうちの1件目の質問に入ります。

まず、最初に、今後における新たな小山町の観光施策等についての質問をいたします。

私は、昨年9月議会において、観光について質問したわけですが、今回は視点を変えて、今後における新たな観光施策についての考えを伺いたいと思います。

現在、小山町では、観光振興計画アクションプランなどにより様々な観光プログラムの観光施策が進められてきております。今年度予算において、町長の観光立町の町政へのマニフェストにもあります須走道の駅のリニューアルや小富士遊歩道の整備事業、誓いの丘公園の改修事業などを計上してありまして、観光交流人口の拡大へも期待されます。

しかし、御殿場市など近隣市町や、特に山梨県側の市町村などは、最近すばらしい観光施策事業を展開しており、観光客を誘致しているのも見て取れます。今年のゴールデンウィークなどは、海外の旅行者、すなわちインバウンド客ですが、円安もあり月間300万人とも言われて日本に来ております。

最近では東京、大阪、京都などの有名な都市だけでなく、日本人達も知られていない国内の市

町村に独自の文化体験や自然環境、伝統料理などを求めて来ております。小山町も呼び込む新たな観光施策、施設や自然を探して情報提供をすべきと思います。

そこで、4点ほど質問いたします。

1点目は、まず、今後小山町の観光施策についてどのような考えをし、新たな事業として検討している計画などがあるか、お伺いします。

2点目は、以前、観光振興計画アクションプランについて、社会情勢などに合わせ随時見直しが必要と言われておりましたが、具体的な見直し計画があれば伺いたいと思います。

3点目は、私の新たな考えとしまして、小山町の観光における町内の史跡や観光施設、富士山信仰などの着地型観光プログラムなどのツアーコースを町内や町外などの人に募集などをしたらどうかと考えますが、いかがでしょうか。

4点目は、小山町にはインバウンド観光客や国内の観光客を呼び込むポテンシャルが多くあります。まだ伸び代があります。世界遺産の富士山を映えスポットとした町内の場所等を何か所か検討し、SNS等に情報提供を考えたらどうかと思いますが、考えをお伺いいたします。

それでは、続きまして、2件目の質問に入ります。

消滅可能性自治体からの脱却後における施策についてであります。

今回、民間組織における人口戦略会議において、令和6年度の消滅可能性自治体が発表され、小山町は、前回、消滅可能性自治体に分類されていましたが、今回は消滅可能性自治体から脱却し、その他の自治体に分類されましたが、社会減少対策が必要とされたと報道がありました。確かに小山町は人口減少が起きており、流出人口も徐々にですが増加しているのが見受けられます。

小山町は、子育てに関して、結婚生活支援や出産給付、こども医療費、給食費無料化など、様々な助成事業などをして、ほかの市町より手厚い施策をしていると私は思いますし、おやまで暮らす課などにより、移住定住政策も実施されてきております。でも、人口増には現在至っておりません。逆に減少しております。先々不安になるのが現実であります。

特に現在、生活実態も変化しており、20代から30代の若年男女の結婚願望も希薄になっている報告もあります。様々な理由もあると思います。町としても、変化する社会に対しての政策も考えていかなければならないと思いますし、地域がこれから生き生きとしていく取組をしている市町村が全国的に多くあると思いますので、将来に向けた持続可能な地域づくりの考えを伺いたく、3点ほど質問いたします。

1点目は、今回、消滅可能性自治体からその他の自治体に分類され、社会減少対策が必要とされたが、どのような見方があるのか、町長に伺います。

二つ目は、移住定住や子育て対策について、国や県、そして市町村との連携における行政の役割は、町としてどのような考えを持っているのか、お伺いいたします。

3点目は、今後の小山町の消滅可能性自治体の分類されている危機感について、どのような取組施策をしていくのか、お伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員の御質問にお答をいたします。

今後における新たな小山町の観光施策等についてのうち、初めに、小山町の観光施策をどのように考へているか。また、新たな事業として検討している計画があるかについてであります。

本町は、「富士山頂のあるまち・金太郎生誕の地」として、世界文化遺産の富士山をはじめ、豊富な観光資源に恵まれています。また、首都圏に近い立地環境に加え、美しい自然や、多彩で高品質な食、歴史、文化、スポーツなど、本物の体験を通じ、国内外からの来訪者に満足していただける地域資源が数多く存在をいたしております。

町では、観光振興計画に位置づけている富士山交流観光プログラム、元気にぎわい観光プログラム、観光インフラ整備プログラムを基本方針とし、幅広い視点でこれらの資源を生かした観光施策を推進してまいります。

具体的な事業といたしましては、民間事業者との連携により、国の補助制度を活用して企画したインバウンド向けの富士登山、サイクリング、モータースポーツやゴルフなど、地域文化や地域資源を活用したツアーの商品化による誘客に努めております。また、今後多くの観光入込客が期待できる大型複合観光施設の富士モータースポーツフォレストや、アクアイグニス小山と連携を図り、地域の経済効果を高める施策を講じてまいりたいと考へております。

次に、小山町観光振興計画アクションプランについて具体的に見直す計画があるかについてであります。

現在、町では、社会情勢などの変化に伴い、富士山交流観光プログラムと元気にぎわい観光プログラムの見直しを考へております。

富士山交流観光プログラムでは、町の重要な観光資源である富士山を取り巻く環境が、オーバーツーリズムに伴う登山規制や通行料の徴収など新たな取組により大きな変化を迎えていることから、安全で快適な富士山観光を目指した施策を講じたいと考へております。また、元気にぎわい観光プログラムでは、先ほど申し上げました二つの大型複合観光施設が、今後の観光交流客数や地域経済に与える大きな効果が期待されることから、大型複合観光拠点の活用について地域と連携を強化する施策を講じてまいります。

次に、町内の史跡や観光施設、富士山信仰などを活用した着地型観光プログラムによるツアーを町内外から募集したらどうかについてであります。

昨年度から小山町観光協会が主体となって取り組んでいる富士山須走口流の登山「お山参り富士講体験ツアー」の旅行商品化による誘客に注力しているところであります。また、足柄エリアの歴史を巡る「てくてくおやま」ガイドブックを活用したイベントやガイドつきツアーなどを通じて、町内の歴史、自然を楽しむことができる機会を提供したいと考へております。

ほかにも、足柄ふれあい公園やふれあい農園でのバーベキュー、パークゴルフ、ドッグランや

農園などの体験プログラムによる誘客も推進しているところでもあります。

今後も、地元関係者や民間事業者等との連携により、来訪者が町内での滞在を満足していただけるようなメニューの充実を図ってまいります。

次に、世界文化遺産である富士山の映えスポットをSNS等で情報発信し誘客する考えはあるかについてであります。

現在、町では、金時山、足柄峠、誓いの丘公園や、阿多野水掛け菜越しの富士山など、富士山眺望スポットとして位置づけ、情報発信しているところでもあります。

昨今、周辺地域で話題になっているとおり、特に外国人観光客には何が響くか計り知れないところがありますので、改めて地域資源の見直しや発掘を行い、更なる魅力発信に努め、誘客につなげてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、未来創造部長から答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 私からは、消滅可能性自治体関連についてお答えをいたします。

初めに、今回、消滅可能性自治体からその他の自治体に分類をされ、社会現象対策が必要とされたが、どのような見解があるかについてであります。

平成26年に日本創成会議が消滅可能性自治体のリストを発表してから10年が経過し、今年の4月に新たな日本の地域別将来推計人口が公表されました。

10年前の調査で、本町は消滅可能性自治体に指定され、我々も大きな衝撃を受けましたが、今回の調査ではその他自治体となり、消滅可能性自治体からは脱却をすることができました。

この数年の本町の人口動態を見ますと、転入転出による社会増減は減少していることに変わりはありませんが、その減少者数は大きく改善をされております。

具体的には、令和元年の社会増減の減少者数が323人であったのに対し、令和2年は103人、令和3年は94人、令和4年は40人と徐々に少なくなってきております。

その要因は幾つか考えられますが、フロンティア推進区域における工業団地の造成や観光宿泊施設の建設による雇用の確保、また、定住補助金による子育て支援など、様々な施策を講じてきたことの効果が現れてきていることが考えられます。

次に、移住定住や子育て対策について、国や県、そして本町との連携における役割はどのような考えを持っているのかについてであります。

移住定住や子育て対策につきましては、国及び県が推奨する移住就業支援事業などの助成制度が設けられております。

例を挙げますと、直近10年間で通算5年以上首都圏に在住し、直近1年以上在住または通勤されている方を対象に、本町に移住された場合には、単身移住で60万円、世帯移住で100万円、また、令和5年度からは、世帯の中で18歳未満のお子様と一緒に移住された場合には、お子様1人当たり100万円が加算をされます。

さらに、町の単独助成事業といたしまして、民間賃貸住宅リフォーム制度や出産祝給付金が、第一子は10万円、第二子は20万円、第三子は30万円、第四子以降が50万円など、様々なメニューを設けております。

こうした助成制度と併せ、毎年、国や県と連携し、東京都で開催する静岡まるごと移住フェアやふるさと回帰フェアに出展し、首都圏などの移住希望者を対象に本町の魅力を発信し、1人でも多くの方に移住していただきますよう、事業の推進に努めてまいります。

次に、今後の本町の消滅可能性自治体に分類される危機感につきまして、どのような取組をしていくのかについてであります。

本町では、これまでに6地区、113区画の宅地造成事業を行い、全て完売しております。引き続き、長期にわたり本町に住んでいただくよう事業の推進に努めてまいります。

本年度は、菅沼谷戸地区土地区画整理事業や須走日向地区宅地造成事業をはじめ、用沢大畑ヶ地区の宅地造成事業などにも取りかかり、住む場所の確保に努めてまいります。

今後も、少子高齢化の流れはますます加速すると想定されますが、その流れを少しでも遅くするためには、移住定住施策を継続し、再び消滅可能性自治体に位置づけされることがないように努力してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1件目の今後における新たな小山町の観光施策についてですが、様々な観光施策について前向きな回答をいただきましたが、3点ほど再質問をいたします。

1点目は、先ほど私の質問の中で誓いの丘改修事業について申しましたが、この誓いの丘改修に対しまして、私は当局が考えている改修のほか、富士山のビュースポットであることから、国内外の観光客を誘致する意味から、テラスやブランコなどの設置を計画的に加えることを検討したらよいかと思いますが、考えをお伺いします。

2点目は、インバウンド客や国内観光客の受入れ環境整備は今後どのようにしていくのか、お伺いします。

3点目は、以前、豊門公園から森村橋など富士紡の遺産ツアーなどできる遊歩道など、回廊の設置の考えがありましたが、どのような考えかお伺いしたいと思います。

2件目の消滅可能性自治体からの脱却後における施策についてですが、何点か施策の回答がありました。具体的な考えについて2点ほど再質問します。

1点目は、様々な事業等を考えて対処していることは十分分かりますが、今後、消滅可能性自治体とならないためには、小山町に足りない若年層の男女の流出抑制と出生率の向上が必要になるとと思いますが、その点どのような考えがあるのかお伺いします。

2点目は、ここ数年宅地造成もあまり進んできませんでした。企業が進出してきても従業員の

住むところが小山町にはないとの話も聞きますので、その点の喫緊の課題に対しての対応をお伺いします。

以上よろしく申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、誓いの丘の改修でございますが、今年度の予算の中に検討の値する予算も組んでございますので、これから今御提案のあったテラスやブランコも含めて、整備方法をこれから検討してまいりたいと思います。

2番目のインバウンド客であります。今、富士スピードウェイホテルに聞きますと6割がインバウンドのお客さんだと聞いておりますし、また、今、須走で強羅花壇さんがホテルを建設中でございます。今年中に完成、来年オープンということで、このホテルのお客につきましては、ヨーロッパからのインバウンドの長期滞在型のホテルを目指しているとお考えをいたしておりますし、また、今、設計変更しておりますが、アクアイグニスにもホテルが建つということで、これも来年早々にも着工になろうかと思っておりますが、ここも高級ホテルでありますので、インバウンドのお客さんが期待できるということでございます。

3点目の、豊門公園から森村橋等への遊歩道、遺産ツアーの御質問でございますが、今、県の事業で、落合橋の上流部分、右岸側、遊歩道の整備をしておりますので、これができれば歩いて森村橋へ行く形になろうかと思っておりますので、そんな形で今進んでおります。

あともう1点。丸善食品の横を通過して下のヤクルトの今度の工場へ下りる道でございますが、これらも整備させていただいて、ちょうどヤクルトのところは駐車場も狭うございますので、上の丸善食品の隣接地に東電の用地がございますので、これらをお借りして駐車場にして、また周遊ができるようにすればいいかなと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議員御指摘のとおり、本町では、高校卒業後、町外への大学等に進学し、そのまま、かの地で就職する若年層の男女が多く、流出は増加傾向にあります。その大きな要因は、都市部は交通利便性が高く、商業インフラも充実しており、就職したいと思うような大企業をはじめとする働く場の多様性が多いことが挙げられます。

現在、町内のフロンティア推進区域では、富士山麓フロンティアパーク小山や新産業集積エリアに多数の企業が操業していることから、既存企業を含め、町内の就労につきまして多くの選択肢があります。今後、上野工業団地や小山PA周辺地区なども新たな企業が進出することで、更に選択肢は広がるものと考えております。

また、先日発表の2023年の人口動態統計では、女性が生涯に産む子どもの推定人数、合計特殊出生率は全国で1.20であり、本県は1.25と、ともに過去最低を更新する結果となっております。

大きな要因といたしまして、経済的な不安定さや仕事と子育ての両立の難しさなど、様々なことが挙げられております。

このため、本町では不妊治療・不育症治療費助成や出産・子育て応援給付金などの様々な助成制度も設けており、結婚、妊娠、出産、子育てライフに応じた切れ目のない支援を、働く場所の提供と併せて行うことで、若年層の男女の流出抑制と出生率の向上に努めてまいります。

次に、本町が行います宅地造成事業についてですが、令和3年10月の大胡田宅地造成事業の完了を最後に行っておらず、この間、フロンティア推進区域では多くの企業が操業することとなりました。このため、立地企業から町内の不動産業者などに対し、従業員の住居確保の依頼が数多く来ていると伺っております。

先ほども答弁いたしましたとおり、今年度、本町では須走日向地区宅地造成事業などを皮切りに、優良な宅地を創出し、町内不動産業者と連携し、空き家、空き地を含め、住むところの提供及び確保に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） それでは、再々質問ですが、1件目の新たな観光については、今後も小山町が全国や海外にも情報発信をし、盛り上げを期待しております。

2件目の消滅可能性自治体の件で、1点だけ再質問させていただきます。

若い人を町にとどめるには、やはり若い人の働き場が必要となります。今までも今後もですが、進出企業や現企業に対して、若年層男女の正規職員の雇用の依頼などしてほしいと思いますが、今後の取組の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 鈴木議員の再々質問にお答えをいたします。

本町では令和4年度から合同就職フェアを開催しており、本年度で3回目となります。健康福祉会館や文化会館を会場といたしまして、企業ごとにブースを設けて親しみやすい雰囲気で行っております。一昨年度の参加企業は16社、来場者は113人、昨年度は23社、144人でありました。もちろん今年度も7月20日土曜日の午前10時から、参加企業様22社、そのうち8社が初出展でございますが、御参画をいただいて開催をいたします。なお、今年度は8月に出席企業をめぐるバスツアーも計画をしており、詳細が決定いたしましたらお知らせをいたします。

このように、若年層に向けた様々な情報提供を今後も積極的に行ってまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

以上であります。

○8番（鈴木 豊君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、1番 石原和美君。

○1番（石原和美君） 私は、一括質問一括答弁方式で2件の質問をいたします。



まず、1件目の質問です。

町民の声を聴き、「参加」と「協働」のまちづくりを！

小山町自治基本条例の中には、参加と協働によるまちづくりがうたわれています。第4条第1項には、町民及び町は、町民がまちづくりの主体であることを認識し、参加と協働によるまちづくりの推進を図るものとする。また、同じく第3項には、町は、町民の意思を町政に反映するよう努めるとともに、公正で開かれたまちづくりを推進するものとするとあります。

当然のことながら、自治の主体は町民であり、町民が主体的に町政に参画し、行政と対等な立場に立って協働のまちづくりを進めることが、町政運営の根幹をなすものであり、その上で、町と町民をつなぐホットラインとしての町民の声を聞く公聴システムは非常に重要と考えます。

現在、町では町民意識調査を年に1回行い、パブリックコメント、町長への手紙で町民の意見や要望を聞いています。町民意識調査では、多岐にわたる設問で、これからのまちづくりに対するニーズや意識を把握する手段としては大変に有効かと思われまます。ただ、令和3年以降、徐々に回答率は低下しており、町長への手紙、パブリックコメントにおいても、多くの意見が寄せられているとは思われません。

小山町自治基本条例にうたわれている参加と協働のまちづくりを目指すのであるならば、限られた少数の町民の意見のみではなく、幅広く町民の声、現場の声を真摯に聞き、それを町政に反映させるための取組が必要と考えます。これらを踏まえ、以下の質問をいたします。

まず、1点目、町民意識調査、パブリックコメント、町長への手紙のコメント方法、結果の公開方法を伺います。

2点目、町民意識調査の回答率の推移、町長へ寄せられた手紙の件数、パブリックコメントが始まってから現在までの実績を伺います。

3点目、新規事業や大規模事業など、町民の生活に関わる事業の計画、推進に当たっては、特に町民の生の声を聞き、ニーズを把握しながら進めるべきと考えますが、それらに対する町の対応を伺います。

4点目、現行の広聴手段以外に、更に多くの町民の声を聞くことができる、効率的で有効性の高い方法があるとしたら、どのようなものがあるとお考えでしょうか。

次に、軟骨伝導イヤホンの導入について。

難聴になると、他者とのコミュニケーションが取りにくくなり、籠もりがちになることによって脳の働きも低下し、難聴が認知症発症の危険因子の一つと考えられています。2011年のアメリカのジョンズ・ホプキンス大学の研究では、軽度難聴者の認知症発症リスクは、難聴でない人の2倍、中等度難聴者では3倍に上がると発表されています。また、様々な障がいにより難聴に悩んでいる方も多くいらっしゃいます。

難聴対策機器として補聴器や集音器がありますが、今需要が増えている難聴に有効性の高い軟骨伝導イヤホンがあります。これは奈良県立医科大学の細井裕司学長によって開発されました。

振動が耳の軟骨に伝わると、外耳道の壁の軟骨にも伝わり、その中で空気が振動して音が生まれる仕組みです。今までの骨伝導イヤホン等の機器とは違う伝導システムで、以下のような特徴があります。

耳を塞がずに音を聞くことが可能。

周囲の状況を意識しながら、音楽や通話を楽しむことができる。

骨伝導と比較して振動が小さく音漏れしにくい。

耳の中に入れる必要がなく、穴や凹凸がないため汚れにくく消毒しやすい。

現在、骨伝導イヤホンを相談窓口を設置する自治体や金融機関、病院などは、3月29日現在125団体に上り、難聴者との意思疎通、また、大きな声を出さずに済むので個人情報保護の面からも大変に役立っていると聞いています。

開発者の細井学長は、今後は、飲食、警備業などで使う無線機やスマートフォンへの実装、更にその先へ需要が広がるだろうと予想しています。また、県内では初めて伊豆の国市がこのイヤホンの設置を決め、現在3か所の窓口にイヤホンが置かれています。私も早速、伊豆の国市に行き、このイヤホンを使わせていただきました。装着の際に圧迫感がなく自然な形でクリアな音が聞こえ、大変使いやすかったです。

今後、高齢化が進み、難聴者の増加も見込まれます。住民サービス窓口での円滑な業務を進めるため、骨伝導イヤホンの導入が必要と考えます。それらを踏まえ、以下の質問をいたします。

まず、1点目、現在窓口では、障がいや加齢による難聴の方々にどのように対応していらっしゃるでしょうか。

2点目、骨伝導イヤホンの導入について、当局のお考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 石原議員の1件目の質問にお答えいたします。

初めに町民意識調査、パブリックコメント、町長への手紙の広報、コメント方法、結果の公開方法についてであります。

まず、町民意識調査についてですが、毎年6月中に町内在住20歳以上の男女1,500人を町内5地域よりバランスよく無作為抽出し調査を行い、調査結果は広報紙及びホームページによりお知らせしております。

パブリックコメント制度は、町の基本的な計画、方針、条例等を策定する過程において、その趣旨、内容等を町民等に公開し、広く意見を求めております。政策案及びコメントの公表は広報紙及びホームページにより行っております。

町長への手紙の広報につきましては、毎年、広報おやま5月号または6月号で周知を行い、前年度の受付件数などをお知らせしております。また、手紙の内容、町からの回答については、町のホームページで公表をしております。

次に、町民意識調査の回収率の推移です。

平成28年度から令和元年度では、34.6%から38.5%の中を推移し、令和2年度から4年度で41.3%から47.1%の中で推移し、令和5年度は38%という回収率となっております。多くの町民の皆様から御意見をいただきたいことから、同じ方が続けて対象とならないように抽出し、回答への協力をお願いしております。また、インターネットによる回答も可能といたしました。

町長への手紙の受付件数は、令和5年度25件となっております。

パブリックコメント制度は平成22年度からスタートし、令和5年度は5件の政策案に意見を求め、33件の意見をいただいております。

次に、新規事業や大規模事業など町民の生活に関わる事業の計画、推進に当たっては特に町民の声を聞き、ニーズを把握しながら進めるべきと考えるが、それに対する町の対応についてであります。

町民の声やニーズの把握は重要であると考えております。計画策定時や事業内容に応じ、アンケート調査の実施や、意見交換会などの開催などを行っております。意見交換会の開催は、対象事業に関係をする各種団体の代表者などに参加を求め、様々な意見を伺うなど行っております。

次に、町が行っている現行の広聴手段以外に、更に多くの町民の声を聞くことができる、効率的で有効性の高い方法があるとしたらどのようなものがあるかについてであります。

本町においては、町民意識調査や計画策定におけるアンケートの回答において、インターネットによる回答を導入しており、利便性の向上と集計の効率も高くなっております。昨年、2市1町で実施した高校生の調査では、インターネットによる回答のみにしたところ、短期間にもかかわらず多くの高校生から回答があり、若年層への調査におけるインターネットの利用は大変有用であると考えております。

さらに、令和5年4月施行のこども基本法では、こども施策については、こどもの意見を反映させると定められていることから、こども施策に関連するものについては、年齢引下げを対応していきたいと考えております。

インターネットの利用を合わせた調査方法が有効であると考えますので、今後も取り入れてまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 私からは、軟骨伝導イヤホン導入についてお答えをさせていただきます。

初めに、現在、役場窓口で難聴の方々にはどのような対応をしているのかについてであります。

窓口対応時に、聞き取りづらい方には聞き取れるよう職員が大きな声でゆっくり話すようにしています。また、必要により筆談でお伝えすることもあります。その他、聴覚障がい者用の会話支援機器を平成28年2月に導入しており、役場本庁1階窓口で必要なときに使用しています。この機器はマイクとスピーカーで構成され、スピーカーは指向性が高く音の広がりが少ないため、

スピーカーをお客様に向けることにより、職員が大きな声を出さなくても聞き取りをサポートする機器です。

次に、軟骨伝導イヤホンの導入についてであります。

軟骨伝導イヤホンは、議員御説明のとおり、耳の穴に入れなため、外部の音が聞こえ、音漏れが少なく、消毒がしやすい等、窓口で使用するのに使い勝手のよい製品であると認識しております。特に音漏れが少ないという特徴は、現在使用している聴覚障がい者用会話支援機器に比べ、個人情報保護の面で有効な機器であります。

現状においては、既存の聴覚障がい者用会話支援機器により、窓口業務において特に大きな支障はないと考えておりますが、高齢化が進む中では、聞き取りづらい方の増加や機器の買換え時期等により、軟骨伝導イヤホンの導入について検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○1番（石原和美君） 軟骨伝導イヤホンにつきましては、今後検討するという御答弁でしたが、障がいをお持ちの方や加齢による難聴の方などに最新式の高性能の器具をお貸しし、少しでも安心して手続を行っていただくという一種の住民サービスであります。対象者は少ないかもしれませんが、ハンディをお持ちの方々に対する温かな思いやりの心で、ぜひ、値段も1台の金額は平均2万円から3万円となっておりますので、まずは試験的に1台からの導入をぜひ御検討いただきたいと思っております。

次に、1件目の質問についてです。

町民意識調査は、回答率が下がってきており、パブリックコメントは、ざっくりですが平成22年以降、公表した施策に対して0回答だった施策の割合は75%、反対に回答があったものは3割にも満たない状況です。提示されている施策の内容も分かりづらく難解であり、当初の目標である政策形成過程における公正の確保と、透明性の向上を図るとともに、町民参加型のまちづくりの推進に資するという内容とはなかなか程遠いという現状ではないでしょうか。また、町長への手紙はまだまだ寄せられる件数が少なく、町民への周知が足りないと感じます。

2009年、全国最年少で三重県松阪市長になり、住民参加型の行政システムを構築し、2010年マニフェスト大賞を受賞した山中光茂氏のコラムの中で、「行政は、市民全体から意見を聞くシステムとしてパブリックコメントを用いるが、それは実質的に現場の声を聞いたというよりは、行政が決めた後に批判を受けにくくするためのシステムにすぎない」と述べています。これはあくまでも氏の考えですが、一方通行になりつつある今の広聴制度の現状、問題点を的確に捉えた1文だと思えます。

そこで、再質問ですが、パブリックコメントの提示施策の内容をより分かりやすく改善することは可能でしょうか。また、町は幾つかの広聴制度を広く積極的に町民に知らせることが重要と考えますが、その点についてのお考えを伺います。

2点目、先ほどの御答弁で、新規事業などの計画策定時や事業内容に応じ、関係する各種団体の代表者などが参加し、意見交換会を行っているとのことでしたが、その際、町民にはどのように告知されたのでしょうか。また、そこには町民は参加しているのでしょうか。

3点目としまして、広く町民の意見を聞くにはインターネットによる回答が有効と考えます。更に回答者の幅を広げる意味では、町の公式LINEを使つてのアンケートもいかがかと思いますが、それは可能でしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 石原議員の再質問の方で三つほどいただいております、パブリックコメントの内容を分かりやすく改善することは可能か。それから、広聴制度を広く町民に知らせる点についての考えはということについてであります。

パブリックコメント制度につきましては、実施要綱により制度の対象を掲げまして、広報紙、それから無線放送、SNSを活用して、広く意見を求めています。町民の関心度が高い、生活への影響が大きいと思われるテーマに関しては一定の意見が見られます。

全体的に意見提出は低調な傾向にありますので、認知度を上げるための周知方法の工夫が大切であると考えております。まずは、広報紙やホームページでのパブリックコメントの記載内容を現状より分かりやすくするような工夫をしております。

続きまして、2点目の、意見交換を行うときに、町民にはどのように告知され、そこには町民が参加しているのかについてであります。

意見交換会につきましては、各種団体の代表者への参加を求めたり、町民参加の場合は、広報紙、無線放送、プレスリリースなどの方法により告知をしております。参加する方を選出する場合がありますが、公募の場合は、多くの町民の皆様が参加いただけるように、周知の工夫が必要であると考えております。

続いて、最後三つ目の質問ですけれども、町の公式LINEを使つてのアンケートは可能かというこの質問です。

先ほど部長から答弁をいたしましたとおり、インターネット利用は有効であると考えております。町の公式LINE、登録者を町民に限定するなどの方法を活用したアンケート調査は可能になりますので、LINEでのアンケートが有効であると判断したときには活用していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○1番（石原和美君） 町民の意見や要望を聞き、ニーズを把握するにはアンケートが有効かと思えます。ただ、最近、町が新規事業を計画する際に、3年やそれ以上の前のアンケートを基に町民のニーズがあると主張されますが、変化が著しい昨今の社会情勢の中で、それは通用しないのではないのでしょうか。計画を立てる時点での直近のアンケートを取るべきです。町の公式LINE

E等を使い、町民に一番身近な新規事業や施策についてのアンケートを取り、町民の意見、ニーズを把握することが必要です。また、莫大な費用を要する公共施設の建設や、公共施設の再編、廃止に当たっては、現在、多くの自治体で、町民、市民に広く呼びかけ、説明会を開催し、町民の意見を聞いています。

込山町長へ町民から寄せられた手紙の中にも、今、町が建設計画を進めている施設について、多くの課題があるが、場所や費用が具体的にになってきた現時点で、改めて全町民に計画の是非を問うべきではないかとの意見がありました。

そこで再々質問ですが、まず、1点目。現在、小山町の公式LINE登録者は小山町民が2,274人、それ以外に居住地が不明の方も1,119人いらっしゃいます。災害時やその他の情報共有のためにも、まず、登録者を増やすことが大切だと考えます。公式LINE登録者を増やす取組について伺います。

2点目としまして、町民の生活に直接関わる公共施設建設等の新規事業計画を進める際には、インターネット、公式LINE、町民アンケートなどで、自治の主体である町民の意見やニーズを把握し、その結果も明確に示しながら、町民が納得する形で事業を進めていくべきと考えますが、それについてのお考えはいかがでしょうか。また、今後は、町はそのようなアンケートを実施していただけますでしょうか。

3点目としまして、町民のお金を使って町民のための施設を建設または施策を実施するのであるならば、広く町民に具体的にその内容をお知らせし、多くの方の思い、要望、意見を聞くべきだと思います。町は今後、全町民を対象とした説明会や、町民主体の意見交換会などの場を積極的に設けていただけますでしょうか。

以上、3点を質問いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 石原議員の再々質問にお答えさせていただきます。

最初に、1点目の公式LINEの登録者数の増加に向けてについてでございます。

現在も広報おやまホームページで掲載、QRコード等で周知をしているところでございます。また、区長会にも呼びかけ等を行っておるところでございます。更にということでございますので、新たなチラシやポスターなどの作成。また、そういったものを町内企業等にも配布するなど、そういったことで工夫をしまいたいと考えております。

2点目の、町民アンケートなど、町民ニーズ把握のためのアンケート調査の実施についてでございます。

こちら、現在も総合計画の町民アンケートや施策ごとのアンケートを実施し、把握に努めておりますが、先ほどの答弁でもお話しさせていただきましたとおり、インターネットや公式LINEなど、町民の方が答えやすい方法を考えてまいりたいと考えております。

三つ目の、全町民を対象とした説明会や、町民主体の意見交換会などの積極的な開催について

であります。

町民の皆さんの意見を聞く場といたしまして、広く広報して、各地区において事業説明会や意見交換会を開催することもございます。今後、必要性に応じまして、開催につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（石原和美君） 町民の皆さんにはそれぞれの価値観や思いがあるので、最初から意見がまとまることはないと思います。ですが、丁寧な説明会やアンケートを実施することによって、町民の意見を聞いていこう、町民の意見を取り入れていこうという町の姿勢、努力を感じ、行政と町との信頼関係が築かれていくものと思います。そして、その地道な積み重ねこそが参加と協働のまちづくりにつながっていくと確信いたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時57分 休憩

---

午前11時07分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 池谷 元君。

○2番（池谷 元君） 通告に従い、一括質問一括答弁方式にて、1問質問させていただきます。

件名、スケートパーク設置についてです。

現在、大人から子どもまでが楽しめるアーバンスポーツ、東京オリンピックから正式種目となりましたスケートボード。日本人選手の活躍で盛り上がりを見せる新たなスポーツです。町内でもスケートボードを楽しんでいるスケーターを見かけます。しかし、小山町にはスケートボードやキックボードを専用で遊べる場所がありません。

隣町の山北町では、令和6年4月7日にスケートパークが開園いたしました。町内に住みます中学生達が、スケートボードができる場所がないためスケートボードができる場所が欲しいという要望を受け、町内の小学校、中学校を対象にしたスケートボードに関するアンケートを実施して、遊びたいという意見が多かったため、町で検討をして、ぐみの木近隣公園に整備しました。

私が平日に見学に行ったところ、多くのスケーターでにぎわっておりました。週末には子どもから大人までがスケートボードを楽しんでいました。そして、周辺の自動販売機を確認したところ、全ての商品が売り切れとなっておりました。

そこで補充に来ていました業者の方に話を聞いたところ、スケートパークが開園してから、こちらの売上げが倍増したということでした。キッズスケーターから大人まで幅広い世代がスケートボードを通じ、楽しんでいるパークが地域交流の場所となっております。

県内の状況を調べたところ、沼津市にありますストリートスポーツパークが令和7年3月末に

試験運用を終了いたします。そして、東静岡にあるローラースポーツパークが令和7年9月末にアリーナ建設のために閉鎖となります。こちらにつきましては、5日ほど前のニュースで、2025年10月に新たなスケートパークを造るために現在6か所ほど候補地を挙げて調査中だということがニュースでありましたが、令和7年には多くのスケーターがスケートボードを楽しむ場所を失う可能性があります。

そこで、この機会をチャンスと捉え、小山町がアーバンスポーツの聖地に名のりを上げ、小山町の新たな魅力として、若者を呼び込むためにもスケートパークの設置は必要だと思います。

そこで伺います。

まず、1点目。町としてスケートボードの認識はどのように考えているのか。

2点目です。町としてスケートパークが青少年の健全育成にどのような効果を生むと考えていますか。

3点目です。町がスケートパークを造るとしたら、どのような場所に設置するのか。

以上、3点お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員にお答えをいたします。

初めに、町としてのスケートボードの認識についてであります。

スケートボードは、日本ではスケボーと呼ばれ、若者の文化として定着してきましたが、近年では都市型スポーツ、いわゆるアーバンスポーツの一つとして注目され、東京2020オリンピックでは正式種目となりました。東京2020オリンピックでは、男子は堀米雄斗選手、女子は西矢椛選手が大活躍し、それぞれ金メダルを獲得したことから、日本国内でも広く認知され、競技性が加速しているものと考えております。

アーバンスポーツには、スケートボードのほか自転車BMXやバスケットボールのスリーオンスリー、スポーツクライミングなどがあり、特に子どもや若者の競技人口が急増し、競技できる場所を求めていると聞いております。

間もなく開催となるパリオリンピックにおいても、スケートボードが正式種目となったことで、スポーツとしての認知度が高まり、今後更に競技人口が増加することが予想されます。施設を整備し、子どもや若者のニーズに応えていくには大変よいタイミングであり、海外、特にアメリカでは既に老若男女、そして幅広い世代が楽しむスポーツとなっていることから、将来的には地域資源の一つにもなり得ると考えております。

次に、町としてスケートパーク設置が青少年の健全育成にどのような効果を生むと考えるかについてであります。

青少年がスポーツに取り組むことは、技術を習得する過程で多くの挑戦や失敗を繰り返すことで、忍耐力や集中力、自己肯定感を生み、自信を持つきっかけになると考えております。

また、スケートボードは全身を使うスポーツであり、バランス感覚や筋力を鍛えられるため、



身体的健康の向上に寄与するものとともに、習得した技の組合せを競うため、創造性や独自性を向上させると言われております。

その他、ルールやマナーを守って施設を利用する必要があるため、規範意識や安全意識の向上を含め、青少年の健全育成に有意義であると考えております。

次に、町がスケートパークを造るとしたらどのような場所に設置するのかについてであります。

県内、近隣などを確認しますと、公園の一部や廃校のプール、倉庫などを利用し、設置しているところが多く見られます。スケートパークは舗装された路面を利用するスケートボードなどのストリートスポーツを行う専用施設とされており、湾曲した滑走面やバンクと言われる坂、カーブと言われる縁石、レールと言われる手すりなどの構造物で構成をされております。

屋外施設となる場合には、声援やボードの音などが響くことから、住宅などから一定の距離があり、かつ運動施設や駐車場が隣接している場所が適切であると考えております。

スケートパークは、こどもまんなか中社会の実現に向けて、アーバンスポーツができる大変魅力的な施設であります。施設の目的や規模など、今後研究していく必要がありますので、先進地の視察や、子ども、若者などの意見を聞くなど検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○2番（池谷 元君） 前向きな御回答だったと思います。しかし、スケートボードパークを設置するには数年を要すると思います。私自身、この年になりまして、スケートボードを自ら買って、10代のスケーターの少年達の中に飛び込み、意見を聞いてきたところ、やはり技術を向上させたいという子もおりましたので、なるだけ早くのスケートボードパークを実現させていただきたいと思います。そこで、スケートボード普及のために2点、お伺いいたします。

まず、1点目なんですが、青少年育成及びスケートボードの普及のために、プロスケーターによります講演会やスケートボード教室を開催する考えはあるのか。

2点目です。初心者の方をできるだけ増やすためには、現在、町内でスケートボードが禁止されている公園や場所があるのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員の再質問にお答えをいたしたいと思っております。

プロスケーターによる講演会やスケートボード教室を開催する可能性でございますが、まだ町には施設もございませんので、これは施設ができた後の課題ということになるかと思いますので、御了解いただきたいと思います。

2番目の質問でございますが、町内でスケートボードが禁止されている公園はあるかということですが、公園としては禁止をしているところはございませんが、都市公園条例で危険な行為は禁止をされているということに当てはまるのかなと思っております。また、生涯学習施設の多目的広場のジョギングコースにつきましては、自転車や犬の散歩等とともに、スケートボードの乗

り入れを禁止いたしております。

以上であります。

○2番(池谷 元君) 再々質問よろしいでしょうか。

○議長(遠藤 豪君) はい。

○2番(池谷 元君) 再々質問させていただきます。

今の御回答ですと、町内の都市公園は基本的にはルール、マナーを守ればスケートボードも遊ぶことが可能だということと、生涯学習施設の多目的広場は禁止されているということが分かりました。

それでは、最後に町長に一つ質問させていただきます。

スケートパークは居場所づくりだと思います。特に若者が集まる場所を創出することが、移住定住をするきっかけになる、積極的に仕掛けていくことが、これからの小山町の発展に寄与するものだと思います。スケートパーク設置について、今思う町長の所感を最後お聞かせください。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○町長(込山正秀君) 先般、山北町のスケートボードの施設も見てまいりました。町長からもいろいろお話を伺って、人気がなかなかあるのかなと思いました。御殿場市も同好会ができていますが、御殿場市には施設がないということで、山北町の施設に通っていることも聞きました。

オリンピックでも種目に認められているということで、今申したとおり若者に大変人気があるということでもありますので、これは前向きに検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○2番(池谷 元君) ありがとうございます。自分の方も、スケートパーク実現に向けて、これからはまた質問をさせてもらったり、担当窓口に向うと思っておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

質問は以上となります。ありがとうございました。

○議長(遠藤 豪君) 次に、12番 岩田治和君。

○12番(岩田治和君) 通告に基づきまして、緊急避難場所等の見直しについて質問いたします。

緊急避難場所の定義としては、災害が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民が緊急に避難する施設または場所を位置づけするものであり、避難した住民を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、また、災害により家に戻れなかった住民を一時的に滞在させることを目的としています。

近年、地震、大雨等の災害により、住民が緊急に避難する場所の確保が重要視されています。本町においては、各地区にそれぞれ小学校の体育館などが避難場所として指定されていますが、旧小山地区では緊急場所の安全性が確保されているのか疑問視されます。

例えば、令和元年10月に本州に台風19号の上陸の際には、私の住む南藤曲区では、5段階中の

4になる避難勧告が出され、避難の必要性が生じ、近くの成美小学校の体育館に避難しましたが、数か所が雨漏りして避難所としては適さず、すぐ近くの小山中学校体育館に移動しなければならず、そこも北側の土手斜面が崩壊したことから避難所としては適さず、危険を感じながら鮎沢川を渡り、遠く離れた健康福祉会館まで行かなければならなかった経緯があります。

また、役場本庁や健康福祉会館は鮎沢川の護岸に隣接していることから、避難所としてふさわしくないとされています。

さらに、明倫地区においても、避難場所としている明倫小学校の体育館は土砂災害警戒区域内に所在しているため、同様に避難場所としてはふさわしくないとされています。

このようなことから、町長に次の点について所見を求めます。4点ほど伺います。

一つ目は、緊急避難場所の見直しについて、伺います。

2番目として、相模トラフによる震度7程度の対応について伺います。

3番目に、富士山噴火に伴う火山弾への対応について伺います。

さらに、司令部となる役場職員の訓練の状況について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） 岩田議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、町指定の緊急避難場所は、生涯学習センターを含む全12か所を指定しております。これら公共施設では、個別の長寿命化計画により施設の管理が行われており、現在は議員御指摘の雨漏りは改善されております。

緊急避難場所の見直しにつきましては、令和元年の台風19号災害や令和2年度以降の新型コロナ感染症の下、避難所運営の検討を行い、令和2年度所領区の避難所を小山高校から健康福祉会館へ、原向区を明倫小学校から総合体育館へ変更し、避難行動や避難生活の円滑化を図っているところです。

また、令和6年3月議会、岩田治和議員の一般質問の答弁と同様となりますが、明倫小学校については体育館が土砂災害警戒区域に隣接しており、災害の種類、規模によってはほかの避難先を考慮する必要があるため、今後、すがぬまこども園を明倫地区の避難場所として活用することがどうか、地域へ相談し検討してまいります。

また、令和6年3月、防災会議において、能登半島地震対応について、避難所が不足し避難生活に影響が出ていることを踏まえ、上野地先の富士ヘルス&カントリークラブ及び富士グリーンヒルゴルフコースを新たに一時避難地に指定し、避難所から距離的に遠い地域の避難について改善を図ったところです。今後も町内の協定企業の御協力をお願いし、一時避難地として追加指定を行ってまいります。

また、コミュニティセンターにつきましても、コミュニティ活動や自主防災の拠点として重要な役割を果たす施設であるため、引き続き検討してまいります。

次に、相模トラフによる震度7程度の大地震の対応についてであります。静岡県第4次地震

被害想定によりますと、本町は相模トラフで発生する地震によって震度7程度の地震が発生することが想定されております。被害を最小限に抑えるためには、平素からの準備、発災直後の行動、そして組織的な救援活動が重要となります。

具体的な準備として、家屋の耐震化、感震ブレーカーの設置、防災ベッドの普及等を推進してまいります。また、能登半島地震の復旧に派遣された職員の派遣報告会や出前講座を通じて、震度7クラスの地震被害の状況を伝えてまいります。

地震発生直後は自助と共助が重要であり、その重要性を広報活動で強調してまいります。公助としては、消防、警察、自衛隊との連携を強化し、各種防災訓練を通じて組織的な救援活動を行える対応を整えてまいります。

次に、富士山噴火に伴う火山弾への対応についてであります。

令和3年度末に県が公表した富士山ハザードマップに基づき、本町では、令和4年度末、富士山防災マップを作成し、町内全戸に配布いたしました。その中で、各火山現象、火山弾を含む噴石、溶岩流、融雪型火山泥流、火砕流、火砕サージの影響範囲を図示し、ホームページにも公表しているところです。

火山弾を含む噴石は、想定火口から約2キロの範囲内に落下が想定され、小山町ではおおむね須走登山道馬返し付近から山頂にかけての地域が影響範囲となります。火山弾は噴火と同時に飛散し、速度も速く、直接当たれば死傷し、かなり堅牢な建物でなければ安全を確保することはできません。このため、富士山火山避難基本計画に基づき、噴火前の段階で避難対象エリア外への避難をすることについて、町の避難計画の検討段階で具体化してまいります。

次に、役場職員の訓練状況についてであります。

職員は、小山町地域防災計画により、各事務分掌が決められており、各班の職員が行うべき内容は毎年度見直しを行っております。4月の人事異動後、新たな編成に基づく緊急時の連絡体制の確認、その直後の職員招集訓練において、職員の防災意識の高揚を図ってまいります。

次に、6月の土砂災害防災訓練、住民避難訓練では、主として洪水、土砂災害時における避難所運営支援能力の向上を、9月の総合防災訓練では、災害対策本部運営能力の向上を、12月の地域防災訓練においては、主として地震災害時の避難所運営支援能力の向上を図るとともに、災害時にあっても、地域住民と共にある町職員としての意識の高揚に努めているところであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○12番（岩田治和君） 再質問いたします。

今の答弁の中で補足したいようなこともあるものですから、その点について伺いたいわけですが、能登半島地震のとき、今年の場合ですけど、やはり水とトイレの問題が一番大きかったというようなことを聞いております。近年、激甚災害が多いものですから、特にこういうようなことは、住民の中でも安心していただけるかどうかが大変、町の考え方も含め、伺いたいんですけど、

まず、先ほど私の質問の中で、役場本庁、健康福祉会館が鮎沢川から30メートル以内に含まれているということで、これも国から示された避難場所としては、公共施設でふさわしくないということが言われているわけです。これについての対応はどうされているのか。

それともう一つ、明倫小学校の体育館が、これも急傾斜地で使えないからということで、すがぬまこども園ということも言われているわけですが、やはり施設の大きさからしても、明倫地区全てもすがぬまこども園ということが私は不可能じゃないかと思われまます。一時避難場所としても、例えば、南藤曲、茅沼辺りからは距離が相当離れていますので、もう少し民間事業者の避難できる場所を確保してもらうようなことが必要じゃないかと思わますので、この点について再度伺います。

2点目ですが、相模トラフによる震度7は、マスコミ等でも言われているように、小山町の場合には東南海地震よりも相模トラフによる震度7ぐらいの地震があり得るということをおっしゃって、既に関東大震災からはもう100年以上たつて、一番可能性としては相模トラフによる地震じゃないかということも言われているものですから、この場合の、例えば瓦礫の置き場所だとか、仮設住宅をどこに建てるのだとか、震度7ですと死傷者も出てくることですから、それについての対応をどうしているのかということも、もう少し具体的な点についてお伺いします。

3点目は富士山噴火のことですが、答弁の中では、須走登山道馬返し付近から山頂方向にかけてというようなことをおっしゃってありますが、既に歴史的に見ても、例えば富士山の西湖とか精進湖の近くでは麓の方でもう噴火が起きているわけです。そうしますと、例えば富士山の須走地区の浅間神社のすぐ隣りから噴火が起きて、全く不思議ではないことだと思わます。その場合、シェルターについての設置ということは全然考えられないのかどうか、その辺についてもお伺いいたします。

既に山梨県の幾つかの自治体ではシェルターの設置についても検討が始まっているというか、もうできているのかもしれないですけど、そういう話も聞いております。その辺について、お伺いいたします。

それと4点目の、役場の職員の訓練ですが、これも定期的にやっているということはお聞きしておりますけど、私が心配なのは、徒歩による役場本庁または文化会館の登庁ということは考えているのかどうか。これは前に私も経験したことですが、実際に役場に来て入り口が閉まっていて全く連絡が取れないということもありましたので、災害時、特に大きな災害のとき、徒歩による役場職員の登庁訓練ということが必要ではないかと思わますので、答弁をお伺いいたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（高村良文君） 岩田議員の再質問の中で、まずは、役場の本庁、福祉会館の避難場所はふさわしくないということでどういう対応なのかということからです。

まず、役場本庁は避難所としての指定はしておりません。役場本庁は災害本部の一部として、文化会館と役場本庁を指定しております。ですので、その対応については異なると考えております。

健康福祉会館につきましては、護岸の発表されている30メートル以内に入っているということになっておりますが、いろいろお考えのある下、法で示されている範囲については護岸の強度というものは全く考えていない中での指定でございます。

これは私の経験からのお話になりますが、健康福祉会館を造るときに、造成工事をした際に、護岸からの離隔距離、建築をするときの距離を離しているということの照査や、それから基礎、L型擁壁が護岸のところにあるんですけども、そのL型擁壁の底盤に1メートル以上のラップルコンクリートと言いまして大きな基礎が入っております。

そういった経験もあることから、ある一定の雨量には特に問題はないのかなとは思っておりますが、令和4年6月に土砂災害防止住民避難訓練をここで実施した際に、健康福祉会館へ避難した住民が再避難を行い、信濃高原食品へ避難を行っているという訓練も行っております。ですので、そういったことを町は考慮して行動はしているところでございます。

次に、明倫小学校の急傾斜地、施設の大きさも、こども園ではそんなに大きくないのではないかということなんです、当然、明倫小学校の体育館においては一部そういった区域に隣接しているということになります。ですが、校舎であるとか、または災害の種類によっては使用できることも検討していきたいと。ですので、全てが全てそういったところ全部引っ越しというような考えではないものですから、またこれは検討の中で考慮していきたいと考えております。

次に、富士山の噴火に対する麓での被害が起きていた場合というようなことの再質問でございましたが、シェルターの設置の考えはないかということでございますが、気象庁が発表いたしました富士山の噴火予想エリア、ハザードマップの方にも示されておりますが、これはピンク色で区切っているところではございますが、その中に須走地区が入っているかということ、そこはまだ入っていない状況でございます。

あと、富士山の噴火火口位置というのが決まっているところではございません。ですので、小山町として富士山が噴火することもあれば、山梨県の方で噴火することもある。その備えとして、小山町で噴火した場合にはこういうシミュレーションをしているという富士山噴火についての訓練というのを、この9月の防災訓練で私達は検討し、訓練を行いたいと考えておりますので、そういった取組をしたいと考えております。

また、シェルターの考えですが、先ほど、噴火位置が特定できていないということで、阿蘇山とかのように噴火口自体がもう分かっているところであれば、シェルターの向きであるとか設置場所であるとか、そういったものの特定はできるわけですが、そういったものの限定ができていない中でシェルターの設置ということは検討ができない状況であります。

次に、役場職員の訓練について、徒歩による訓練という考えはないかということでございます

が、訓練もいろいろとございましょうし、いろいろなものを想定して訓練をしなければならないということは承知をしているところです。ただし、実際にそれが必要かどうかということは、全員がそれが必要なのか、それともどこへ集まる職員については、こういった災害のときに必要であるかとか、そういったものを細別化して、必要であれば検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 相模トラフについて。

○危機管理局长（高村良文君） 失礼いたしました。相模トラフにおける小山町の地震についてですが、これは先ほど答弁しましたとおり静岡県第4次地震被害想定の中で、相模トラフ、それから南海沖というような想定がございます。

昨年度9月の小山町の防災訓練では死体安置所の訓練をいたしました。これは相模トラフで起きた地震に対応する際に、死者がどうしても出てしまったという想定で、死体安置所の訓練等も行っているところでございます。ですので、本町といたしましてはこういった訓練も踏まえて、あらゆる状況においての想定を考えて対応に当たっていききたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○12番（岩田治和君） 再々質問いたします。

先ほどの相模トラフの関係ですけど、一つ目は、例えば瓦礫置場とか仮設住宅の場所をどこにするか、これから検討するということじゃなくて、既に具体化しておく必要がまずあるのではないかと私は思います。

それで、私の方で先ほど質問はなかったんですが、能登半島地震のときもやはり水の問題が一番困っているということで聞いておりました。以前、小山町の水道タンクが土砂で流されちゃったときに、明倫小学校から下の部分の住民は、水道が出ない状態が二、三日続いたわけですけど、実際に町から飲料水を配ったのは、ペットボトル3本ぐらいしか配ってくれなかったわけです。実際にはもっと必要だったわけなんですけど、それだけのストックがないというようなこともあったのかもしれませんが、住民が安心できるような対応ということを考えますと、それ相応の1週間分ぐらいの飲料水と、もう一つ、非常食の方もどの程度住民が安心していただけるような確保ができているのかどうかを具体的に伺いたいと思っています。

それで、もう一つ、私が大変疑問に思っているところが、以前、5、6年前に私が区長をやっていたときもありまして、そのときは非常食の賞味期限が切れたものは区で保存してくれというような言い方されていたんです。町民に期限切れだからすぐ廃棄しなくても、やはり死ぬか生きるかのときに、賞味期限切れだというようなことは別にそんなに意識しなくてもいい。実際に缶詰でも5、6年は賞味期限が切れていても何ともないんだということも、メーカーからも聞いておりましたが、ただ、最近になってから、賞味期限切れの飲料水、食料の各区に配られているストック分は廃棄してくれというようなことで、町から言われているような話を聞いたことがあ

りますので、その辺についても答弁をお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 3点でよろしいですね。

○12番（岩田治和君） はい。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（高村良文君） 先に、再質問で瓦礫の置場と仮設住宅の場所ということについて答弁がなかったのかなということで失礼いたしました。こちらにつきましては、その災害、その災害によって場所等も不特定なところはございますが、まずは公共施設等大きく使える場所というものをあらかじめ検討してまいりたいと思っております。それが、答弁してなかった話でございます。

再々質問につきましてです。食料の確保につきましてですが、町では町民の皆さんに最低でも3日分の非常食を確保していただきたいということを訴えております。また、避難をされてきたときには、町も3日分の食料の確保、水の確保の準備をするということで、買換え等の更新を行っているところです。ただし、現在能登半島の状況を見ますと、自主的な確保というものはそれぞれもう少し長めに持っていていただいてもいいのかなということも、少し検討せざるを得ないかなという状況でございます。

次に、自主防災会に配付いたしました食料でございますが、これは賞味期限ございましたら、賞味期限の切れのものは廃棄をしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○12番（岩田治和君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時52分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 臼井光昭君。

○5番（臼井光昭君） 2040年労働供給制約時代への備えについて、一括質問一括答弁方式で行いますので、よろしくお願いいたします。

先日、リクルートワークス研究所が発表した「未来予測2040」で、少子高齢化に伴う労働力不足が私達の社会にどのような影響を及ぼし、どのように対応していくべきかを示しました。

まず、2040年には勤労者が2022年に比べ8割になり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる労働供給制約社会が到来すると予測されています。これは、少子高齢化によって生産年齢人口が減少し、必要な労働力を社会が供給できなくなる状態を指します。日本では既に人口減少が始まっており、労働力の供給不足が深刻な問題となっています。この問題は、今後数十年にわたり続くと予測されております。



労働供給制約社会の到来の背景には、主に二つの原因があります。一つ目は少子高齢化です。日本の少子高齢化は世界で最も進んでおり、生産年齢人口の減少が顕著です。これにより、労働市場における供給不足が生じています。二つ目は、生活維持サービスの需給ギャップです。物流、建設、介護、保健医療などの生活維持サービスの分野で労働力の不足が特に顕著です。これらの職種は社会の基本的な機能を維持するために不可欠ですが、人手不足が深刻化しています。

例えば、輸送や運送の分野では、2040年には約99.8万人の労働力が不足すると予測されています。さらに、建設業では65.7万人、介護サービスでは58万人、保健医療専門職では81.6万人の不足が見込まれています。これらの不足は、私達の生活に大きな影響を及ぼします。

では、私達はこの問題にどう対処すればよいのでしょうか。リクルートワークス研究所は、四つの主要な解決策を提案しています。

①機械化・自動化を導入。労働力不足を補うために、AIやロボットを活用し、仕事の効率化と省力化を図ることが求められています。

②ワーキッシュアクトという取組。これは、何か社会に対して機能・作用をしているっぽいという意味のWorkishと、様々な活動という意味のactを用いた言葉であり、仕事以外の社会活動を通じて労働供給を補完するもので、多様な形で労働力を補うことができます。

③シニアの小さな活動。シニアが無理なく社会参加できる小さな活動を提供し、労働供給を補う取組です。

④仕事におけるムダ改革。業務の無駄を削減し労働需要そのものを減らすことで、労働力不足に対応することです。

リクルートワークス研究所は、このような四つの主要な解決策を提案していますが、注目すべき解決策としては、ワーキッシュアクトとシニアの小さな活動の2点です。

ワーキッシュアクトとは、仕事以外の社会活動を通じて労働力を補う取組のことです。私達の社会では、少子高齢化により働く人の数が減少し、特に介護や建設などの分野で人手不足が深刻化しています。そこで、ワーキッシュアクトは、地域のボランティア活動やコミュニティ・イベントなど仕事以外の活動に参加することで、こうした不足を補おうとするものです。具体的には次のような活動が含まれます。

①地域活動への参加。例えば、地域の清掃活動や子ども達の学習支援、高齢者のサポートなどです。これにより、地域全体が活性化し、地域の一員としての役割を果たすことができます。

②ライフシフトの促進。定年退職後も元気に活動するシニア世代や、仕事の合間に地域活動を行う現役世代が増えることで、社会全体での労働力を補います。フレックスタイムやリモートワークを利用することで、仕事と地域活動を両立しやすくなります。

③スキルシェアリングとナレッジコミュニティ。例えばITの知識がある人が地域の小規模企業に技術支援を行ったり、料理が得意な人が地域の料理教室を開いたりすることです。町民の持っている知識やスキルを共有し、地域全体のスキルアップを図ります。

④健康寿命の延伸と社会参加。健康で長生きするためのプログラムを提供し、高齢者が元気に地域活動に参加できる環境を整えます。これにより、高齢者も社会の一員として積極的に貢献できるようになります。

このようなワーキッシュアクトは私達一人一人が少しずつ社会に貢献することで大きな力となり、地域全体の活力を高めることができます。このような活動を通じて、働く場だけでなく、地域社会全体が協力し合い、助け合う社会を目指します。

次に、シニアの小さな活動についてです。

シニアの小さな活動とは、定年退職後のシニア世代が無理なく社会参加できるようにするための取組です。具体的には、ちょっとした手助けや短時間の活動、特技や経験を活かした活動を指します。この取組は、シニアの皆さんが元気で充実した生活を送りながら、地域社会に貢献できるようにするためのものです。

以上、2040年問題である労働供給制約時代の課題解決策の一部を紹介させていただきました。2040年問題である労働供給制約時代では、非常に多岐にわたる課題が生じる可能性があります。2040年は16年後ではありますが、今から周到に準備し、対策を講じていく必要があります。2016年、地域共生社会の実現と叫ばれてから既に8年が経過していますが、地域コミュニティの希薄化などの問題から実現が遠のくばかりです。労働供給を強化する取組として、地域共生社会の実現を捉え直すことが重要と思います。この二つの取組を強力に推進するため、以下の施策を提案します。

町行政は、①町民の意識改革を啓蒙し、後押しをする。②仕事以外の社会的な活動にインセンティブを与える。③多様な人の力と機械の力を生かし、地域で必要な力を提供していくトータル・サプライ・コーディネーション、すなわち総合供給調整を行う仕組みを構築し、実施する。これらの提案に対し、どのように考え対策を講じていくのかお伺いします。

1、2040年労働供給制約時代の解決策として、ワーキッシュアクトやシニアの小さな活動に対してどう対応するのか。

2、町民の意識改革を啓蒙し、後押しすることに対し、どう対応するのか。

3、ワーキッシュアクトやシニアの小さな活動に対しインセンティブを与えることについてどう考えるか。

4、トータル・サプライ・コーディネーション、すなわち総合供給調整を行う仕組みを構築し、実施することに対し、どう対応するのか。

5、高齢化に伴い、介護や医療サービスの需要が増加しますが、これに対応する人材の確保が難しい状況です。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするための福祉サービスを担う人材不足に対し、どう対応するのか。

6、ワーキッシュアクトやシニアの小さな活動の視点・概念から、地域住民が積極的にコミュニティ活動に参加し、地域全体で支え合う仕組みを構築することが重要です。シニアクラブ、自

主防災会など地域組織の衰退防止はもちろんのこと、2040年に向けてどのように地域活動を復活させるか。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 臼井議員の御質問にお答えします。

はじめに、ワーキッシュアクトやシニアの小さな活動についてどう考えるかについてであります。

議員の御質問のとおり、今後の地域の労働力不足については深刻な課題であると認識しており、既に現状においても労働力不足の対策として様々な取組がされております。

例えば、様々なところで機械化や自動化が進められるとともに、事業所などにおいては働き方改革や高齢者の定年延長や継続雇用なども進められております。

地域においても、高齢者の生きがいの創出と労働力不足を補うことなどを目的に、シルバー人材センターが高齢者に働く機会を提供しています。また、シニアクラブなどの各種団体や個人的な活動が地域の活性化や貢献などにつながっております。

地域において本業以外の時間を使った活動や、シルバー人材センターやシニアクラブなど的高齢者が行っている活動がワーキッシュアクトやシニアの小さな活動であり、今後も地域における労働力を補完するものとして重要であると考えております。

次に、町民の意識改革を啓発して後押しすることについてであります。

リクルートワークス研究所の資料によりますと、地域において活動されている方の中には、地域のためにといった高い意識を持って活動されている方もおられますが、自分が楽しむために活動を続けている方が多いとされております。また、それぞれの活動が地域貢献につながっていると意識して活動をされている方は少ないように考えられます。

このため、そういった活動が地域社会を支える一助となっていることを改めて周知し、地域貢献につながっていることを知っていただくことで、改めてやりがいを感じていただけるよう、町民の皆様には様々な機会を通じて啓発していきたいと考えております。

次に、ワーキッシュアクトやシニアの小さな活動にインセンティブを与えることについてであります。

高いボランティア精神を持って活動されている方の中には、活動へのインセンティブ付与に関して様々な考え方があるようです。より多くの方に、地域での活動に参加いただき、活動を長期に続けていただくためのモチベーションとして、インセンティブを与えることは有効であると考えられます。あわせて、地域活動は様々であるため、どんなインセンティブをどんな基準で付与することがいいのかについては、十分な検討も必要であると考えます。

次に、トータル・サプライ・コーディネーションの仕組みを構築し、実施することについてどう対応するかについてであります。

これは、地域活動によって供給できるサービスと、それを必要とする方に結びつける仕組みの構築になります。現在、社会福祉協議会では住民参加型福祉サービス、オンリー・ユースとして会員制の有償ボランティアサービスを運営しており、利用者とサービス提供者の双方が登録することで、必要に応じて双方を社会福祉協議会がマッチングしております。ただし、現時点ではサービスの周知が十分でなく、会員登録が少ない状況です。

今後、どのようなサービス提供や需要が見込まれ、また、どういった対応ができるのか、先進的に取組をされている自治体などについて調査・研究を行い、効果的な仕組みを検討していきたいと考えております。

次に、介護や医療サービスの需要増加に対応する人材確保と、地域での福祉サービスを担う人材不足にどう対応するかについてであります。

現在、町では御殿場看護学校の運営費の補助や、町内の医療機関や福祉関連施設の保健師や看護師などとなる意思がある学生を対象に就学資金貸付を行い、地域の医療・福祉関連の人材確保に努めています。このほか、介護職員初任者研修を受講し、町内の介護施設に就業されている方に受講料の一部を助成しています。

このように現時点においても人材確保の施策を行っていますが、今後を見通す中では、国を挙げての仕組みづくりが必要だと考えますので、今後の国の動向や他の自治体の状況などを注視して、町の施策を検討してまいりたいと考えております。

次に、地域組織の衰退防止等についてであります。

人口減少、少子高齢化、そしてそれに追い打ちをかけるように新型コロナの影響による地域コミュニティの希薄化により、全国的にも地域組織の衰退が課題となっていると考えております。本町においても、地域活動の担い手として欠かせなかった婦人会が解散という大変厳しい状況となってしまいました。シニアクラブにおいても、解散してしまった地域も出てきている状況であります。地域にある様々な団体が、世代交代がうまくいかなかったり、新たに参加する人がいないなど、先細りの状態になっていると考えます。

議員御提案のワーキッシュアクトやシニアの小さな活動を町民の方々が意識し、積極的に関わり、支え合っていくという仕組みづくりをつくっていかねばならないと考えています。それが、先ほど言っていたインセンティブを付与する組織であったり、活動を継続できるNPO法人などが考えられます。

今後16年先に向け、ますます社会生活のスタイルは変わっていくと思われれます。町はできる限り現状の把握から先を想定して、地域のコミュニティが衰退しないように努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○5番（白井光昭君） 2点、再質問をさせていただきます。

1点目は、ワーキッシュアクトやシニアの小さな活動にインセンティブを与えることの有効性

を評価していただきありがとうございます。確かにインセンティブの基準を設定することの難しさは理解できますが、このことについて再質問をしたいと思います。

ボランティアや地域組織会員の中には意識の高い方がおり、今までは無報酬が当たり前でありましたが、2040年労働供給制約時代を迎えるに当たり、意識の高い方々だけに頼るのでは不足する労働供給を充足することはできません。今は多様性の時代であり、意識の度合いは様々です。労働供給制約時代には無報酬から相応の対価を求める人に対応できる柔軟なインセンティブの仕組みが不可欠だと思います。

本6月定例会の令和6年度一般会計補正予算第2号に計上されているおやま健康マイレージ事業では、健康活動内容に応じたデジタルポイントをインセンティブとしてデジタル地域通貨の利活用を実現するとのことですが、ワーキッシュアクトやシニアの小さな活動に付与するインセンティブもデジタル地域通貨の利活用ができないか。また、小山町デジタル通貨の支払い可能範囲に制約があるとインセンティブとしての価値が低下するおそれがあり、現金同様の価値を持たせる必要があります。インセンティブとして価値を高めるために、将来的には、岐阜県高山市、飛騨市、白川村の三つの自治体を利用できるデジタル地域通貨さるぼぼコインという事例もあり、将来的に御殿場市の富士山Gコインとの相互利用が望まれます。インセンティブのデジタル地域通貨と富士山Gコインとの相互利用についての考えをお伺いします。

2点目は、トータル・サプライ・コーディネーションの仕組みについてであります。

私がイメージしているのは、今はやりのマッチングアプリです。オンリー・ユー、シルバー人材センター、シニアクラブなど様々な組織体で労働需要と供給を合致させる必要があります。人手によるマッチングからデジタル化、すなわちマッチングアプリが求められます。

今後、各組織体が独自のアプリを作成し、使い始めるでしょう。そして、次第に様々なマッチングアプリが小山町にあふれるようになります。草刈りを求める人はシルバー人材センターのマッチングアプリを、デマンドバスの予約はデマンド予約アプリをと、様々なマッチングアプリが生まれ、使い方の異なるアプリをデジタルに不慣れな高齢者が使うことになり、極めて不便な状況が生まれます。様々な地域組織が様々なマッチングアプリをゲリラ的に使い始める前に、行政として一貫性のある様々な労働需要を扱える総合マッチングアプリを提供する考えはないのか、お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 白井光昭議員の再質問にお答えさせていただきます。

はじめに、インセンティブのデジタル地域通貨と富士山Gコインとの相互利用についてであります。

ワーキッシュアクトなど様々な地域活動にもインセンティブを付与する仕組みについては、どのような活動にどの程度のポイントを付与するのか、また、そのポイントをどのように使える仕組みとして検討していく必要があると考えております。特に地域通貨は地域経済の活性化や地域

内の消費活動を活発にするための仕組みでもありますので、その広域化や汎用性の高いデジタル通貨への交換については、商工会をはじめとする各団体とも意見交換を重ねつつ、おやま健康マイレージ事業を基に、DXの推進に向けて慎重に検討してまいりたいと考えております。

二つ目の質問です。デジタル技術を活用した地域課題の解決となる総合マッチングアプリの提供などについては、様々な取組の可能性があると考えております。議員の御指摘のとおり、多種多様なアプリやシステムが乱立する状況を鑑み、国のデジタル庁からも地域情報プラットフォームの考え方が示され、様々なサービスのデータや情報をプラットフォームとしてまとめ、活用する取組が進められております。

一方で、こうしたデータの利活用には、利用者、サービス提供者ともに一定程度のボリュームが得られないとそのメリットが薄れ、継続性が確保できないという特性もあります。現在、静岡県において各市町を含めた広域連携の基盤構築など、スケールメリットのある取組について検討を行っているところですので、この動きにも注視しながら、町として最も効果的な取組を検討してまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○5番（白井光昭君） 質問ではありませんけれども、2040年はまだ先のことですので、周到に準備していただいて、2040年、混乱のない時代を迎えたいと思います。ぜひよろしくをお願いします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月12日水曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後1時24分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長	遠 藤	豪
署 名 議 員	平 野	正 紀
署 名 議 員	牧 野	恵 一

令和6年第3回小山町議会6月定例会会議録

令和6年6月12日（第3日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君  
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君  
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君  
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君  
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君  
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君  
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	山本 智春君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	おやまで暮らそう課長	岩田 幸生君
フロンティア推進課長	山本 尚毅君	企画政策課長	勝又 徳之君
地域振興課長	小野 正彦君	総務課長	渡邊 徹君
商工観光課長	湯山 浩二君	林業振興課長	湯山 光司君
都市整備課長	遠山 洋行君	建設課長	込山 次保君
上下水道課長	山口 幸治君	生涯学習課長	石田 洋丈君
総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	3番 平野 正紀君	4番 牧野 恵一君	

散 会 午後1時59分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

6番 小林千江子君

1. 都市計画の見直しに関して

3番 平野正紀君

1. 文化財と観光資源を有効活用した観光立町への取組は
2. 地区要望の早期対応と予算拡充を

4番 牧野恵一君

1. 小山町の業者選定事務の疑問点について

9番 藺田豊造君

1. 町長の政治姿勢について問う



議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは議席にて答弁を行うこととします。再質問については、全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いします。

---

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。

本日は個人質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に、6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） おはようございます。通告に従い、都市計画の見直しに関してを議題とし、一括質問一括答弁方式にて質問をさせていただきます。

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であると、都市計画法に定義されております。小山町の将来あるべき姿を想定し、適正な規制や誘導、整備を行うことで、むやみな乱開発を防ぎ、あるべき都市の姿を目指していくことが、都市計画の目指すところです。

本町の都市計画は平成14年3月に都市計画マスタープランが定められ、その後、社会情勢の変化や本町を取り巻く情勢の変化に応じ、平成27年3月に改定されております。前回の改定から約9年が経過し、以前の改定からも大きく社会の情勢に変化が訪れております。町長からも都市計画を見直すとの御発言がありましたので、その詳細を伺わせていただきます。

まず一つ目に、今ある区域の見直しを含め、具体的にいつ、どのような都市計画の見直しを図るのか、その詳細をお聞かせください。

二つ目に、小山PAとスマートインターチェンジの設置が予定され、本町と国土幹線道路との連携が飛躍的に向上いたします。足柄SAから新東名を結ぶ道路、特に竹之下中島線など、町内における都市計画道路の見直しが必要かと思われます。また、明倫地区においては、区画整理事業を計画されておりますが、インフラの整備が十分でないとも感じております。まずはそれら道

路の見直しが必要かと思われます。町のお考えをお聞かせください。

三つ目に、都市計画の見直しのメリットとデメリットをお伺いいたします。計画の見直しには、多くの時間と労力、そしてそれに伴う費用がかかります。御存じのとおり、町は市街化調整区域における調地区の活用、また、都市計画法第34条第2号の運用などにより、都市計画決定せずとも様々に開発が行われてまいりました。なぜ、今、都市計画を見直そうとされているのか疑問も残ります。町は都市計画の見直しを今実施するメリットとデメリットをどのように分析されておりますでしょうか。お聞かせください。

四つ目に、都市計画が制定された時は昭和46年10月で、いわゆる線引きが行われたのは昭和51年でございます。大きく人が増えることが想定された時代のものでありました。しかしながら、時代は変わり、今や人口は減少の一途をたどっており、その兆候はますます加速しております。今後、人口減少時代に対応するには、立地適正化計画・コンパクトシティが求められるのではと考えます。町は立地適正化計画・コンパクトシティについてどのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞かせください。

最後に、10年後から20年後を予測する都市計画の中に、残念ながら庁舎に関する事柄が明記されておられません。都市計画の決定は庁舎においては必要ないとは理解しておりますが、やはり庁舎老朽化に伴う建て替えは、まちづくりの根幹を担う大事業かと思われます。庁舎をこの場所で継続していかれるのか、はたまた、違う場所へ移動させるのかでも大きくまちづくりにおいては変容してまいります。また、それに伴い、道路などの計画も調整が必要となる可能性が大きくございます。町長は、都市計画におけるまちづくりにおいて、今後の庁舎の在り方をどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 小林議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに、都市計画の見直しに関してのうち、庁舎の在り方をどのように考えているかについてであります。

議員御指摘のとおり、庁舎はまちづくりの中心的な役割を担う施設であります。よって、庁舎の位置や規模、商業施設や住宅施設との複合化、周辺のインフラ整備の状況など様々な視点から検討する必要がございます。そのため、町民の声や専門家の意見を幅広くお伺いするとともに、他自治体の先進事例を調査するなど検討を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、都市基盤部長から答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） はじめに、区域の見直しはいつ、どのように行うかについてであります。

区域区分、いわゆる線引きの見直しに当たりましては、根本的な事柄として、御殿場小山広域都市計画のうち、人口フレームと産業フレームに関する調整が必要となります。これまでの町の

取組といたしましては、住居系の市街化区域については、現状に合った課題を洗い出し、平成30年度に区域区分の見直しに関する調査を実施し、候補区域の検証を行いました。また、市街化調整区域では、三つの工業団地について地区計画を決定いたしました。このように、現実の土地利用状況に合わせて実施してまいりましたが、根本的な対応として、人口フレームにおきましては、小山町、御殿場市の想定人口の整理や調整などについて、県や御殿場市との協議が必要であります。

また、産業フレームでは、工業団地の市街化区域への編入に当たり、用途地域の決定が必要となりますが、単純に工業系の用途地域にできない状況もあり整理が必要となります。これらのことから、今後検討が必要となる課題への対応には多大な時間と労力を要するものと考えております。

以上を踏まえまして、区域区分（線引き）の見直しは、湯船原の三つの工業団地において、立地企業の種別等がある程度確定した段階で県や御殿場市との具体的な協議に着手してまいりたいと考え、昨年度からこれらに関する調査、研究に着手しているところであります。

次に、都市計画道路など道路計画の見直しについての町の考えはについてであります。

本町の道路計画は、第5次小山町総合計画に記載されている道路整備プログラムにおいて、将来道路網を構成する国道、県道及び町道が位置づけられております。この中に幾つかの都市計画道路が含まれておりますが、道路整備プログラムに合致しない路線があるため見直しが必要と考え、平成30年度に都市計画道路の再検証業務を実施したところであります。都市計画道路の見直しに当たっては、再検証結果に基づき、東名竹之下跨道橋南側から国道246号中島インターに至る竹之下中島線の一部廃止について、令和6年度から県との協議を含む具体的な検討に着手してまいります。

また、議員御指摘のとおり、東名足柄スマートインターチェンジから新東名小山スマートインターチェンジを結ぶ道路の重要性は、町としても十分に認識しております。このため先ほど申し上げました竹之下中島線の一部廃止の検討にあわせまして、部分的な線形変更の検討を実施し、足柄地区から大御神方面へ接続する道路網を構築してまいりたいと考えております。

なお、菅沼谷戸地区土地区画整理事業区域内の幹線道路として、町道足柄三保線の整備計画など、都市計画道路以外の道路計画についても、必要に応じて検討を進めているところであります。

次に、多くの時間と労力、費用を要する都市計画の見直しを今実施するメリット、デメリットの分析はについてであります。

最初の質問で答弁いたしましたとおり、区域区分（線引き）の見直しには多大な時間と労力のほか、多額の費用を要することとなります。実施することで得られるメリット、便益といたしましては、現実に即した秩序ある計画的な土地利用が図れることにあるものと考えております。

次に、人口減少への対応のため、立地適正化計画・コンパクトシティが求められているが、町の考えはについてであります。

本町の土地利用につきましては、市街化調整区域においては、主に住居系以外の開発を進めてまいりました。具体的には都市計画法第34条第2号の運用による小山P A周辺地区や足柄S A周辺地区などの大型複合観光施設の開発、及び都市計画法第34条の2開発協議による湯船原の新産業集積エリアや上野工業団地などの工業団地の造成事業があり、これらの整備により税収の増加と財政運営の改善に努めております。

一方、市街化区域においては、小山町都市計画マスタープランの地区別構想にありますとおり、各地区ごとに住居系の市街地の形成を掲げて、コンパクトシティとまではいかないまでも、現実的にこのようなまちづくりの方向性が示されております。特に成美、足柄、須走地区はその傾向が見られますが、明倫、北郷地区では、土地区画整理事業や宅地造成事業などの実施により、このような市街地の実現を目指してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

庁舎に関して、まずはお伺いいたします。

他自治体の先進事例を調査するなど、検討を進めてまいりますとの御回答でしたが、調査・検討する猶予は十分にあったかと思われまます。既に、こちらの庁舎が建設されてから42年が経過し、老朽化は顕著であります。エアコンの修繕に約1億8,000万円、そして、1,740万円を使い外壁等の改修工事も計画されております。検討委員会が立ち上がってはいるとはお伺いしておりますが、その歩みは遅く、いまだ調査・検討の段階です。都市計画を見直すに当たり、ともにスピード感を持って対応すべき案件かと思われまます。おっしゃられるとおり、庁舎づくりはまちづくりの中心を担う施設であります。どこへ持っていくかを決めるだけでも、町を二分させるような大きな案件となるのは明白です。だからこそ、手をこまねいている猶予はなく、例えばせめて町民アンケートをとるなど、何か具体的な一歩を進める計画が求められるかと思われまます。町はどのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞かせください。

次に、都市計画道路に関してお伺いいたします。

令和6年度から県との協議を含む具体的な検討に着手してまいりますとの御回答をいただき、新たな都市計画道路に着手する大きな一歩となれることを大変に期待しております。その一方で、人口フレーム、産業フレームに具体性が見えません。抱える課題や調整の難しさなど、それぞれの状況は異なり、対応することが難しいとも思われまますが、せめて何に優先順位を置かれているのか、はたまた、事業は同時進行で進められる御予定なのかなど、タイムラインを含めもう少し具体的に説明をしていただけないでしょうか。お願いいたします。

次に、御回答いただきましたとおり、やはり都市計画見直しの最大のメリットは、現実に即した秩序ある計画的な土地利用が図れるところにございます。それは町のみならず、やはり町民の期待するところでもあり、そして、大きく関心が寄せられる部分でもあります。また一方で、市

街地区域資産の変動が伴う大きな変更が、突如として改正されてしまうという町民の不安も伴います。そのような町民の心情にはどのような配慮をなされる御予定でしょうか、町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 小林議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど町長から答弁いたしましたとおりであります。庁舎はまちづくりの中心的な役割を担う施設であることから、慎重に検討する必要があります。役場に来庁される方の安全や利便性、職員の快適な執務環境が確保できるよう、現庁舎の修繕や建設資金のための基金への積立てを行いながら、新庁舎建設の計画について引き続き検討委員会等で慎重に検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 私からは2点目、3点目の再質問にお答えいたします。

はじめに、都市計画の見直しについて優先順位は何か、またタイムラインを含めたもう少し具体的な考えはについてお答えいたします。

まずは都市施設に関する計画といたしましては、都市計画道路の見直しを進めてまいりたいと考えており、先ほど答弁しましたとおり、今年度から路線の変更、廃止など具体的な検討に着手してまいります。また、道路見直しと並行して、市街地開発に関する計画であります土地区画整理事業の事業化に向けて、今年度は測量等を含む調査等を実施し、詳細な事業計画の策定を進めてまいります。

これに続きまして、次の段階といたしまして、土地利用に関する計画として、区域区分（線引き）の見直しがあります。これについては、湯船原の工業団地の用途区域の方針がある程度確定した段階で、県や御殿場市との協議に着手すると考えております。ただし、今年度から都市計画道路の見直しに関連して、一部の区域区分の見直しにつきましては、県と事前相談等に着手してまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路見直しによる町民の不安や心情に対してどう配慮するのかについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、都市計画の見直しにより少なからず様々な影響が出ると思います。このため都市計画法では、公聴会の開催及び都市計画案の縦覧など、直接、住民の皆様から御意見をいただく機会を設けることが定められておりますが、これ以外にも、実際に進める際には、必要に応じて複数回にわたり住民説明会を開催し、丁寧な説明を行いながら、十分な意見交換の上で御理解をいただけるよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 再々質問をさせていただきます。

まず、都市計画に関して質問させていただきます。

都市計画に関し、今年度から具体的な検討に着手する、今年度において調査等を実施し、策定を進めてまいりますなど、併せて前向きな御回答をいただき大変期待をするところであります。ただ、いつまでに、何を、どのように進めたいのかをお聞かせ願えませんでしょうか。特に新東名開通の目処が見えてきた中で、それに伴う都市計画の見直しや県との調整をいつまでに終えるのか、計画に沿った道路建設の調査や県との次なる調整もスピード感を持って行われることが求められるからです。いつまでに、何を、どこまで進められたいのか、町のお考えをお聞かせください。

最後に、庁舎に関し町長にお伺いいたします。

先ほども申し上げたとおり、どこへ建設するにせよ、新庁舎問題は町を大きく揺るがす課題であることは明白であります。だからといって何もしなければますます老朽化が進み、無駄に庁舎の修繕へ町税を投じ、時代にそぐわない庁舎の中で、職員も町民も対応を迫られ続けなければなりません。慎重な検討はいつまでされるおつもりでしょうか。町の長として新庁舎に向け、具体的な一步を踏まれる覚悟を持たれるべきかと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 小林議員の再々質問にお答えをいたしたいと思います。

庁舎の建設、この場に建てるか、移設するかは大変に大きな、町としても問題であろうかなと思うし、また合意形成も大変これは必要であろうかなと思います。できれば、私の任期中にその辺を決めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 小林議員の再々質問のうち、都市計画に関する内容についてお答えいたします。

いつまでに、何を、どこまで進める考えかについてであります。

まず、都市計画道路の見直しについては、検討着手後、線形変更及び廃止検討区間に関する概略検討の上で、県との下協議を行い今年度内に素案を作成する予定であります。したがって、来年度以降は県との本協議や公聴会、縦覧等の法定手続を実施し、都市計画決定の変更告示を目指して進めてまいります。

また、これと並行して、菅沼の土地区画整理事業については、先月、組合設立に向け準備委員会を立ち上げましたので、今後、測量や設計、詳細事業計画の策定などを進め、地権者の皆様に御理解をいただきながら、今年度内に組合設立の認可申請書を整え、来年度には県から組合設立の認可をいただけるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（小林千江子君） 以上で質問を終わりにいたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、3番 平野正紀君。

○3番（平野正紀君） 私は通告に従いまして、2件の問題について一問一答方式で質問させていただきます。

はじめに、文化財と観光資源を有効活用した観光立町への取組はの質問です。

小山町文化財保存活用地域計画は、令和5年12月に文化庁から認定を受け、本年3月に策定されました。町内には、公の指定の有無を問わず7万点を超える石造物や古文書をはじめとする文化財があり、これを保護するだけでなく、次世代への継承と様々な分野に有効活用するべく実効的な指針を定めたものです。

当計画に位置づけられている町の代表的な歴史文化資源は、古くから信仰や崇拝の対象とされ、世界文化遺産関連群も多い日本の象徴である富士山、富士紡績の進出による産業関連文化財、古道や合戦の伝承地である足柄峠の三つがあります。

観光立町への挑戦は、町長マニフェスト九つの柱の一つであり、小山町の歴史の次世代への継承と掲げております。本計画をベースに、文化財有効活用と観光開発の両観点からの今後の戦略について、そして古道や合戦の伝承地である足柄峠や足柄地区に焦点を当て、町の今後の取組について質問いたします。

はじめに、総括的な事項として、文化財保存活用地域計画策定の狙い、今後の戦略は何なのか。また、小山町観光振興計画に掲げる元気にぎわい観光プログラムと相乗した今後のビジョンについてどのようなお考えかお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 平野議員の御質問にお答えをいたします。

小山町文化財保存活用地域計画の狙いとはしましては、失われつつある歴史文化資源を適切に保存・活用し、将来にわたり継続していくために、行政や所有者個々のみではなく、地域住民をはじめ、多様な個人・団体の連携・協力の下、将来の歴史資源に関する実情把握と課題解決を図り、小山町を訪れる人々や町民の皆様が、町の歴史や歴史資源に誇りと愛着を持って後世へつないでいくことを目指すものであります。

小山町観光振興計画に掲げる元気にぎわい観光プログラムでは、金太郎をシンボルとした観光活性化をはじめ、九つの施策を掲げております。町内には金太郎ゆかりの史跡をはじめ、多くの歴史資源があります。文化財の活用という観点からも歴史資源を観光資源として捉え、観光客の誘客等に有効活用してまいります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問ありませんか。

○3番（平野正紀君） ありません。

それでは、足柄地区における文化財の保存活用、観光振興について具体的な質問や提案をします。なお、昨日の鈴木議員の質問と共通するところがありますが、改めてお伺いさせていただきます。

きます。

それでは、1点目の質問です。

1,200年の歴史を持つ足柄古道のルートは、いまだ定かではなく、調査研究に時間を要するとのことでありますが、林道戦返り線に点在する史跡・名勝や嶽之下宮に鎮座する竹之下古戦場碑などをめぐる着地型観光プログラムが有効と考えますが、どのようなお考えでしょうか。

また、足柄古道の整備について、町長マニフェストでうたっておりますが、どのように整備するのかお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 議員の御質問にありますとおり、足柄古道につきましては、正確なルートが定かではなく、文化財保存活用地域計画では令和13年度以降での調査を予定しているところでもあります。小山町観光振興計画でも、足柄古道などをハイキングコースとして活用することを位置づけておりますので、小山町観光協会が作成した足柄エリアの歴史をめぐるガイドマップ「てくてくおやま」を活用したイベントやガイドつきツアーなどを通じて、町内の歴史や自然を楽しむことができる機会を提供したいと考えております。

今後も小山町観光協会とも連携し、ガイドの育成、観光資源の見直しや掘り起こしを行い、着地型観光施策に取り組んでまいります。併せて足柄古道の整備につきましても、保存活用の観点から、史跡の案内看板や道標の修繕等を実施してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○3番（平野正紀君） 着地型観光施策の取組において、ガイドの育成は特に重要であると考えます。そのガイドの成り手ですが、現在は四季の旅人の皆様と地域おこし協力隊の方を中心に活動されていると思われまます。観光戦略を強化するためのマンパワーとなる観光ガイド育成について、現状と今後の取組方について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（大庭和広君） 再質問にお答えをいたします。

観光ガイドにつきましては、現在、四季の旅人が中心となって、豊門公園など町内の地域資源の案内を行っております。また、地域おこし協力隊においても、「足柄古道で遊ぼう！」と称した家族向けのコース設定を行い、川遊びやバードウォッチングなどを取り入れた散策ガイドにより誘客を図っているところであります。

今後、町の観光ガイドを育成するために、地域が持つ資源を活用し、その魅力を紹介できる人材を養成する講座を実施してまいります。具体的には、観光協会において、「てくてくおやま」を教材とした「足柄の歴史とモダンを語る講座」や、富士山須走口流の「お山まいり富士講ツアー」を活用した現地研修会を計画をしております。

以上であります。



○3番（平野正紀君） 次の質問です。

着地型観光プログラムの一例として、竹之下合戦の歴史や金太郎伝説の数々の史跡を巡る「史跡探検ツアー」を企画し、魅力発信や誘客に努めたらどうでしょうか。例えば、QRコードを活用して面的に町内の史跡めぐりを体験するなど、気軽に楽しんでいただく内容はどうか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 小山町文化財保存活用地域計画で、「歴史文化資源周辺のサイン整備、伝承地等を巡るツアー、クアオルトウォーキング、トレイルウォーキング等を充実させ、伝承地としての保存・活用推進する」こととしておりますので、関係者と調整してコースを選定し、コース上にある史跡の把握とその史跡等の案内文を作成するなど、ガイドが解説できる環境を整えます。また、QRコードの活用につきましては、デジタル社会に合った効果的な方法であると考えますので、実施に向けて準備を進めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 再質問させていただきます。

QRコード活用の提案をさせていただきましたが、私のイメージは2016年に社会現象ともいえる人気を博しました「ポケモンGO」の事例です。QRコードや位置情報機能を活用した手法であれば、ガイドつきツアーとは別に、観光客が単独で自由に町内の文化財や歴史探索に触れ合う観光を楽しむことが可能と思いますが、改めて見解をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（石田洋丈君） 議員御提案のとおり、スマートフォンのアプリを活用することができれば、現地にガイドがいなくても、アプリから情報を得ながら自由に巡っていただくことができますと思いますが、一般的にアプリの開発費用や保守経費などが課題となってまいります。ICTの活用につきましては、現地に貼り付けたQRコードから史跡等のホームページを表示できる仕組みづくりや、グーグルマップなど無料で利用できる地図アプリへの情報掲載など、できることから始めたいと考えております。

以上です。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

誓いの丘公園は、本年度予算に公園改修構想策定事業として100万円が計上されています。3月議会総務建設委員会の予算質疑では、法面の植栽や駐車場の整備などを今後検討するとの回答でしたが、新たな建築物等の設置の予定があるのか、改めまして、現時点での改修構想について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 改修内容の案といたしまして、駐車場整備や法面植栽のほか、休

憩施設として四阿やベンチと併せて展望スペース、遊具の整備など、今年度改修構想を策定する中で検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 詳細はこれから検討ということですが、既にトイレや休憩施設があり、後々に維持管理費や人手がかかるような大規模な改修は必要ないと考えますので、構想が決まりましたら教えていただきたいと思います。

最後の質問です。

足柄峠の史跡公園整備についてです。本年2月の小山町観光協会60周年記念式典での講演の際、講師を務められました小山町文化財保護審議会の樽林会長が、専門的見地から、足柄城の石垣や雨乞いの池の存在の魅力や歴史的価値について言及されており、また、町長マニフェストでも掲げておりますが、どのようなお考えか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 足柄峠の史跡公園整備につきましては、まずは足柄城跡の文化財指定を目指したいと考えております。そのために、地域住民等への聞き取りや文献を基に、必要に応じ足柄城及び城内の遺構のほか、周辺の砦の発掘調査を行う総合調査の実施を検討してまいります。

また、足柄峠周辺にあります石造物の実態把握と記録保存、価値の高いものの文化財指定も目指し、多様な歴史文化資源に恵まれた足柄峠周辺の価値や魅力を町内外に発信してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 文化財指定につきましては、様々な面において御苦労が多いと思いますが、ぜひとも進めていただきたいと思います。その中で、総合調査の実施とありましたが、この調査の内容についてももう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（石田洋丈君） 総合調査についてでありますけれども、まず、県あるいは国指定文化財の指定を受けるためには、史跡の形式、形状、規模、構成、出土遺物等を示すとともに、文化財としての価値や地域の特徴、歴史的意義等の調査・研究が必要となります。こうした調査が総合調査であり、現地調査のみならず、文献等の洗い出しなど総合的な学術調査を行うものであります。

調査で実施する測量につきましては、足柄城全体を昭和50年代に実施しておりますが、近年新たに発見された遺構や石垣なども存在していることから、再度測量を実施し、専門家や国、県の文化財担当者とも協議した上で、発掘調査の箇所を選定し、後世へよりよい状態で継承できるよ

う、効果的な総合調査の実施を検討してまいります。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 質問ではございませんが、町内及び足柄地区の文化財の保存活用、観光振興につきまして、前向きな回答をいただきうれしく思います。それぞれの取組には、時間と労力、そして観光協会をはじめ関係の皆様との連携が不可欠であります。ぜひとも魅力発信と誘客による観光立町の実現に向けて邁進していただきたいと願います。

以上で、1件目の質問を終わります。

それでは、2件目の質問に移ります。

2件目の質問は、地区要望の早期対応と予算拡充をという質問です。

町内に40ある各区からの地区要望につきましては、例年500件を超える案件が出されており、道路施設や農業用水路などの新設、改修、補修等の内容が多く、いずれも町民生活に密着した身近で切実なものであり、また、大半が小規模案件の要望が多いと聞いております。緊急を要する場合は早急に対応していただいているものの、全体を見ると、実施に至るまでには相当の期間を要し、中には何年も同じ案件を継続して要望しているものの、実施に至らないケースも散見されます。

町の方針として、要望事項の重要性や緊急性、費用対効果などを総合的に判断し、優先度の高いものから実施していることは理解できないわけではありません。ただ、地区や町民からは、町の対応について不満の声が多数聞かれるのが現状であります。過去には、平成30年度に約3億円もの補正予算を組み、ほとんどの未対応案件を処理したケースがありました。この前例までとはいかなくても、未来拠点事業による固定資産税増収があるのですから、大型投資事業ばかりに目を向けるのではなく、まずは町民、区民が要望する生活に密着した要望案件の対応が最優先であると考えます。予算も人的な負担も伴うことと思いますが、この件につきまして、具体的な質問をします。

最初の質問です。

ここ数年の要望状況について、総件数、主な要望内容、対応・未対応の状況、要望対応に充てた事業費について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 要望の状況についてお答えいたします。

平野議員御案内のとおり、主な要望内容は、道路の改修や補修、カーブミラーの設置、農業水路の修繕、公園整備などが主なものとなっております。令和3年度の要望総件数は569件、内訳として、建設課関係が404件、農林課関係が91件、その他が74件となっております。要望を実施した件数は全体で167件、事業費にして約4,000万円、県や国などに進達した件数が114件、未実施が288件となっております。

続いて令和4年度の要望総件数は572件、内訳として、建設課関係が424件、農林課関係が81件、

その他が67件となっています。要望を実施した件数は全体で144件、事業費にして約5,150万円、県や国などに進達した件数が112件、未実施が279件となっています。

令和5年度の要望総件数は502件、内訳として、建設課関係が389件、農林課関係が58件、その他が55件となっております。要望を実施した件数は全体で111件、事業費にして約7,560万円、県や国などに進達した件数が91件、未実施が269件となっております。なお、未実施の件数には、民地のため実施できない案件、県や国などに進達後実施されたものを含んでおります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁についてお伺いいたします。

細かい数字で恐縮ですが、令和5年度の要望において、継続として提出された要望の件数のうち、実施された件数と未実施である件数を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 平野議員の再質問にお答えいたします。

令和5年度要望502件のうち、継続要望が263件、そのうち実施した件数が59件、未実施が204件であります。未実施の中には、進達等が73件、民地等で実施できない困難等が18件含まれております。

以上です。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

要望全体の7割から8割を占める建設課所管の道路施設、水路に関して、未対応の要望事項をどのように保存・管理し、対応しているのか。また、年度が替わると過去の未対応案件はリセットされてしまうなど期限があるのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 地区要望につきましては、区長と職員で現地を確認し、危険度、利便性、費用対効果などの要素を総合的に判断し、優先順位を付して対応箇所を決定し、工事を実施しております。各区からの要望事項について期限という考えはありません。なお、要望内容につきましては、全て電子データで保存し、区ごと検索できるように管理、把握しております。また、所管が町以外のものにつきましては、国、県、警察等へ進達しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁についてですが、所管が町以外の国、県、警察等へ進達した案件の対応については、どのように区に知らされるのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○建設課長（込山次保君） 再質問にお答えいたします。

国、県、警察等へ進達した案件については、3月に開催される区長会において、実施件数等の

報告を行っております。また、地区からの問合せについては、国、県、地区との間に入り、調整を行っております。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 再々質問です。

対応について総合的に判断し、優先順位を付して対応箇所を決定するのは理解できます。では、どうして何年も同じ案件を継続して要望しても実施に至らないのでしょうか。例えば、継続して要望している案件は優先度を上げる、区が考えている意向や優先順位などを勘案するなど、このような町民区民の不満を解消する有効な方法についてどうお考えなのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○建設課長（込山次保君） 再々質問にお答えいたします。

道路幅員改良の要望などを実施する場合は、工事实施までに用地取得や支障物の移転補償等が必要になることもあり、事業を進めるに当たりましては、事業計画をしっかりと立てるとともに、地権者交渉を進めていく必要があることから時間がかかることもあります。今後も要望の立会いのときには、区関係者から要望内容についてしっかりヒアリングするよう努めてまいります。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

特に道路案件では、道路の白線がどこも消えているように感じます。国道や県道は定期的に予算の範囲で引き直しをしているようですが、町道は止まれや停止線が消えているところもかなりあり、水道等の工事後には、工事の箇所だけ引き直しを行い中途半端なところも多く見受けられます。区の要望は、区の管轄している区域での要望のため、町全体の要望、白線等の引き直しの要望は少ないと聞いています。要望が少ないとはいえ、これらの件につきましては、道路管理上、一番重要なことと思いますが、どのようにお考えか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 道路の区画線につきましては、区の要望や道路パトロールの結果に基づき、毎年度継続して実施しております。令和5年度から予算が増額され、安全施設設置工事の中で、区画線の引き直しを実施しているところであります。令和5年度の実績といたしましては、町内全体で8,165メートルを実施いたしました。限られた予算の中で実施していることから、全てに対応することはできておりませんが、継続的に実施してまいりたいと考えております。

また、今後、舗装補修事業等を計画している路線につきましては、事業実施に合わせ区画線を引くこととなりますので、それまでの間、消えてしまっている場合もあります。止まれや停止線につきましては、警察署の所管となりますので、引き続き関係機関へ進達してまいりたいと考えております。今後も道路管理者といたしまして、安全安心の確保に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁についてお伺いします。

現時点で、舗装補修事業等を計画している路線は何路線で、工事延長はどのくらいでしょうか。そして、予算が増額された安全施設設置工事と合わせますと、町全体の区画線の引き直しの解消については、どのような見通しであるか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○建設課長（込山次保君） 再質問にお答えいたします。

令和6年度の舗装補修事業予定箇所は4路線で、工事延長は2,100メートルであり、安全施設工事の区画線工は約8,000メートルを予定しております。今後も地区要望と道路パトロール結果に基づき、舗装補修事業と安全施設工事を併せ計画的に実施してまいります。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 最後の質問です。

総じて、大型投資事業ばかりに予算の重点を置くよりも、平成30年度の対応例まではいかずとも、区の要望事項につきましては、柔軟にスピーディーな対応が可能となる予算や人的確保を切望いたします。町の考えをお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 地区要望に対する予算は、当初予算だけではなく補正予算でも対応しております。引き続き地区の皆様からの要望にお応えできるよう、柔軟な予算措置に努めるとともに、修繕等を委託している事業者への速やかな発注、県や国への進達等、町職員の細やかな対応に努めてまいります。

また、人的確保については、限られた人数での配置となることから、所属からのヒアリング等により事業量を把握し、適正な職員配置に努めてまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁についてお伺いします。

繰り返しになりますが、何年も同じ要望をしても、役場はいつまでたってもやってくれないという生活上身近で切実な案件に対しての町の対応に不満の声が多く聞かれる現状をどのように認識されていますでしょうか。柔軟な予算措置に努める、適正な職員配置に努めるとの回答では、理解できるものではありません。改めて前向きな回答を求めます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 平野議員の再質問にお答えさせていただきます。

地区から提出されました要望は、先ほど担当部長からも御説明があったと思いますが、区長と現地を確認して、優先順位をつけて対応しており、継続要望の中でも状況によって実施しているところであり、補正予算や予備費充用でも対応しております。職員の配置につきましては、繰り返しになりますが、それぞれの部署の事業量を把握した上で、適正な職員配置に努めてまいりま

すので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁についてお伺いいたします。

令和6年度の要望対応の予算につきましては、3月議会総務建設委員会におきましても質疑がありましたが、前年度に比べ大幅に減額となっております。この予算は、近年の要望対応実績による決算額が、冒頭の質疑のとおり、年々増加しており、当初予算で十分な予算額を確保すべきであります。予算編成の段階から補正予算等で担保するという対応は望ましくないと考えますが、この点についての見解を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再々質問にお答えいたします。

当初予算編成時には区からどのような要望が提出されているのか把握ができないため、過去の当初予算を参考に予算計上等もしております。何度も繰り返しになりますが、区からの要望が提出されている担当部署が、区長と現地を確認して優先順位を決めております。予算が不足する場合には、補正予算で予算措置をした方が柔軟な対応ができると考えております。ぜひ御理解いただければと思います。

以上です。

○3番（平野正紀君） 質問ではございませんが、令和3年度約4,000万円、令和4年度約5,150万円、令和5年度においては約7,560万円と、要望対応に関する事業費は年々増加しているのですから、それに見合う当初予算での予算確保がされていないことは、町民からしてみれば理解できるものではないと思います。また、補正予算での対応は、今後の財政運営をしていく中で、決して約束されたものではございません。

繰り返しになりますが、未来拠点事業による企業進出、その固定資産税の増収分は、大型投資事業ばかりに充てるのではなく、まずは町民区民が要望する、生活に密着した要望案件の対応が最優先であると考えます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時02分 休憩

---

午前11時12分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は、大きなタイトルとしては、小山町における業者選定の方法について疑問点があるということで質問させていただきます。

小山町の公共事業における業者選択、入札についていろんな疑問を持っていたところでありま

すけども、新設の消防署建設に係るプロポーザル方式、つまり提案金額よりもアイデアを重視するというふうな審査形式をとったわけでありすけども、この事務処理に至っては、不透明な部分が多く思われましたので、一般質問に及んだ次第であります。小山町の業者選定が透明に欠けている、強いては税金が適切に使われているのか、役場が行政運営に当たって、基本姿勢として求められる最少の経費で最大の効果を上げる、これを心得ているのかという問題でもあります。

まず、入札の手続ですが、小山町入札執行手続によれば、入札の中止をするケースとして、入札辞退等により入札参加者が1人の場合は、入札の執行を取りやめますとなっております。ところが、込山町政下で、プロポーザルの結果、1者のみの申請、参加願という事例がほとんどであります。小山町で定めた1者のみの入札参加者の場合は執行を取りやめるという、こういう役場が定めたルールにあっていないのではないのでしょうか。今回の消防署建設に当たって、業者は1者しか応募がなかったということでありすから、小山町が定めたルールに従って入札の執行を取りやめるべきではなかったのではありませんか。

1回目の質問です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 小山消防署庁舎等建設事業は、入札ではなくプロポーザル方式により事業者を選定し、随意契約したものであります。プロポーザル方式による選定とは、企画提案方式とも呼ばれる方法であり、事業者から技術的な提案を募り、内容が優秀で、しかも地方公共団体にとって最も有利な提案をした業者を契約の相手方に決定する方式によるもので、地方自治法第234条及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する随意契約であります。したがって、地方自治法第234条で規定する一般競争入札、指名競争入札を運用するに当たり定めました、牧野議員御指摘の小山町入札執行要領の規定は適用されず、平成30年5月に定めました小山町プロポーザル方式の運用方針により、事業者の選定を行っております。この運用方針は、静岡県交通基盤部が定める、プロポーザル方式の運用ガイドラインに準じており、「プロポーザル参加表明者が1者の場合でも、契約予定者を特定する手続を進めることができる」と規定されていることから、この規定に基づき審査を行い、契約予定者の選定を実施いたしました。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 再質問をいたします。

ただいま説明がありましたように、プロポーザルも普通の入札も地方自治体の契約に係る定めでありまして、自治法の234条に定められております。したがって、入札では1者では駄目だ、プロポーザルは1者が許されるという単純な話ではないと思います。何となれば、小山町が準じているという県のプロポーザルガイドラインでは、技術提案者は5者程度、またはそれ以上としているのであります。プロポーザルは企画提案を競い、入札は価格を競うのでありますから、プロポーザルの場合は競う相手がいなくてもいいということを実に認めるというのは、筋が違うの



ではないかというふうに思うのであります。

今後については、特別な理由がない限り、競争の場を確保するという大前提とすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 牧野議員の再質問にお答えいたします。

県のプロポーザルガイドラインには、牧野議員御指摘のとおり、技術提案書提出者の選定数は5者程度またはそれ以上とする記載がございますが、その後段にただし書があり、「ただし、参加表明者数がこれに満たない場合を除く、参加表明者が1者の場合でも、契約予定者を特定する手続を進めることができる」と規定されております。プロポーザル方式は、町が発注する事業に対し、技術に関する提案を求め、その提案内容が町が求める基準以上であれば、契約予定者とするものであることから、県の基準に準じて実施しているところであります。

以上です。

○4番（牧野恵一君） 再々質問を行います。

県のガイドラインの読み方ですけども、本文では5者以上としているわけですが、ただし書で1者でもいいって言っているわけですから、あくまでもこのルールの読み方とすると、5者以上とするということが本旨なわけですから、この読み方を間違えて1者でもいいんだというふうにして、単純に結論を出すというのは、読み方としては正しくないのではないかと思うところです。

それから、プロポーザル方式では、提案が基準以上であれば契約提案予定者としてできると言いましたけども、この複数の者が競う土俵をつくれれば、よりすばらしい提案が出る可能性があるわけですが、だからこそ公募しているのではありませんか。プロポーザルの場合は1者で良いというのでは、結局は町民の損失につながる。プロポーザルのあるべき姿について検証することを求めて1問目は終わります。

次に、2問目は、一度適法に決まった落札者を変えることができるのかという質問であります。

役場北郷支所の建設工事実施設計業務委託は、令和5年の4月28日に入札が行われまして、金額839万3,000円で御殿場の設計事務所が落札しているのとあります。ところが、その後、役場は落札を無効にしたという話を聞きますけども、それは事実なのか。また、それを無効にできる法的根拠というのはあるのですか、お尋ねします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 北郷支所の建設に当たりまして、令和5年度早々の政策変更により落札を取消しといたしました。その根拠につきましては、小山町契約規則第23条第1項第4号の「落札の決定後特別の理由によって契約の締結ができないとき」の規定に基づき、落札の取消しを行ったものであります。

以上です。

○4番（牧野恵一君） 再質問です。

実施設計の落札を取り消すことができるのかということに対しては、町長の政策変更により取消したと。これは小山町の契約規則によって妥当だというふうな説明であります。しかしながら、落札が決定した後に、これを取り消すことができるのは、落札後に落札者に不正があったとか、事務処理に間違いがあったとか、こういうことが後ほど判明したときに限られているのであります。適法な手続で決定した落札を町長の考えで取り消すことはできません。落札を取り消す処分は法的な根拠を欠いていると思いますけども、そもそも落札の取消しの処分はいつ行われたのか、その理由は何だったのか、答弁願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

今回の落札の取消しにつきましては、令和5年の5月1日に行い、その理由は、先ほど答弁しましたとおり、町の政策変更によるもので、小山町契約規則の「落札の決定後特別の理由によって契約の締結ができないとき」の規定に該当すると考えております。

繰り返しになりますが、以上になります。

○4番（牧野恵一君） 再々質問です。

今、法律に基づいて、適法に決まった落札を町長の政策変更だとして無効にすることは明らかに町長としての権限を逸脱しております。そもそも5月1日付で落札取消しをしたと言いますが、これは文書をもって行われたのかどうか、文書を持って行政処分としてなされたというふうに理解してよろしいのか、質問します。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 再々質問にお答えします。

こちらは文書をもって取消しを行ったということでございます。

以上です。

○4番（牧野恵一君） 2問目は了解です。

次に、3点目ですけども、ここからは新消防署建設に係る質問であります。

役場は、令和5年2月に小山消防署建設工事基本設計業務委託の入札を行っております。このときは、プロポーザル方式ではなくて指名競争入札で行われまして、8者が応募し、御殿場の設計事務所が予定価格3,276万9,000円に対しまして、2,629万円で落札しています。落札率は90%になります。

これによると、町は、庁内に小山消防署あり方検討会を設置し、さらに令和3年3月には外部委員を登用して、内容を具体的に検討する小山消防署建設検討会を設置したと。この審議を経て基本計画を仕上げました。そしてさらに、整備の基本方針については、消防力を最大限に発揮でき、災害に強く、経済性に配慮した庁舎とするとともに、機動性を最優先したシンプルでスリムな施設整備を目指す。そして、この基本計画については、実施設計業務の参考資料とするとして、この基本計画の位置づけをしているわけでありまして。どのような消防署にするかというような基

本姿勢につきましては、この基本計画策定の過程で十二分な検討・提案がされているのではないのでしょうか。では、町長が次の段階の実施設計や施工業者の選定に当たって、プロポーザル方式を採用し、提案価格より重視する求めたアイデアというものは何だったのでしょうか。令和5年1月に出来上がった基本計画では検討が不足な分野というものは何だったのでしょうか。答弁願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） 牧野議員の御質問にお答えします。

令和5年8月10日開催の議員懇談会において説明させていただきましたが、小山消防署新庁舎建設事業の方針の変更につきましては、工期短縮、経費縮減を図るために、設計及び施工を一括発注するプロポーザル方式としたものでございます。

○4番（牧野恵一君） 再質問いたします。

ただいまプロポーザル方式にすることによって、役場が求めた、期待したテーマについては、工期短縮と経費縮減だという答弁でありました。そもそもプロポーザル方式を採用する趣旨は、高度な技術または専門的な知識を必要とする業務を発注するに当たって、企画、技術に対する提案を求め、提案内容が最も優れたものを選定するというを目的としているわけでありまして。競争入札の場合は、最低価格のものをもって落札者とするのに対して、アイデアを評価するのがポイントであります。

今、お話がありましたけれども、そもそも工期については、必要十分な時間が与えられるべきでありますし、経費縮減に至っては、低価格の業者選定ではなくて、アイデアを優先して選ぶというプロポーザルの趣旨なのに、安上がりの評価するというのでありますから、支離滅裂ではありませんか。

役場が業者募集に当たって示した要求水準書では、工期は令和8年8月31日まで、事業費は24億3,000万円であったわけでありまして。そして、選定された臼幸産業の提示は、工期は令和8年3月31日で、1分1秒も変わっておらず、事業費は24億2,000万円で、失格となる価格を0.004%安くしていただけなのであります。町の評価結果によれば、業務遂行能力と技術提案評価を合わせて100点満点中80点だということではありますが、しからば、価格の評価は何点だったのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） 価格の評価は、1.234点でございます。

以上です。

○4番（牧野恵一君） 再々質問ですけれども、プロポーザルで期待した経費縮減に関しては、提示された価格は24億2,000万円。これは選定委員会でどのような評価を得たのかということに関してですけれども、点数とすると1.234点だったということでありまして。0点は失格でしょうから、実質的には評価には値しないようなというふうな委員の判断だったのではないのでしょうか。プロポーザル方式で期待した経費縮減という目標に対して、この結果をどのように受け止めたのでしょうか。

か。再々質問いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） 審査会では、価格の評価というものを別に設定しておりまして、この価格内での事業実施が可能ということでの評価でありました。

以上でございます。

○4番（牧野恵一君） 次に、4問目に移ります。

この業者募集に対して、白幸産業1者だけが応募してきたということの疑問です。役場はこのプロポーザルへの参加条件を以下のように定めています。町内に本社、支社及び営業所を置く建設業許可を得ているもので、経営事項審査結果の建築一式の総合数値が770点以上の者、御殿場市に本社を置く建設業許可を受けるもので、経審の点数が770点以上のものであります。それでは、町内に支社、営業所を置くというのは、ゼネコンいわゆる大手事業所というのは、地元にもあるのでしょうか。質問いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） この選定につきましては、小山町建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領などを準用したものでございます。

以上でございます。

○4番（牧野恵一君） もう1点ですけども、町内もしくは御殿場市に住所がなければ、入札に参加できないという制限をしたのはなぜなのでしょう。答弁願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） 先ほどの答弁と同様となりますけれども、この選定に当たりましては、小山町建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領などを準用したものでございます。

以上でございます。

○4番（牧野恵一君） 再質問ですけども、4番と5番が共通な事項になりますけれども、消防署という建物の特殊性に鑑みれば、価格以外のより高度な設計施工にアイデアを出すことを求めて、そのためにプロポーザルを出すのが本来だったと思うんですけども、業者を御殿場市・小山町の範囲に限定したのは、明らかに矛盾をしている。なぜ御殿場市・小山町の会社以外の応募を禁じたのか、具体的に答弁願いたい。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） 消防署の建設においては、基本設計におきまして、装備は別としますが、2階建ての建築物でございました。また、特殊な工法、例えでございしますが、沿岸部での極端な軟弱土対応が必要であるとか、超高層階の特化した建築物ではないことから、小山町建設工事入札参加者の選定要領などを準用したものでございます。

以上であります。

○4番（牧野恵一君） 再々質問ですけども、内容的には同じでありますけれども、24億円を超える

大企業であるにもかかわらず、地元の業者に応募資格を絞ったのは、2階建てであって土質もよ  
いから地元の業者でもできるだろうという、端的に言えばそういう趣旨だと思います。しかし、  
2階建てであっても、消防署という特殊性に鑑みれば、経験技術を求めて地元以外の業者、ゼネ  
コンの参入も期待するのが常識ではありませんか。地元以外の業者の参入を禁じたという行為は  
決して町民の利益にはつながりません。なぜ地元以外の業者の応募を禁じたのか、明確にお答え  
ください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） 牧野議員の再々質問にお答えします。

建設事業というのは日進月歩でございまして、いろいろな工法、その他がここ10年等進歩をし  
ております。そういったことで、一流と言われているゼネコンをそこに必要とするかしないかど  
うのは先ほど言いましたように、特化した技術を用するような工種ではないということであれ  
ば、そこまで大きく広げて必要がないのではないかというようなことも審議会で諮られました。  
そういったことを踏まえて、今回の業者選定ということを決定させていただきました。

以上でございます。

○4番（牧野恵一君） では、次の質問を行います。

小山町危機管理局が定めた小山消防署建設事業の公募型プロポーザル実施要領では、設計施工  
一括方式としています。業務内容は設計事務、建設業務、工事監理業務ができる業者を求めたの  
であります。ところが、実施要領では、設計施工一括型業者を募集したのであるのに対して、プ  
ロポーザルの参加する資格の段では、建築設計事務所と組むことができるものであることとい  
ふうにしているんです。つまり、具体的にいえば、平成20年度以降に元請けとして消防庁舎部分  
が2,000平米以上の延べ床面積を有する施設の新築もしくは改築工事に係る実施設計業務の履行  
実績も有することとしております。これは小山町で一括施工方式でやるものを募集して、白幸産  
業に決まったわけですけども、その参加資格のところに行くに、要するに、白幸産業はこの資格  
はないですよ。したがって、この資格のあるものと組むことを原則としているわけです。これ  
は明らかに要領と参加条件とが違うのではないかということです。これでいくと、白幸産業が自  
らの能力で実施設計を行うことを認めていないというふうに読み取れますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） このプロポーザルにおきましては、設計の段階から資材調達、工  
程管理を同時に行えることということで、設計と施工が一括する発注となるものでございます。

以上であります。

○4番（牧野恵一君） 再質問します。

もう少し単純な話だと思うんですが、土木・建築の実設計、建設・造成業務、工事監理業務  
を一括発注したわけですから、設計の部分に関しては、ほかの実績のあるものを入れるというふ  
うな参加条件をつけるのは明らかに矛盾していると思います。先ほど言いましたけど、この参加

要件を読み解くと、プロポーザルで選ばれた臼幸産業が自ら実施設計することは認めていないのであります。これは議決された内容、議会説明内容と異なっておりますから、公募手続に重大な誤りがあったのではないのでしょうか。答弁願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（高村良文君） 実施要領では、本業務の次に掲げる建築設計事務所と組むことができるものというものをうたっております。一部内容は割愛いたしますけれども、消防庁舎部分が設計2,000平米以上等々の実績のある設計業者と組むことができる。つまり、組むことができる施工事業者、信用のある施工事業者としているというところでございます。

設計・施工を一括発注するものは、設計の段階から資材調達を同時に行える体制は先ほど申したとおりでございますから、その上で工事を行う上での一括発注となるものでございます。

以上でございます。

○4番（牧野恵一君） 言葉の部分になってしまいますけれども、再々質問をさせていただきます。

言うまでもありませんけれども、設計・施工一括発注方式というのは、建設会社が設計も自ら行うことをいうのであります。ところが、プロポーザル実施要領で示した参加資格によれば、臼幸産業には実施設計の実績がないので、実績のある業者と組めと言っていることとなります。となれば、臼幸産業には設計・施工一括発注事業を受注する資格がなかったということになるのではありませんか。それとも、設計・施工一括方式に関しての私が誤っているのでしょうか。答弁願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（高村良文君） 先ほどの答弁にもございますけれども、2,000平米以上の過去に設計を行ったことの実績のある設計業者と組むことができる施工業者、つまり、そういった大きな設計会社と対等に信用がある会社であるということをここで提起しているものでございます。ですので、その後、契約に当たっての契約保証、それから、前払い保証ということで、保証会社もそのことにつきましては保証をしているわけですから、この事業者については、特にそういったことを逸脱しているということはないと考えております。

以上でございます。

○4番（牧野恵一君） 要するに、臼幸産業は能力があって資格があるということで理解をいたします。

次に、受ける人間を制約するということについてであります。

消防庁舎は一般建築と異なる内容であるため、住所を問うたと。要するに、地元じゃ駄目だと言ったわけですが、なぜ、住所は問われたのか、その理由について答弁ください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（高村良文君） 消防庁舎は、一般建築とやはり異なる施設内容になります。そのため、ノウハウ等を実績のある会社に入っていたいただければならないとそこは考えたものでござい

ます。

以上であります。

○4番(牧野恵一君) それだけ大切な施設ですから、あえて門戸を狭くするよりも広い日本中、場合によっては世界中ということもありますけども、そういう方のノウハウを活かそうと考える方が常識だと思うわけであります。

時間もありませんので、次の質問に移らせていただきます。

そもそも今回のプロポーザルにおいては、業者選定期間については、令和5年の10月20日に開始して、その締切りが10月25日であったわけです。実質的に、この公募期間って5日間しかとらなかつたわけです。この期間というのは適切だと考えておられるのでしょうか。答弁ください。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○危機管理局长(高村良文君) 公告から現地説明会日までは6日間、最終の技術提案書提出期間までは56日の期日をとっておりますので、適切な事務手続であったと考えております。

また、容易に建設内容が理解できるよう、提案に必要な基本設計、測量・土質試験データ、給排水計画、積算書等を開示いたしたところです。なお、現場説明会へは5者の参加がございました。

以上でございます。

○4番(牧野恵一君) 再質問になりますけども、業者公募においては十分な周知期間をとったかどうかということが非常に大切になるわけであります。今回は御殿場市・小山町の業者に絞つたんで、5日あればいいだろうということかもしれませんけども、そもそも原理原則として、必要な期間というのは十分とらなきゃいけないわけです。内閣府の調査では、民間事業者の立場からすれば、告知期間というのは1か月ぐらい欲しいよという方が多かつたようです。ちなみに、今、御殿場市が市の沿道利便施設基本構想を策定するに関してプロポーザルを実施していますけども、その公募期間というのは11日から25日まで2週間をとっております。よその事例を見ても、この2週間というのが標準化されているというふうに思うわけであります。入札においては、プロポーザルもそうですけども、参加機会の確保と競争性の確保というものは非常に大切だと思います。インターネットという広報手段で利便性が格段に上昇しているわけではありますが、応募する側の声に対応されるよう要望して、この質問は終わります。

次に、質問の九つ目でありますけども、そもそもプロポーザルへの参加者が白幸産業のみと分かつたのはいつだったのでしょうか。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○危機管理局长(高村良文君) 技術提案書提出期限日でございます。

以上でございます。

○4番(牧野恵一君) 再々質問ですけども、例えば、事務局の立場として、1者だけの応募ということに関してどう受け止めたかということでもありますけども、たいして戸惑いはなかつたと、

ごく自然だと思ったのか。あるいは、選定委員会の中において、これはまずいのではないかというような意見というのはなかったのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） 最初の企画総務部長の答弁に重なりますけれども、こちらにつきましては、1者であった場合でも、その1者を選考会を開いて、その内容についてできるのか、できないのかというようなことはちゃんとやっていくということを私も全員協議会の中で藺田議員からも同じような質問もございましたので、そのときにそういった答えをしたわけですが、そもそも1者ということは残念ではありますが、それにのっとって事務を進めました。以上でございます。

○4番（牧野恵一君） これについては、了解です。

次の質問に移ります。

今回、臼幸産業が、設計・施工・施工監理に対しての事業費としては、24億2,000万円が必要ですよというふうな提示をしたわけです。これに対して、役場の方は24億3,000万円を上限として設定されてきたわけでありまして、先ほどとダブリますが、落札率が99.996%なのであります。一般的に言えば、私はこの仕事には参加しませんよという意思表示とも言えるような数字なのであります。通常の指名競争入札で行ったならば、はるかに大きな落札率というものを期待できたのではないかと思うわけでありまして。現に消防署の基本設計の入札においては、8者の入札で行われて、予定費の8割で受注したという実績もあるわけでございます。こうしたことから、プロポーザル方式の透明性というのは喫緊の課題でもあるというふうに思うのですが、どのように受け止めておられるのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） 町がお示ししました24億3,000万円は、プロポーザル事業に要する契約限度額でございます。ですので、競争入札の際に設定する予定価格ではございません。

以上でございます。

○4番（牧野恵一君） 最後の質問ですけれども、今回の消防署建設に係る業者選定事務については、基本設計で十分な検討がなされていたというふうに私は思うのでありますけれども、あえてプロポーザル方針にする必要性も乏しい、普通の競争入札として価格、技術両面で広く業者を募って競っていたなら、町民の負担も軽減されたいと感じているのは恐らく私だけではないと思います。小山町では応募者1人というプロポーザルが頻繁に見られるのでありますけれども、現在の全く簡単な運用方針ではなくて、事務処理上、実効性のある方針を作成し、透明な事務を執行することを求めて私の質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時53分 休憩

---



午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 藺田豊造君。

○9番（藺田豊造君） 今日もちよっとおかしな咳が出るもので、マスクをしたまま質問させていただきます。私は、今回、一問一答方式で町長の政治姿勢についてお伺いいたします。

毎回話すようですけども、私は町長が替わるたび、高橋町長、池谷町長、また先の込山町長についても、小山町の政治というものは、町長の意向が大部分をその反映にされているとして質問させていただいております。

質問します。地方政治、ことさら小山町の政治には町長の意向が反映されています。確かに選挙の洗礼を受けたのであるから、それでよしとする考えの議員の方もおられますが、しかしながら、私たち議員はそうであろうとなかろうと、これら出されたものに対してしっかりと精査し、町民の皆様に異存なきものを出すことが務めです。そうした中で、町長がどのような考えで望んでいるかということを知ることは、何にも増して私は重大であると考え、それらを含めて一問一答方式にて質問させていただきます。

まずは町長の政治に対する考え、信念、あるいは信条、哲学についてお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 藺田議員の質問にお答えをさせていただきます。

私の政治姿勢につきましては、今まで何度か申し上げてまいりましたが、一番大事に考えていることは、この町をどのような方向へ向けて経営していくのか、具体的な将来ビジョンはどうか、これらを心して町政に取り組んでいるところでございます。

具体的に政治について常に考えていることは、今回も掲げました政策提言、「おやまを元気にする金太郎大作戦」に掲げてある九つの柱の実行であります。これらの九つの柱の実現のためには、町民、議会及び行政機関がそれぞれの役割と責任を果たし、魅力あるまちづくりを進めていくことが大事だと考えております。全力でスピード感を持って行政運営を行ってまいります。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） そのためには何をするかということについて、お伺いいたします。

地方公務員法の第30条に対する町長の考え方をお伺いしますが、この条文については、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」というふうに書かれております。町長はこれらについて、どのような気持ちで命令を下しているか、職員に対して、これらを踏まえてどのようなお気持ちで、この公務員法を取り扱っているのかお伺いしたいと思っております。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 地方公務員法第30条は、議員がおっしゃったとおり、職員の服務の根本基準として、第一に職員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべきこと、第二

に職員が職務の遂行に当たって、全力を挙げてこれに専念しなければならないことを定めており、職員全体もそのとおりだと考えております。

以上です。

○9番（**菌田豊造君**） かしながら、私が今までの職務専念について、あるいは町長の命令を受けている職員の在り方について、あまりにも法と乖離したようなことを考えさせられることが度々起こっています。これらにおいて、職務遂行のため、法と合致した行動をとることは必然であります。こうした法の犠牲にならぬよう町長はどのように配慮されているか、それについてお答えをお願いします。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○企画総務部長（**長田忠典君**） 繰り返しになりますけれども、職員におきましては、先ほど言いましたとおり、地方公務員法であったり、地方自治法であったり、それらの法律を守って職務に専念をしております、それに当たって、町長をはじめとする町の施策に向かって、全て町の職員は、全力を尽くしているというところでございます。

以上です。

○9番（**菌田豊造君**） 法にのっとってという言葉が聞かれるが法にのっとってということは、どのような配慮がなされているのか。要するに、職務専念の義務のために、私、法の犠牲になっちゃいけないよと、そういうふうな法にのっとったことでないことが幾つか行われているじゃないかと、これから質問するんだけど。それについての配慮はどうしているのか、職員がその法を犯したおかげでもって、辞めるとか辞めないとかというふうな重要な問題になってくる、そういうふうなことを配慮されなきゃいけないんじゃないかと。法にのっとったことが担保されてなきゃいけないんじゃないかということについて、どのような考えを持ってやっているのか。

○議長（**遠藤 豪君**） 菌田議員に申し上げます。一般質問、通告質問ですので、通告にないことについてはご遠慮いただきたいと思います。

○9番（**菌田豊造君**） 言ってるけど、私は法の犠牲にならない、先に言ってる、だから。

○議長（**遠藤 豪君**） だから自分の考えをおっしゃるのは結構ですけれども、通告質問ですので、通告にない内容については当局が答える必要はございませんので質問を続けてください。ほかの質問に。通告に沿った質問をお願いいたします。

○9番（**菌田豊造君**） これ通告にしてるんだよ。

次に3番目、法による秩序と開発について。

新産業エリアの開発について、まず、目的、手段、何のためにあれを買って、何のためにどうしたのか。それから、法に対する契約方法や売却方法、これについてお答え願います。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○未来創造部長（**遠藤正樹君**） 菌田議員にお答えいたします。

新産業集積エリアを開発した目的ですが、ふじのくにのフロンティアを拓く取組である三来抛

点事業を進め、税収の増加や雇用の創出により町を活性化させるものです。

事業手段につきましては、造成事業企画提案をプロポーザル方式にて募集し、採用された案の提案者である大和ハウス工業株式会社と基本協定を締結いたしました。その後、基本協定に基づき実施計画を策定し、造成協定を締結し、それらに基づき事業協力者と土地売買契約及び代物弁済契約を締結いたしました。令和元年に造成工事が完成し、竣工した工業用地の一部を工事代金にかえて弁済をし、残りの土地全部を事業協力者に譲渡いたしました。

以上でございます。

○9番(藪田豊造君) まず、答えは分かりました。それから、第一にまず、産業エリアにおいては、開発について防災とか、あるいはそれに実際の災害が起きているんですけども、どのような配慮がなされて、それがどのように足りなかったのか、そしてどのような反省をされているのかということについて伺います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 大規模な開発による調整池等の防災施設につきましては、その構造や容量が都市計画法等の基準に適合し、開発区域内の雨水を有効かつ適切に排水できるように整備しております。また、新産業集積エリアを起因とする災害は今のところ起きていないというふうに認識しております。

以上であります。

○9番(藪田豊造君) どのような話がなされたのか、もう1回お願いします。災害が起きたでしょう。災害が起きたことについて、どのような反省がなされて、どのような対策をとられるのか、今後このようなことが起きないようにするにはどうしたらいいか。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 再質問にお答えいたします。

先ほども申しましたけれども、新産業集積エリアからの水ではないということでございますけれども、強いて挙げれば令和元年度の台風19号災害のことを恐らく指していらっしゃると思うんですけども、こちらは、水が1か所に急激に集まったことによる災害が起きたということで、その反省は十分していると。工事に当たっては、その反省を踏まえて、修正の工事を行ったということでございます。

以上であります。

○9番(藪田豊造君) ということよりも、私は、このようなことは自然との調和、あるいは対話が不足だったんじゃないかというふうなことが災害につながったと思っています。これについては、どのように思いますか。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 先ほどもお答えいたしましたとおり、今回のというか、三来拠点事業すべからくそうですけども、大規模な開発調整池等の設計につきましては、都市計画法各種

法令の基準に適合するように設計をし、そのとおりに施工しているということでございます。

以上であります。

○9番（**藺田豊造君**） 次に、先ほど契約についてお話ししましたけど、契約方法について、私は契約不適合責任を負うべき問題が生じたんじゃないかと思います。この契約時において、このことを明文化しなかったというということは明らかです。地権者とはどのような話合いを持ったのか、もう一度お伺いします。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○未来創造部長（**遠藤正樹君**） 本町では、これまで土地の売買におきましては、事業への協力を得られづらい等々の側面から、慣例にのっとりまして、瑕疵担保条項を省略してまいりました。地権者との話合いについてですが、事業の概要等につきましては、地権者協議会や説明会などで話し合いを行い、個別の契約については、個々に説明と手続を進めてまいりました。

以上でございます。

○9番（**藺田豊造君**） はじめから、この瑕疵担保責任をとるといふようなことは含まれてなかったということは明らかですか、これは。契約不適合責任だよ。これを抜かしてやるということが前提であったのかどうかだよ。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○未来創造部長（**遠藤正樹君**） 再質問にお答えをいたします。

最初から外すというか、先ほども申し上げましたように、慣例にのっとりまして行ったと。さらに契約規則でも省略することができるというところがありまして、そこは従前は省略してやってきましたけども、小山PA以降の土地の契約等につきましては、適合責任の条項を盛り込んでおります。

以上であります。

○9番（**藺田豊造君**） ここにごみがあるということは、町の歴史、あるいは町史を調べれば十分に分かってくる。それと同時に、行政の継続性からいっただらば、知らなければならぬことだった。今度ごみのことについて、ハについてお伺いします。そういう歴史は、多々そこら中にあったにもかかわらず、それを知らなかったということが議会でもって答弁なされたことがあります。あるものをないという、あるいはないものをないというのは分かるけど、これ虚偽の答弁で、あまりにも後から問題ができてくるような事を何も知らなかった。虚偽の答弁をされたことについて、非常に私はまだ憤りを持っている。また、そういうふうなことをさせるような町のトップの在り方というのか、それについても疑問に思っています。

そもそも、このごみについては、町長はあることを知っていたというふうなことが新聞報道されました。これが事実かどうかは確かめるすべもありませんけれども、もしもそうであったならば、これは後から出てくる11億円の処理費、あるいは、もしかしたら30億円の処理費にかかる小山町に損害を与えたということになる。そういうことを知っていて、この契約不適合責任を結ん

でいた、あるいは、町議会で答弁したとなると、これは背任行為だ。このようなことをあえて、小山町が私はやるべきことじゃないと思うけども、現実はそのいうふうにしてやってきた。大体11億円というふうなものを割ると、ごみ処理にかかったお金が11億円かかった。すると、町民1人当たりが6万1,000余円の普通ならば恩恵を受ける。あるいは30億円だった場合は16億6,000万円の恩恵を受けるべきところがごみ処理費に使われてしまった。

そこで、ごみ処理についてもう一度お伺いします。

令和2年の1月に池谷町長が、ごみ処理費22億円を専決処分しました。これについて、議会は圧倒的に反対でした。今日、専決処分でやらなかった場合は、そのまま残っちゃっているんだけど、町長に対して、これに対するお考えはどのようでしょうか。専決処分したということについてのお考え、このごみ処理。だからごみ処理について町長の考えはと。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。ごみ処理についての当局のお考えということによろしいですね。

○9番（藺田豊造君） そうそう、町長のお考えをお聞きしたい。

○町長（込山正秀君） ごみ処理に対しての町長の考えはと、こういう御質問ですね。

湯船原地区に産業廃棄物が不法投棄されているということは、当時の広報おやま等で2か月にわたって報道されて、当時の方は周知の事実でございました。また、保健所、警察、また県の職員、それに小山町の職員等々、現場で対応したと、こんなことも当時報道されておりました。しかし、どこに埋めてあるか、360ヘクタールの中で特定はこれではできませんでした、できない。そういうことがございまして、事前にそんな調査もなく、事業を進めたということでございます。

今回の造成工事にて発見されなければ、ごみが埋まったままということで、小山町の水資源にこれは近い将来、影響を与えるということは間違いなからうかなと思います。そんなことで今回の措置は、必要のごみ処理ということであったと思っております。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） 再度聞きます。

専決処分にされてごみ処理が行われたということについては、どのようなお考えですか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 再質問にお答えをいたします。

今回の事業につきましては、新産業集積エリアからごみが多く出ました。一部、県の企業局の施工した箇所からも少しは出たんですが、主に出たのは新産業集積エリアということで。後から分かったんですが、4か所、主に捨ててあったということございました。当初、私、大和ハウスさんと交渉いたしまして、当初の売渡価格6万5,000円、坪、これを1万円値上げしてもらったんです、7万5,000円に。この値上げした分でごみ処理が賄えるかなと、こんな思いでいたんですが、私が町長を降りた後、池谷町政の中でごみが多く出てきて、その処理に今申し上げられたように、トータル30億円かかったとこういうことのようにございます。

ということで先ほども申したとおり、子どもには未来永劫、土の中にいたら地下水に影響があったなど。また、この土地の活用ができなかったですね。これはもう大和ハウスさんにいろいろお願いして御理解いただいた上で、今申したとおり、価格の値上げ、また継続しての事業を進めてもらうこと、これを私、お願いして進めてきたと、こういう状況がございました。

○9番(藺田豊造君) ごみ処理について、町長のお考えを述べられていましたけれども、はじめからこれごみがあるというふうな想定でもって、地下水が汚染されるというふうには私は理解して、もしもごみが出たら、大和ハウスに任せりゃいいんじゃないというような考え方もあったようですけれども、はっきりとごみがあることを認めたような発言だったと思います。

次に移ります。

わさび平の件についてお伺いします。わさび平の土地購入と課題についてお伺いいたします。

まず、この目的はどのようなものであったかお伺いします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 町外から本町に移住を検討している方にはぜひとも住みたくなるような、また、本町に定住をされている方には引き続き住み続けたくなるような自然環境と調和したゆとりある住宅用地を提供するため、本町で優良田園住宅の基本方針を策定し、この方針にふさわしい本地区の用地買収を行い、定住促進事業の推進を図ることを目的に実施いたしました。

以上であります。

○9番(藺田豊造君) 次の3の2の口に移ります。

担保つきの物件であったが、どのような法を取り入れたのか。

ちなみに小山町の公有財産管理規則の中には、取得前の処置として、「主管の長は、公有財産を購入、交換、寄附その他の行為により取得しようとするときは、あらかじめ当該公有財産について必要な調査を行い、私権の設定又は特殊の義務があるときは、所有者又は当該権利者をしてこれを消滅させ、又はこれに関し必要な措置をとらなければならない」とありますが、このときはどのような処置がなされたのか。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 町が取得をする際に、今、議員おっしゃられた小山町公有財産管理規則に基づきまして、売主によって抵当権の抹消を実施しているということでございます。

以上であります。

○9番(藺田豊造君) しかし担保がついたまんま、まして、その後、私が一番疑問に思っているのは、まず元に戻りますけれども、そもそも田園優良住宅というものはどういう位置づけなのか。私がこの案件を審議しているときに、都市計画審議委員になっていました。そのときには、このときの買収を2ヘクタールをしなければ、優良田園都市計画はできないんだということでしたけれども、審議会にいったら5,000平米でいいと。5,000平米でいいものを担保付の物件まで買った

て2万平米にしたと。ここには恣意的なものを感じます。

また、最も悪質だと思っているのは、共同担保があった。共同担保物件があったのが、この購入時には抹消されている。どのような方法でもって抹消したのか、それも併せてお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 共同担保が同日抹消されていましたが、その理由についてであります。

売主及び抵当権者との協議によりまして、抵当権消滅が当時確実なものであるという確認がとれたことから契約に至りました。その後の売主が依頼した司法書士による抵当権抹消登記の申請に併せ、本町では所有権移転の嘱託登記を同日行い、一連の売買手続が完了してございます。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） ということは、小山町の金が支払われたおかげでもって、この抵当権が抹消されたという考え方でいいのかな。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 目的は、あくまでもわさび平優良田園住宅整備事業に必要な土地を購入しただけのことでありまして、土地売買の契約金額に共同担保を抹消させるために、町が上乘せをして用地買収費を支払ったとそういったものではございません。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） 意味が分からないな。同時抹消されてんだから、小山町の金が入ったからということでもって私聞いているわけ。そういう目的じゃなくたって、目的が達せられちゃってんじゃない。要するに共同担保を抜くということでもって。ということは、小山町のものにしようとしないうことははっきり言っているわけだ。だけど、小山町は当然にしてこれを買うわけにはいかないよ、目的外だもん。それで共同担保が抜けてんだ。この共同担保のために小山町の金が払われた、そういうふうに誤解されてもしょうがないよ。

今度は、町への上下水道の移管についてどのようにしているか。あるいは、土地を買った方々からはまた請願が出ています。請願が出て3月に採択されました。小山町はどのようなことをしたということでしょうか。併せてお答え願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 私の方からは、上水道の移管についてお答えいたします。

わさび平開発エリア内の上水道につきましては。

○議長（遠藤 豪君） 部長、ちょっと待って。

その前に、請願に関する質問だったかと思しますので。

○9番（藺田豊造君） 請願は関係ない。一緒、一緒。

○議長（遠藤 豪君） 両方。上下水道も。

○9番（藺田豊造君） 上下水道も兼ねて後から質問するから。

○議長（遠藤 豪君） すいません、質問者からは上下水道についてという、今私は聞いておらなかったもんで。請願についてはどう考えるかということですので。

○9番（藺田豊造君） じゃあ、一つでやってくれ。

○議長（遠藤 豪君） 上下水道についても、わさび平のお聞きしたいということですのでよろしいですか。

○9番（藺田豊造君） そうです。

○都市基盤部長（清水良久君） では改めまして、私、都市基盤部長の方から、上水道の町への移管についてお答えいたします。

わさび平開発エリア内の上水道につきましては、わさび平専用水道として上水道を供給しております。優良田園住宅地につきましても、このエリア内であることから、専用水道による供給となります。

また、下水道につきましては、公共下水道の区域外であり、開発エリア内に設置された850人槽の合併処理浄化槽が利用されている状況であります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、請願についての御質問についてお答えをいただきたいと思います。

○町長（込山正秀君） よく分かりませんでした。すみませんでした。

議長から、3月の22日付で、私宛てに請願の写しの送付がございました。この中に、審査意見として、できる限り町も住民と事業者との橋渡しをするように努めていただきたいと、こういう審査意見がございましたので、早速事業者を呼んでいろいろお話をさせていただきました。2回来ていただきましてお話をし、事業者側から、折衷案といいましょうか、そんな中身の提案がございました。それをもって、わさび平の住民の代表の方にお話をし、話を進めようかということやってまいりましたが、わさび平の住民の代表の方はお忙しいようで、時間をまだとってくれません。そんなことでいたら、ゆうべ、夜、12時何分の時間にメールが町に入ったようですが、私中身をまだは読んでおりませんので分かりませんが。そういうことで、近々にどういうことにせよ代表の方と会って、事業者の考えをお伝えをして町ができれば、お互い話し合いがうまく進めばいいなと、こんなところがございますので御理解いただきたいと思います。

○9番（藺田豊造君） 努力されているようでありがとうございます。

水道の関係を質問させていただきます。

まだ終わってない。まだ質問に答えてなかったか。ということで、そっちから答えたとおりで。それについて質問します。

わざわざ制限区域を選んでここを開発したというふうなことである。それは当局としても当然のことというふうに思っています。しかしながら、料金において町の上下水道を使用している者と、今の利用者は大きく異なっています。これらの料金交渉なんかは、町がしたのかどうなのか。どのような経緯があったか、この水道についてのお答えを願います。



○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（山口幸治君） 再質問にお答えいたします。

わさび平開発エリアは、わさび平専用水道として水道法の規定による静岡県知事の承認を受け、専用水道の給水区域内へ水道水を供給しております。管理運営会社の事業運営を阻害しないよう、専用水道の区域内へは町の上水道を供給しないことを基本としております。したがって、町への移管については現在のところ考えておりません。ということで、町の方と料金等に関しては一切関わりを持っておりません。

以上です。

○9番（藺田豊造君） 町がやることで、町と同じようにして、町の方々、あるいは一般の方々も同じようにしてやるという公平性からいったら、このままいけば町はこの会社のために利益供与をしていると、そういうふうに捉えても仕方がないけども、町が何の努力もしない。相手の利益を阻害するかということで、町民の利益はどうなるんですか。そのままでいいと思ってるの、水道料金について。町がここを分譲して売ったんだよ。町が当然にして、町長始めまたもう1回頑張ってもらわなきゃならないと思うんだけど、どのような考えですか、この水道については。町へ移管しろとは言わない。だけど、せめて料金を同じぐらいするというこの努力は、当然していいと思うんだけど。あなた方の考えどうなんですか。町長どう思います。（「よく聞こえない」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 未来創造部長、町の水道じゃないということは承知の上で売買されると思うんですけども、家を建てる方も。そういう理解でよろしいですね。

○副町長（室伏博行君） すいません。先ほどから問題になっています水道の件でございますが、ここはもともと、わさび平という専用水道を使つてのエリアでございます、町がどうこうするというものではございません。確かに優良田園住宅ということで位置づけて、そこを開発しましたけれども、そこに住まれる方もわさび平の専用水道を使うということで了解を得ていますので、藺田議員が言うことは今後の課題として考えていきたいと思いますが、当分はわさび平の専用水道ということで考えていきたいと思ひます。

以上です。

○9番（藺田豊造君） 要望じゃないですけど、町民と同じような料金で賄えるような分譲地にしていただきたいと思ひます。

次に、移ります。次に移るのは、ジャストワンの件についてです。

ジャストワンの土地売却についてお伺ひいたします。

裁判での指摘を町当局はどのように受け止めているかを先にお伺ひします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 判決の主文のとおりであると、そのように理解しております。

○9番（藺田豊造君） ということで、次にそのとおりに受け止めているということでいくと、小

山町には前半は有利でしたけども、後半についてはあまり有利ではない。むしろ、価格漏れがあったとか、あるいはプロポーザルが違法だとかというふうな指摘を受けていました。

今まで、私は価格漏えいについて何回か質問してきました。それには、役場の職員は一切このようなことに関わっていないということを聞いています。私は、皆さんの答えが、私はそのとおりだと思っています。

しかしながら、まだ疑問に思っているのは、町長があのかに、この開発の責任者は、副町長と部長さんだと、私は全てには関係ないと証言をしていました。かということ、私は現在いる副町長、あるいは部長がそれに関わった最も身近な人だと思いますけれども、これら全て時効ですから私は問いません。ですが、こうした土壌を醸し出した責任は私は町長にあると思います。町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 今、菌田議員からも直接お話があったとおり、当時関わった職員に対して、当時の池谷町長が事情を聞いたということで、価格の漏洩はなかったと、このように位置づけてくれてございます。私もそれを信じておりますし、また、今お話があったとおり、細かい事務的なことは私は一切やっておりませんので、副町長にお任せしてやってもらったということで、間違いなくその辺の手順を踏んでやってくれたと、こういうことでございます。

○9番（菌田豊造君） ということは、町長は副町長あるいは部長は、裁判でいうことには当たらないというふうな考えでよろしいですか。

○町長（込山正秀君） 関わりはないと思います。

○9番（菌田豊造君） じゃあ、全責任は町長にあると。ここに指摘されたこと全責任は町長にあるという考えでもよろしいでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 責任は私に全てでございます。

以上です。

○9番（菌田豊造君） 分かりました。

次の質問に移ります。4番目に移ります。

倫理条例についてお伺いします。

倫理条例について、町長のお考えについてお伺いいたします。倫理について、町長の考えがどうなのか。

○議長（遠藤 豪君） 倫理についての考えですか。

答弁願います。

○町長（込山正秀君） 倫理についての考えはと、こういうことでございますが。公務員の持つべき倫理は法令を遵守し、職務の公平かつ公正な執行を図ることだと考えております。

以上であります。

○9番(藺田豊造君) 倫理というのは、人間の規範で、これはやっちゃいけないよ、あれはどうだよというふうなことを自らの体験を持って決めていくことでもって、公務員のどうのこうのというようなことではありません。

時に町長は、小山町に町長に対する倫理条例があることを御存じでしょうか。これについてお答え願います。

私は、小山町に平成7年の12月22日、条例第19号政治倫理確立のための小山町長の資産等公開条例、これが条例化されています。これにおいては、町長になった当選人は、100日を経過する日までにこの資産公開条例に基づいて資産公開しなきゃならない。町長は去年の5月からここに就任されていますけれども、もう365日をとうに過ぎています。町長はこの件についてどのようにお考えでしょうか。

また、令和4年6月22日に、条例第15号として小山町長政治倫理条例があります。それには、この様式では、このように宣誓もしているわけです。これについて今まで何もしてこなかった。このことについてどのように思っていますか。条例違反だというふうな認識があるんですか。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○町長(込山正秀君) 全く違反している認識はございません。いろいろ職員から、その都度、御指摘があればやったと思います。全くその辺のことがなかったんで、なかったのかなと、そんなふうに思っています。

○9番(藺田豊造君) 倫理条例は町でつくったもんなの。だから当然守らなきゃいけないんだよ、町長は。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を願います。

○企画総務部長(長田忠典君) 藺田議員の再質問にお答えいたします。

藺田議員おっしゃるとおり倫理条例、町の方で条例をつくってございまして、当然それに基づきまして、資産公開でありますとか、そういう手続につきましては条例に基づいたとおりに行っております。

以上でございます。

○9番(藺田豊造君) じゃあ、この100日以内に、私は、資産公開条例の資産を公開したということを受けてないですけど、やったんですか、どこかで、込山町長は。公開するとなってるんですよ、公開。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○企画総務部長(長田忠典君) 今、即答できませんので、調べさせていただきたいと思います。以上です。

○9番(藺田豊造君) これ条例違反をするという、平成4年に決めたときに、このような違反をしたときには、総務企画部長は中心となって職員の中でもって、この処罰について決めるということになっています。どのようになっていますか。やるつもりがあるかないか。

○企画総務部長（長田忠典君） 当然、その条例等、要綱に違反するようなことがあればそれは審査もいたしますし……。

○9番（藺田豊造君） 現実に100日たって違反でしょう。

○企画総務部長（長田忠典君） ですので、それにつきましては、現在、調べますのでしばらくお待ちいただければと思います。

以上です。

○9番（藺田豊造君） 俺の記憶にはない。

次に移ります。

○議長（遠藤 豪君） 残り時間は4分です。

○9番（藺田豊造君） FORESTの問題についてお答え願います。

FORESTはどのような目的で、どのようなことの契約をするのか、契約を含めてお願いいたします。どのような事業であるか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（大庭和広君） 令和2年6月に株式会社FOREST・CYCLEの前身である富士総業株式会社から、林業エリアにて木質バイオマス燃料加工施設を建設したいとの提案を受け、協議をした結果、本町の進める持続可能な地域循環型林業の構築に合致していることから進めるということでございます。

現在、株式会社FOREST・CYCLEでは、木質バイオマス燃料加工施設の建設を進めており、事業費の一部は、本町を通じて国の合板・製材生産性強化対策事業補助金を活用しているというところでございます。なお、事業用地の一部は町からの賃貸借によるものであります。

また、木質バイオマス発電所から発生する熱の売熱先としても協議を進めており、この施設が稼働することにより発電所の売熱収入が得られ、より安定した発電所の運営ができるものと考えております。

さらに、今まで活用されていなかった森林資源の有効活用が促進されることとなり、本町が進める循環型林業に貢献できるものであると考えております。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） では、この会社の責任者というのはどのような方でしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） こちらの会社の代表につきましては、株式会社FOREST・CYCLEの取締役込山正一郎氏でございます。

以上でございます。

○9番（藺田豊造君） この方と町との関わりはどのようになっているのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） こちらの関わりにつきましては、先ほど答弁をさせていただいた

とおり、林業エリアにおける小山町が進める林業の循環型林業に貢献する会社ということで、町の方で誘致の方も進めてさせていただいているということと、それに伴う補助金の事務仕事、それから木質バイオマス発電所の熱利用として、そういったものの協議先として努めているところでございます。

以上でございます。

○9番(藪田豊造君) あまり強くするとあれなんですけども、この人は町長の息子さんでしょう、現実には。そうして、町長が契約に対して大きな関わり合いを持つということになると、私は利益相反に関わりになってくるんじゃないかと思う。これらについて、当局はどのようにこれを処理するのかについてお答え願います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○町長(込山正秀君) 全く関わりはございません。

○9番(藪田豊造君) 別のところに住んでいるとか、別のところに、息子さんではないということですか。

○議長(遠藤 豪君) 推測で、例えば、家族とか親子であっても、それがだからどうなんだということ、確かに十分表さなきゃいけないことは承知しておりますが、推測で質問するのはやめていただきたいと思います。

○9番(藪田豊造君) だから、ですかって聞いてんだよ。だから、この人は町長の息子さんですかって聞いているんだよ。

○議長(遠藤 豪君) だから言っているじゃない、そうだって。

○9番(藪田豊造君) そうじゃない。関わりはないって言ってるんだよ。

○議長(遠藤 豪君) だから仕事上の関わりはないということじゃないんですか。

○9番(藪田豊造君) 仕事に関わらなくたってなったって、これは駄目なんだよ。法律で駄目なの、こういうふうな。だから、どういうふうにして処理するかということについてしっかり考えてください。このままでいくと法律違反だよ。そんなことは分かりきったことだよ。

次に行きます。

商工会への出向人事についてお答え願います。

目的、それからその役割等について、商工会は875万円の助成金が出ている。それにもかかわらず1人出向ということについては、私の考えとしては、屋上屋を架しているような考えを持つし、現実的には小山町の職員が足りない、そういうふうなサービスがなっていないということでもって苦慮しているはずなのにもかかわらず、民間でもいいようなところへと出向させたと。この出向が派遣であるのか、それとも研修であるのか、よく分かっていません。それについてお答え願います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○企画総務部長(長田忠典君) 商工会の出向人事の目的についてでございますが、町と商工会の

連携を強化するためであり、その役割は地域産業の振興や発展のため、様々な施策に取り組むこととあります。それに基づきまして、派遣をしているところでございます。

以上でございます。

○9番（**菌田豊造君**） 時間がないから聞くけど、確かに条例の中には商工会へと出向してもいいということになっています、小山町の条例では、なかなか特殊だと思っているんですけど。ですけども、給料についてお伺いする、給料はどうなっていますか。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○企画総務部長（**長田忠典君**） 再質問にお答えいたします。

地方公務員等の派遣等に関する法律及び町の条例に基づきまして、町は派遣期間中に、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当を支給できるものとしております。商工会におきましては、勤勉手当、通勤手当、管理職手当を負担していただくということでそのすみ分けがされております。

以上でございます。

○9番（**菌田豊造君**） 小山町との仕事の割合はどうなってるんですか。小山町の仕事が10分の1ぐらいでもって、それで向こうの仕事のは10分の9と。そうすると、小山町の仕事じゃなくてそこへ出向しているということになります。その仕事割合について、小山町の仕事に専念しているならば当然にして小山町から出してもいいけども、小山町の仕事に専念しないとそっちの仕事が多いなんていうことについてならば、小山町で出す必要ないし、商工会でもって出してもらえばいいから。どのようにお考えですか。

○議長（**遠藤 豪君**） それでは、先ほどの倫理についての資産公開について答弁を求めます。

○企画総務部長（**長田忠典君**） 今の質問もございました。そちらについて先に手短にお話しさせていただきますけれども、先ほど言いましたとおり、法律と条例に基づきまして負担割合というのは決まっておりますので、そこは御理解いただきたいと思えます。

あと、公開につきましてでございますけれども、公開条例に基づきまして、昨年7月に、菌田議員がおっしゃるとおり、100日以内でつくることになっておりまして作成をしております。それから宣誓書につきましてもこちらに写しがございますけども、令和5年の5月1日に込山町長本人から宣誓書を頂いているところでございます。

以上です。

○9番（**菌田豊造君**） じゃあ、公開してないっていうのはどういうわけ。公開をしてないじゃん。公開条例だよ、これは。

○企画総務部長（**長田忠典君**） 再質問にお答えいたします。

国会議員におきましては公開することになってございますが、地方におきましては条例で定めることとなっております、作成するところについては条例で書いてございます。公開するというのは条例の中でうたってございませぬので、よく御確認いただければと思えます。

以上です。

○9番（**藺田豊造君**） いずれにして明るいまちづくりというのは、いろいろと隠しごとをよすことだよ。

以上でもって質問を終わります。

○議長（**遠藤 豪君**） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月24日月曜日 午前10時開議。

議案第46号から議案第48号及び認定第1号の4議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後1時59分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 平 野 正 紀

署 名 議 員 牧 野 恵 一

令和6年第3回小山町議会6月定例会会議録

令和6年6月24日（第4日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君  
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君  
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君  
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君  
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君  
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君  
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	山本 智春君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	企画政策課長	勝又 徳之君
総務課長	渡邊 徹君	総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議会事務局長 後藤 喜昭君 議会事務局書記 鈴木 史幸君

会議録署名議員 3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君

閉 会 午前10時44分



(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第46号 小山町町民いこいの家（あしがら温泉）の指定管理者の指定について
- 日程第 2 議案第47号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第48号 令和 6 年度小山町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 認定第 1 号 令和 5 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 5 発議第 2 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書
- 日程第 6 議員の派遣について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。6月13日付で監査委員から、小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算審査意見書についての訂正依頼が提出されました。その内容は、お手元に配付しましたとおり、円単位を千円単位とする際の端数整理による金額の訂正でありますので、御報告します。

なお、この件については、6月18日開催の総務建設委員会においても報告しております。

また、小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

---

日程第1 議案第46号 小山町町民いこいの家（あしがら温泉）の指定管理者の指定について

日程第2 議案第47号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第48号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第2号）

日程第4 認定第1号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 議案第46号から日程第4 認定第1号までの議案4件を一括議題とします。

それでは、6月7日に各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長（米山千晴君） ただいまから、6月7日、総務建設委員会に付託されました3議案について、審議の経過と結果を御報告させていただきます。

6月18日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、政策監、関係部課長等が出席、議会から、牧野恵一委員が欠席したほか、全委員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第46号 小山町町民いこいの家（あしがら温泉）の指定管理者の指定についてを報告いたします。

委員から、従業員の雇用は今までどおり地元採用をさせていただけるのか。との質疑に。

指定管理者の募集にあたり、地元採用を条件に提示しました。それにより、現在働かれている地元の方には、その意向を確認していただけると聞いております。との答弁がありました。

委員から、いこいの家の開館時間は、条例により午前10時から午後9時までとなっているが、変更などの可能性はあるのか。との質疑に。

今後、指定管理者と協議する中で、開館時間を延長するなど、変更する可能性はあります。との答弁がありました。

委員から、ABCプランニング株式会社に決定した経緯とその提案内容は。との質疑に。

小山町公の施設の指定管理者選定委員会を5月14日に行い、5者の書類審査及びヒアリングを実施し決定いたしました。その中で、館内では現金の取扱いを行わず、受付時に渡すリストバンドで決済ができることや利用者のニーズが分析できるPOS決済システムの導入、町民の健康づくりに寄与するような運動教室、マッサージと温泉をセットにしたイベントなどが提案されました。また、飲食関連では、サーモン、トマト、わさび、ニジマスなどの地元の食材を使ったメニューの充実、サウナ設備では、自動的に熱波を送る設備であるロウリュの導入といったハード整備の提案もありました。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第46号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第2号）を報告いたします。

委員から、総合計画推進基金の充当先は。との質疑に。

デジタル田園都市国家構想交付金事業のほかに、温水プール基本計画及び関連事業に充当しています。との答弁がありました。

委員から、温水プールの基本計画及び関連事業の1,000万円について、当初予算で見込まなかった経緯やその内容は。との質疑に。

当初、基本計画の策定において、プール、道路、排水、調整池の配置に関し、机上での作業を考えていましたが、これらの作業を適正に進めるためには、現地での測量が必要となりました。また、事業規模や区域が広範囲に及ぶことから精度を上げた基本計画を作成する必要が生じたことから、今回補正予算として計上いたしました。との答弁がありました。

委員から、建設着手にかかるまでの時間などは。との質疑に。

建設の時期や事業手法については、基本計画の中で定めていきたいと考えています。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第48号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました3議案の審査の経過と結果について委員長報告いたします。

なお、委員会終了後に、町道2144号線道路改良工事箇所、合板・製材生産性強化対策事業箇所の現地視察を予定しておりましたが、荒天のため中止しましたことも併せて御報告いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、文教厚生委員長 小林千江子君。

○文教厚生委員長（小林千江子君） ただいまから、6月7日、文教厚生委員会に付託された2議案について、審議の経過と結果を御報告いたします。

6月19日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、教育長、政策監、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第47号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第2号）を報告いたします。

委員から、健康インセンティブ事業の内容は。との質疑に。

現在、自主的な判断で健康活動を実施しているおやま健康マイレージ事業を、科学的根拠に基づいた健康事業としてデジタル化してアップデートすることを目的とする事業です。例えば、町民が専用のアプリに身長や体重、健康診断の結果などを入力すると、その状況に対し、アプリが科学的根拠に基づいて取り組んだ方がよい取組を個々に提案し、それを実行することでインセンティブとしてポイントを付与する事業を考えています。との答弁がありました。

委員から、感震ブレーカー設置事業費補助金について、64件分と聞いているが、今後増えた場合の対応は。との質疑に。

感震ブレーカーの設置事業に対する町民のニーズや他市町の状況を調べ、64件としました。ただし、この事業は、能登半島地震を踏まえて実施する事業であり、その後の関心も大きくなってきている状況もあることから、町民からのニーズが多くなったときには、早急に対応していきたいと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第48号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された2議案の審査の経過と結果について、委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、文化財としての阿多野用水について、現地確認と視察を実施しましたことも併せて御報告いたします。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第46号 小山町町民いこいの家（あしがら温泉）の指定管理者の指定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第47号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第48号 令和6年度小山町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。3番 平野正紀君。

○3番(平野正紀君) 私は、議案第48号 令和6年度小山町一般会計補正予算(第2号)について、反対の立場から討論いたします。

反対する項目は、予算書10ページの総合計画推進基金繰入金の繰入れ先の一つとして、予算書12ページの温水プール基本計画及び関連事業1,000万円の計上についてであります。

この町民温水プールの建設は、大型プロジェクトでありながら、町民の幅広い意見の聴取、巨額な建設費用に加えて、その後、将来にわたって負担となる莫大な維持管理費や修繕費について、町民への説明は一切なく、費用対効果は不明のまま、町民とのコンセンサスがないうまま、今後の工程も明確でないまま、実施ありきで進められております。

具体的に申し上げますと、相変わらず町民への説明、広く意見を聴取する機会がないことです。意見を聞こうとしないのかとってしまうくらいです。先日の石原議員の一般質問にあるように、町民の声を聴いての参加と協働のまちづくりへの手段としては、町民意識調査と一般町民を対象とした説明会が有効と考えます。

お隣の御殿場市では、昨年、木のおもちゃ美術館整備基本構想案に対してパブリックコメントを実施し、事業を進めています。

改めて申し上げますが、きちんとした手順を踏み、町民とのコンセンサスを得た後に事業を進めていかなければならないと考えます。

また、アンケートなどの意識調査の実施にあたっては、建設にかかる初期費用、その後の維持管理費と修繕費、それらの将来を見据えた財源と町の費用負担について、町民に分かりやすく示さなければ、本来の意識調査の趣旨、精度を欠くことになりかねません。かえって混乱を招く事態にならないよう注意すべきであります。

次に申し上げたいのが、温水プールは町民の誰もが利用できる施設か、実際に使える町民がどの程度いるのかということです。

御承知のことと思いますが、過日、議会会派町民本位の会が、温水プール設置について町民の意見を問う旨のチラシを町内全戸に配付いたしました。賛否両論の様々な意見があったと伺いました。私の方にもかねてから本件に関する意見が寄せられており、総じて見ますと、子育て世代の方からは肯定的な意見が聞かれ、中高齢世代の皆様からは、自分もそうだが果たして誰が利用するのか、足がなくて行けないなどの意見がありましたが、一番多かった意見は、建設費とその後の維持管理費用の負担への不安の声、そして税負担への考え方でした。

実際にプールを利用する町民はどの程度いるのか、利用可能な少数の町民のために莫大な税金を投入すること、税金の使い道、平等性に問題があることをしっかりと認識しなければならないと感じたところです。

また、ほかに、小学校は今後再編されるであろうし、学校のプールが使えなくなったら町のバスではほかの学校へ行けばよいし、1年中水泳の授業が必要なのか疑問である。児童生徒の送迎、安全性、授業時間割に大いに問題がある。高齢者の健康のためなら玉穂のプールを使わせてもらえばよいなど、学校授業やプールの現状、近隣施設の利用についての意見が出されたことも特筆すべきものと感じました。

まとめますと、今の小山町は、町民不在の町政運営です。地方自治において最も基本となる当たり前の事柄がなされていないのです。町民は、込山町長がマニフェストに掲げる全ての事業を信任しているわけではございません。

この、町の将来に関わる大プロジェクト事業の施設建設を、民意を反映するこの小山町議会においても意見が二分しているわけです。なぜそんなに急ぐのか疑問であります。

もっと広く、町民の皆さんの理解を深めて進めた方がよい。地域に出向いての事業説明会や町民アンケートなど実施してください。それらに込められた町民の意見、意向をしっかりと検証してから、次のステップに進むべきと考えます。多くの町民の皆様がそのように考えていると思います。

繰り返しになりますが、施設の必要性の可否、費用対効果を明確にして、建設に向けた町民と

の合意形成を得て進めていくことが必須と考えることから、本件、本議案について賛成することはできません。

以上、私の反対討論とします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。6番。

○6番（小林千江子君） 私は、議案第48号 令和6年度一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の補正については、温水プールだけでなく、小学校デジタル学習環境、DXの推進に関わる事業費、もちろん先ほど申し上げました温水プール基本計画作成に必要な事業用地の測量設計業務委託料、コロナワクチン予防接種の健康被害に対する給付金、そして、感震ブレーカー設置事業費補助金に対する補正であります。

特に温水プールの設置については、町内各小学校のプールの状況を見ましても、天候の制約を受けることが多かったり、近年の気温上昇などの影響により、プールに入れる回数が制約されていることから、プール授業の実施が難しい状況であると伺っております。

さらに、プール管理は教職員の負担になっていることも大きな課題です。

また、各小学校のプールは、建設から50年以上経過したプールが多く、老朽化が著しくなっております。改修すると多額の費用がかかるプールもあり、学校によっては使用できない小プールも出てきているのが現状です。

五つの小学校の屋外プールを集約化し、通年利用できる利便性の高い温水プールを整備することにより、町内の教育及びスポーツ環境が充実することはもとより、町民の健康づくりに大いに寄与するものと考えております。

また、町内中学校にはプールがないため、水泳の授業ができません。しかし、温水プールができることで、その可能性も見込めます。

リハビリや健康づくりはもちろんのこと、親子でプールを楽しみたいとわざわざ近隣のプールを利用している方にとっても、町内でこれらの活動ができるようになることは大きなメリットであると私は考えます。

また、先のコロナ禍においては、近隣のプールは、我が町の町民に対する使用を禁止しておりました。そういったことを鑑みましても、我々が我々自身のプールを持つということは、大変な利便性につながると私は考えます。

この計画は、単に今ある学校のプールをまとめるということではなく、屋内化・温水化することで、通年、安全に使用ができ、乳幼児から高齢者まで町民の幅広いニーズに応えることのできる施設を整備しようとするものであります。そして、そのための調査費であります。

以上のことから、私は、議案第48号 令和6年度一般会計補正予算（第2号）について賛成をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 採決の結果、賛成、反対が同数と認めます。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

議案第48号については、議長は可決と裁決します。したがって、議案第48号は可決されました。

日程第4 認定第1号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 牧野恵一君。

○4番(牧野恵一君) 私は、認定第1号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算書に対し反対いたします。

理由は、この小山町の上野工業団地造成事業特別会計において、町民のものである一般会計の金を持ち出し、特定の者が運営する特別会計の赤字の補填に使い、その結果、特定の者の収入にしまった不正な決算であるからです。

私は、度々、小山町が一般会計の金を特別会計に持ち出すことは不正な会計処理だと指摘してきました。一般会計のお金を特別会計に持っていくことは、法律で決められた事業やケースに限られており、今回議題となっている事業はこれに該当しません。

財務省主計局が作成した特別会計ガイドブックには、一般会計と特別会計の関係について次のように記されています。

行政事務が複雑化してきて経理も難しくなってきた。そこで一般会計とは別に会計を設け、すなわち特別会計ですが、特定の歳入と歳出を一般会計と区分して経理することで、特定の事業や資金運用の状況を明確化することとなっているのであります。

これを小山町に当てはめると、小山町上野工業団地造成事業の収入と支出は一般会計と区分して経理し、この事業や資金運用の状況を明確かつ透明にすることが求められているのであります。

一般会計は、広く町民から徴収した税金で、町民の生活快適性や安全性、利便性など福祉の向上のために使われるものであります。

一方、特別会計は、特定の収入を特定の事業に充てるものであり、独立採算性が求められてい



るのであります。

したがって、一般会計を財布代わりにして特別会計の赤字補填に充てている小山町の会計処理は極めて不適切です。

役場の幹部職員は、かつて「将来は一般会計に戻します」と繰り返し答弁してきています。議会での発言ですから、忘れてはいないと思います。

戻すと発言してきたのは、一般町民の元へ戻さなければならない金だという認識があったからでありましょう。

しかし、今回の決算によれば、過去7か年において一般会計から約2億3,400万円を工業団地造成事業特別会計に持ち出し、一般会計に返したお金は約1億6,300万円です。約7,000万円足りません。

その他、工業団地造成に伴う防災工事費を一般会計から支払うといった理不尽な会計処理を含めると、実質的に1億円余の赤字であります。

工業団地造成による税収増加が見込める、そういう議論もありますが、今私達議員が求められているのは、決算が正しく行われているかどうかの検証なのであります。将来への期待を議論する場ではありません。

小山町役場は、不正な会計処理で、町民に莫大な損失を与えています。地方公務員法をはじめとした関係法令に抵触した重大な過失を犯しています。

小山町は、現在、ほかの特別会計においても、ずさんな計画のまま事業に着手し資金の不足を補う手段もなく、町民のお金を持ち出すといった会計処理を行っています。

この不正な会計処理を止めなければ、町民は泣くに泣けません。

以上、認定第1号 小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算は、実態は1億円余の赤字であるのに、一般会計から不正に持ち出した金で黒字を装った不正な決算であることを指摘し、反対討論といたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。11番。

○11番（米山千晴君） 私は、認定第1号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について、賛成する立場から討論を行います。

本案は、町が進めております三来拠点事業のうち、湯船原地区に多くの地権者の御協力をいただいて上野工業団地を整備した事業でございます。

この工業団地を整備したことにより、今後様々な企業が町に進出し、数多くの雇用の創出が図られます。また、この先、工場などが進出することで、町にとっては大きな税収が生まれることは明らかでございます。

繰入金繰出金を上回るようになってしまったことは残念なことでありますが、先に述べたとおり、町に対して多大なる貢献がある事業であることは明白であります。

私は、この事業の認定に伴い企業誘致を積極的に進めることを強く要望し、賛成討論といたし

ます。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

---

日程第5 発議第2号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書

○議長（遠藤 豪君） 日程第5 発議第2号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。8番 鈴木 豊君。

○8番（鈴木 豊君） ただいま議題となりました発議第2号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案の意見書につきましては、5月31日の議会運営委員会において慎重審議・協議していただき、本議会に提案することに委員全員の賛成を得ました。

それでは、以下、意見書の朗読により提案理由の説明とさせていただきますので、お手元の意見書を御覧ください。

意見書第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書。

国際法史上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、2017年7月7日の国連会議で、国連加盟国の3分の2に当たる122か国の賛成で採択された。

核兵器禁止条約は、第1条において、核兵器の開発、実験、生産、製造及び保有、貯蔵、さらにその使用と使用の威嚇を禁止し、条約締約国に対し、自国の領域または自国の管轄もしくは管理のもとにあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備することを禁止している。

この歴史的な核兵器禁止条約採択への貢献が評価され、2017年12月10日にはノーベル平和賞が国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」（ICAN）に授与された。

世界163か国、7,847都市に加盟都市を持つ平和首長会議は、2017年8月の第9回総会で、「人類の悲願である核兵器廃絶への大きな一歩となる核兵器禁止条約の採択を心から歓迎する」「核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求める」とする核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議を可決した。

核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に呼応して、唯一の戦争被爆国である日本は、積極

的な役割を果たす必要がある。

よって、政府に対し、核兵器禁止条約に早急に署名し、批准されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月24日。静岡県駿東郡小山町議会議長 遠藤 豪。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣。

以上のとおり提出するものであります。

提出者、鈴木豊。賛成者、平野正紀、小林千江子、室伏辰彦、米山千晴、岩田治和。

よろしく御審議のほど御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 提出者の説明は終わりました。これから質疑を行います。

提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

鈴木 豊君提出の発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議員の派遣について

○議長（遠藤 豪君） 日程第6 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、7月3日から5日までの間に山梨県、長野県で行われる駿東郡町議会議長会視察研修会に副議長を、7月18日に静岡市で開催されます静岡県市町議会議員研修会に全議員を、7月30日に小山町で開催されます6市4町議会議長連絡会に副議長を、8月22日の町内の行政視察に全議員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。  
これで会議を閉じ、令和6年第3回小山町議会6月定例会を閉会といたします。

午前10時44分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 平 野 正 紀

署 名 議 員 牧 野 恵 一